

平成23年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成23年11月28日（開会）

平成23年12月16日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十三年第四回定例会会議録

(平成二十三年十二月)

垂水市議会

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (11 月 28 日) (月曜日)

1.開 会	4
1.開 議	4
1.会議録署名議員の氏名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 61 号～議案第 71 号 一括上程	6
委員長報告、質疑、討論、表決 (認定)	
1. 議案第 72 号 上程	11
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 72 号 (原案可決)	
1. 議案第 73 号～議案第 76 号 一括上程	13
説明、質疑	
議案第 73 号～議案第 76 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 77 号 上程	17
説明、質疑	
議案第 77 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 78 号～議案第 81 号 一括上程	19
説明、質疑	
議案第 78 号～議案第 81 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 82 号 上程	21
説明、質疑	
議案第 82 号 総務文教委員会付託	
1. 陳情第 5 号、陳情第 6 号、請願第 4 号 一括上程	23
各常任委員会付託	
1. 日程報告	23
1. 散 会	24

---

### 第 2 号 (12 月 6 日) (火曜日)

1.開 議	26
1. 一般質問	26
大菌藤幸議員	26
県内初の地域運営学校 (コミュニティースクール) 参加を	
N. I. E について	
鳥獣被害、有害駆除について	

農業用廃ビニールの処分法について	
感王寺耕造議員	32
華厳園へのアザレア参入問題について	
TPP問題について	
平成24年度の国の農業関連予算について	
堆肥センターについて	
消防行政について	
堀内貴志議員	44
垂水市の活性化対策について	
六次産業に対する市の取組みについて	
ドクターヘリの運用開始に伴い、垂水市はどのように関与していくのか	
川畑三郎議員	56
漁業振興について	
生活保護について	
北方貞明議員	60
財政調整基金について	
未収金滞納について	
危機管理監について	
池山節夫議員	70
幸福度について	
空き家について	
教育行政について	
池之上 誠議員	80
平成24年度予算編成について	
メガソーラーについて	
市道整備について	
1. 日程報告	88
1. 散 会	88

---

第3号（12月7日）（水曜日）

1. 開 議	90
1. 議案第83号 上程	90
説明、質疑	
議案第83号 総務文教委員会付託	
1. 一般質問	91
森 正勝議員	91
桜島架橋（道路）について	

低エネルギー社会について	
ゴミ問題について	
持留良一議員	97
来年度予算に関して	
介護保険問題について（第5期事業計画策定との関係で）	
生活保護行政について	
「住宅リフォーム助成制度」と「小規模修繕希望登録工事登録制度」の創設について	
農林漁業再生の基本方針行動計画（政府）と垂水の農業の再生の方向について（所管視察からの取組みを生かすために）	
軽油及びA重油の免税措置恒久化への取組について	
川尻達志議員	110
来年度予算について	
改革合理化について	
農政について	
漁業対策について	
商工観光対策について	
川越信男議員	121
公共施設の震災対策について	
浜平自治公民館のトイレ改修について	
徳留邦治議員	124
牛根地区の鉄道跡地について	
道の駅の交流施設について	
市道の環境整備について	
牛根地区の小学校について	
1. 日程報告	133
1. 散 会	133

---

第4号（12月16日）（金曜日）

1. 開 議	136
1. 諸般の報告	136
1. 発言の申し出	140
1. 議案第73号～議案第83号、陳情第3号～陳情第6号、請願第4号 一括上程	140
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第73号～議案第76号（原案可決）	
議案第77号（修正可決）	
議案第78号～議案第83号（原案可決）	
陳情第3号～陳情第6号（採択）	

請願第4号（採択）

1. 意見書案第3号～意見書案第6号 一括上程……………	145
質疑、表決	
意見書案第3号～意見書案第6号（原案可決）	
1. 垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙（当選）……………	149
1. 閉    会……………	150

平成23年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・28	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・29	火	休 会	
11・30	水	〃	(質問通告期限：正午)
12・1	木	〃	
12・2	金	〃	
12・3	土	〃	
12・4	日	〃	
12・5	月	〃	
12・6	火	本会議	一般質問
12・7	水	本会議	一般質問
12・8	木	休 会	
12・9	金	〃 委員会	産業厚生委員会（議案審査）
12・10	土	〃	
12・11	日	〃	
12・12	月	〃	
12・13	火	〃 委員会	総務文教委員会（議案審査）
12・14	水	〃	
12・15	木	〃 委員会	議会運営委員会
12・16	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第61号 平成22年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について  
 議案第62号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第63号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第64号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 65 号 平成 22 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 66 号 平成 22 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 67 号 平成 22 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 68 号 平成 22 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 69 号 平成 22 年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 70 号 平成 22 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 71 号 平成 22 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 72 号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案  
議案第 73 号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案  
議案第 74 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について  
議案第 75 号 垂水市医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について  
議案第 76 号 垂水市介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について  
議案第 77 号 平成 23 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）案  
議案第 78 号 平成 23 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案  
議案第 79 号 平成 23 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）案  
議案第 80 号 平成 23 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案  
議案第 81 号 平成 23 年度垂水市一般会計補正予算（第 7 号）案  
議案第 82 号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について  
議案第 83 号 平成 23 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号）案  
垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙について  
意見書案第 3 号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書 案  
意見書案第 4 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書 案  
意見書案第 5 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書 案  
意見書案第 6 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書 案

#### 請願・陳情

- 請願第 4 号 「住宅リフォーム助成制度」と「小規模修繕契約希望工事登録制度」の創設を求める請願書  
陳情第 5 号 郵政改革法案の早期成立の意見書の提出について  
陳情第 6 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書

平成 23 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 23 年 11 月 28 日

本会議第1号(11月28日)(月曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年11月28日 午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川尻達志議員、池之上誠議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月22日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月16日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成23年8月分及び9月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

例年ですと、朝晩の冷え込みとともに桜島からの降灰の影響を受ける季節となりましたが、最近では残暑のころから少なからず降灰に見舞われていたようでございます。そのような中、株式会社ニシムタ様より、手押し式の降灰除去車5台を本市に御寄贈いただきました。本庁舎を初めとします市内5カ所の公共施設に配置させていただきまして、清掃作業の際に使用させていただいております。

既に皆様方もテレビや新聞等で御存じのことと存じますが、10月1日より鹿児島中央駅と垂水市内宿泊施設を結ぶ無料観光バスの運行を、来年3月31日までの期間限定ではございますが、鹿児島県のふるさと雇用再生特別基金事業によりまして開始させていただきました。鹿児島中央駅を毎日午前10時10分に出発をし、鹿児島市内の主要観光地を経由した後、「道の駅たるみず」にて昼食をとっていただき、「森の駅たるみず」並びにホテル「アザレア」など市内宿泊施設に宿泊していただく設定でございます。翌日お帰りの際には、同バスにて朝8時に市内宿泊施設を出発し、鹿児島中央駅まで宿泊者の方々をお送りすることになっております。

ただし、宿泊者が少なく空席がある場合に限り、また垂水市内での観光を目的とされるお客様に限って、日帰りのバス乗車の御利用をいただいておりますが、お帰りの際は中央駅まで送るのではなく、垂水港終着でお願いしているところでございます。

乗車率などの状況でございますが、10月1日から11月20日までの間、427人の方に御乗車いただき、1日平均しますと約9人の方に御乗車いただいております。そのうち195人の方に御宿泊

いただきまして、1日平均にしますと約4人の方に御宿泊をいただいたこととなります。

平成22年度の鹿児島県の景観大賞を受賞され、垂水市の新たな観光名所となりました、中馬吉昭様、信子様御夫妻が管理されております「たるみず千本イチョウ」におきまして、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業により整備されました駐車場などが完成しましたので、その完成等に合わせまして11月19日にオープンニングセレモニーの開催を予定しておりましたところ、あいにくの豪雨により残念ながら中止となってしまいました。その日のオープンに合わせて無料観光バスのルートにも組み込まれましたことから、予約が殺到し、今後ますます乗車率がふえると考えられますので、これから市内宿泊施設などの活性化に期待が持てると思っております。

次に、毎年多くの皆様より御寄附いただいております「ふるさと納税」について、御報告をさせていただきます。

今年度11月24日現在、垂水市へ直接の寄附申し込みは、件数で201件、寄附申し込み金額は498万5,000円となっております。また、県経由での寄附申し込みにつきましては1件、寄附申し込み金額は3万円となっております、合計で501万5,000円の寄附申し込み金額となっております。財政の厳しい中、非常にありがたいことをございまして、ふるさと応援基金として積み立て、今後、有効に活用させていただきたいと思っております。

次に、本市におけます交通死亡事故の発生状況について御報告させていただきます。

11月24日までで4件の交通死亡事故が発生し、6名の方が犠牲となり、亡くなられております。県内の交通事故死亡者の約1割の方が垂水市で亡くなられている状況は異例の事態でございますので、本市といたしましては、交通死亡事故の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地

区交通安全協会や振興会、関係団体と協力をして、広報活動や四季を通じての交通安全運動などの周知徹底、さらに高齢者や子供たちへの交通安全教育を実施していきたいと考えておりますので、今後とも御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

次に、9月議会後の火災発生状況につきまして御報告させていただきます。

建物火災が2件発生しております。

10月23日下宮町において、住宅兼物置を全焼する火災が発生しております。

11月6日新御堂において、倉庫1棟全焼・住宅1棟部分焼失の火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

10月6日から7日にかけては、関西の旅行代理店などが大阪市・名古屋市・京都市で開催した関西方面の大学を対象としたスポーツ合宿の誘致イベントに出席しまして、春・夏のキャンプ並びに合宿で垂水市にお越しいただけるようPRとお願いをしております。

競技施設や宿泊施設などにつきまして多くのお問い合わせをいただきましたので、丁寧に、また根気強くPRや説明を行い、多くの合宿を誘致できるように努めてまいりたいと考えております。

10月9日には、岡山市の岡山城にて開催されました「宇喜多秀家フェス」に招待されておりましたので、ごあいさつと本市PRも兼ねましてお伺いをいたしました。豊臣政権下の五大老の1人、宇喜多秀家公を関ヶ原の合戦後、2年3カ月、薩摩藩の命により牛根の平野家がかくまっていたことが御縁となりまして始まりました交流をございまして、当日のイベント終了後、高谷岡山市長を初め岡山商工会議所会頭並びに役員の方々と親しく意見交換をさせていただきまして、今後の相互交流の充実と推進につきましてお話しさせていただきました。

10月16日に関西垂水会の役員会並びに総会が開催され、執行部からは私を初め副市長、総務課長、秘書広報係2名の計5名が、議会からは副議長を初め3名が、その他商工会長、観光協会会長などが出席いたしまして、総勢14名でお伺いいたしました。

15日の役員会におきまして、たるみず大使の制度について趣旨の御説明と大使への就任並びに御推薦をお願いいたしました。ふるさとと都市部をつなぐかけ橋的な役割を担っていただき、さまざまな情報交換などの連携によりまして、垂水の活性化につなげてまいりたいと考えております。

16日の総会では、約140名の参加者の皆様の前で本市の現状報告やふるさと納税へのお礼をさせていただきますとともに、ふるさと垂水市の近況などをお知りいただくための広報誌定期購読の御協力などもお願いいたしました。また、引き続き開催されました懇談会では多くの方々とお話し、意見交換をさせていただきました。

10月20日には、宮崎県の日南市において開催された九州市長会に出席いたしました。本年度2回目の九州市長会では、会務報告後、各県から提出されました行財政関係4件、社会文教関係5件、経済関係6件の合計15議案について審議し、全国市長会への提出議案とすることとなりました。

10月28日は、鹿児島市において開催された平成23年度第1回の知事と市長との意見交換会に出席し、その中で、津波対策の観点から、電柱などを利活用した標高の表示について御提案させていただきました。

11月8日には、鹿児島銀行垂水支店の平田支店長の仲介で、福岡市にて開催されました「九州インバウンド・ビジネス・フォーラム」に垂水市漁協の皆さんとともに参加させていただき、中国からお越しのバイヤーの方々に特産のカンパチのおいしさと「食の安心・安全」について

PRさせていただき、取引について積極的に御検討くださるようお願いいたしました。

11月9日から10日にかけては、鹿児島県主催の企業立地懇話会へ出席するため大阪市へ出張いたしました。300社を超える企業が出席し、貴重な意見交換をさせていただく場となりました。今後もこのような機会を利用して垂水市のPRに努めてまいりたいと考えております。

11月14日から15日にかけては、全国過疎地域自立促進連盟の理事会、総会などへ出席するため上京いたしました。また、地元選出国會議員なども訪問し、新たな過疎対策法の制度に関する要望活動を行い、今後も引き続き御支援・御協力くださるよう要望してまいりました。

11月16日には、東京都にて開催された全国青年市長会の研修会に出席させていただき、震災時における相互協力についてなど、貴重な意見交換をさせていただきました。

11月17日には、同じく都内で開催されました「九州国道整備促進協議会中央要望活動」に出席いたしまして、本市の社会基盤の根幹をなします国道の整備について、政府・与党を初め国土交通省、地元選出の国會議員の皆様に対しまして、予算の確保と整備推進をお願いいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、市長報告を終わります。

△議案第61号～議案第71号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第4、議案第61号から日程第14、議案第71号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第61号 平成22年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成22年度垂水市国民健康保険特

- 別会計歳入歳出決算認定について  
議案第63号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成22年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成22年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮迫泰倫）ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長川畑三郎議員。

〔決算特別委員長川畑三郎議員登壇〕

○決算特別委員長（川畑三郎）去る9月28日、平成23年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております平成22年度の垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、介護保険特別会計、老人保健施設特別会計、と畜場特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計及び簡易水道事業特別会計の各歳入歳出決算について、11月4日及び7日の2日間、決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、審査に当たっては、決算の性質にかん

がみ、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうかなどに重点を置き、審査いたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について審査いたしました。

最初に、一般会計について報告いたします。

まず、財政課より、平成22年度の主要な施策の成果報告がありました。

現下の厳しい経済情勢や政権交代に伴う国の予算構造改革のもとで、本市の財政運営について総括すると、まず歳入においては、主要財源である地方交付税は、基準財政需要額の算定経費に「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設されたことと、国の補正により追加交付があり増額となったものの、不況による市税の減収や、国庫支出金も定額給付金事業や地域活性化臨時交付金事業があった前年度に比べ大きく減額になったことなどから、歳入全体で2億2,719万3,000円の減額となったこと。

また、歳出においては、職員給の削減や退職手当などの大幅な減額による人件費の減額があったこと。普通建設事業費は、垂水中央中学校の大規模改造事業などの教育費はふえたものの、国の経済対策に伴う地域活性化臨時交付金事業、観光施設整備事業などを実施した前年度に比べ大幅な減額になったこと。

また、その他の経費では、今後の財政負担に備え、財政調整基金や減債基金等を積極的に積み立てを行うなど、財政改革プログラムに基づき無駄を省き、効率的・計画的な予算執行に努めた結果、一般会計における決算額の実質収支は3億3,759万1,000円の黒字であること。特別会計においても、健全財政に努めた結果、すべての会計において黒字であることが報告されました。

それでは、主な質疑について申し上げます。

最初に、総務課所管において、防災・行政情報ホットメールの活用についての質疑があり、「現在、登録件数が約800件と少ないため、今後、振興会長にもお願いするなどしてホットメールを活用していきたい」との回答がありました。また、「危機管理監は今後も継続していくのか」との質問に対し、「本市はこれまでいろいろな災害があり、安心・安全を守るためにも、情報収集能力の高さやネットワークの強さという点から、危機管理監は当面継続してやっていきたい」との回答がありました。

次に、財政課所管について、「財政調整基金は10億円を超えている状況にあるが、積み残しの生活道路等の工事についてはどう考えるのか」との質問に対し、「今後の財政負担を考慮して積み立てを行っているが、要望のあった点については、事業課等とも相談しながら対応していきたい」との回答がありました。

次に、保健福祉課所管について、「社会福祉協議会の運営費補助金の額が適当なのか。また、適切な運営がなされているのか」との質問に対し、「補助金については適正でないとは言えないが、地域福祉の充実という点ではもう少し手当てをしたほうがいいのではと考える。また、社協の運営については、体制の問題や人的な問題がもう少し整備されれば地域福祉が充実していくと思われ、現在、社協との情報交換もたびたび行っており、どうしても市が担うことができない部分については社協にお願いしていくなど、行政と社協が一丸となって地域福祉の充実を図っていきたい」との回答がありました。

次に、「がん検診等の受診率が上がっていないが、この受診率向上のためどのような対策をとったのか」との質問に対し、「母子健診については、無料券が発行されるようになって非常に受診しやすい環境にある。しかしながら、女性がん検診については、22年度は無料クーポン

券等が実施できなかったことや、他の検診についても個別通知や市報等で受診勧奨を促したが、住民に意識づけが足りなかったようである。今年度は、各種がん検診については、保健師が検診会場に出向いて問診や健康教育を実施している」との回答がありました。

次に、商工観光課所管について、森の駅の収支の今後の見通しについての質問に対し、「22年度は230万円の赤字が出ているが、これにはオープニングのPRをする必要から、テレビコマーシャル代の支出が265万円と大きかったため、今後はテレビ等による宣伝は節約しながら黒字経営に努めていきたい。また、夏場のお客は多いが、11月以降の閑散期は少ないため、集客を図るため、現在は鹿児島中央駅からの無料観光バスや宿泊料を半額に設定し、鍋プランやトレッキングのセットプランを用意するなどしており、これらを収入につなげていきたい」との回答がありました。

次に、特別会計決算について主なものを報告いたします。

介護保険特別会計について、「市内の認知症対応型共同生活介護施設は足りているのか。足りていなければ、認知症の方の対応はどうしていくのか」との質問に対し、「市内にグループホームが4カ所で56床あるが、待機者がおり、足りないと認識している。少子高齢化が進む中でこの問題は深刻であり、財政的な問題や専門性があるので、どういう方法があり、市がどういう形で関与できるのか、今後検討していきたい」との回答がありました。

以上のような審議を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、決算認定について討論をさせていただきます。

議案61号と議案64号について、同意できない立場で討論をしたいと思います。

まず、議案61号平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について、同意できない立場で討論をいたします。

垂水市を取り巻く情勢は、法人税は対前年比5%増になっていますが、景気動向を左右する所得の関係からは、市民税は前年対比8%の減になっています。この傾向は、平成19年度から市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など毎年のように減少傾向にあります。また、不納欠損でも執行停止や消滅時効などの処分があり、多額の収入未済額があるとも指摘もされています。改めて深刻な事態であることは明らかであります。このような中であっても、さらに一層自治体としての役割、福祉の増進、市民の暮らしと命を守るという施策への役割と責任が求められています。

そこで、問題点や評価する点、さらに今後への施策への要望を述べていきたいと思えます。

まず、全般的な観点からの問題について、施策の成果説明書に平成22年度の収支状況を次のとおり書いてあります。

実質収支については、健全財政の維持に努めた結果、3億3,759万1,000円の黒字となったが、平成21年度の実質収支と比較すると、地方交付税などの増により黒字額が大幅にふえたため、単年度収支については1億7,660万3,000円の増

額となった。財政調整基金の増減などを加味した最終的な収支の目安となる実質単年度収支は5億7,557万4,000円の黒字になったと記されています。地方交付税の増額や臨時交付金等で歳入に効果はありましたが、果たしてこの結果をどのように見るのかということがあります。

私たちは一般的な見方として、地方公共団体は営利を目的として存立しているわけではないとだれもが考えています。そうである以上、剰余においては、適度な剰余という観点での財政のあり方を見ていかないと、たやすことはできないと思います。

地方財政辞典では、適度な剰余とは後年度の財政調整の範囲内に求めるべきであって、おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいと考えられると書き、そして、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てるべきものであると求めています。平成22年度の収支状況では、私の試算ではこの数字を上回る関係にあると思います。本市の平成22年度の結果は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てるべきものであったと言えるのではないのでしょうか。

さらに、監査委員も指摘されていますが、平成21年度に続き不用額が多くなる傾向が見られるので、予算管理の徹底と効率的な執行に留意されたいと改善を求めています。これは、改めて予算のあり方や予算の管理に本来の行政が果たすべき責任と施策のあり方を厳しく問うているものだというふうに思います。

歳出の点では、予算の討論で、今日の予算のあり方について、公共事業に頼る景気対策は見直す時期に来ているのではないかと、実効性のある操業支援や住宅改修補助制度など個人消費を喚起する施策に重点を置いてほしいと、私は新聞記事を紹介しながらこの問題点を指摘してまいりました。

予算の内容は、こういう市民が求める内容に

については、ほど遠いものがあったのではないでしょう。一方では、子供の医療費の枠の拡大の継続や各種予防接種への助成など、市民生活を支援する点では評価できましたが、全体としての市民の暮らしを応援することでの生活安定対策は不十分だったと考えます。

また、職員給与の問題では、集中改革プランと人事院勧告に従って引き下げ、職員のモチベーションを低下させ、公務、民間の賃金引き下げの悪循環を引き起こすことになったと考えます。さらに、職員削減適正化計画により職員の削減をしてきたことで、過重労働、超過勤務によるメンタル疾患もふえてきています。市民のニーズの多様化、地方分権等による業務量の増大など多忙な中で職員の削減は、市民ニーズに的確にこたえるためにも、職員の健康管理の上でも大きなマイナスとなっています。

次に、来年度も含めて、今後の予算への要望を述べたいと思います。

1つは、農林漁業を土台から壊し、食の安全、医療、雇用などのルールを壊し、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらすTPPに参加しないように、国に強く働きかけていただきたいと思います。

第2は、地方交付税については、制度の維持と地方交付税率を引き上げることを求めています。

第3は、子ども・子育て新システムとのかかわりで、保育政策、幼稚園教育に重大な問題が出てくると考えられます。国に対しては、拙速な結論を出すのではなく、国民的な議論と、特に保育における国と自治体の責任の放棄をやめることなどを求めています。

第4は、福島原発事故で原発の安全神話は崩れ、原発にかわる自然エネルギーへの転換が求められています。本市においても、太陽光発電に対する独自補助の創設や他の自然エネルギーの研究と活用の推進を図るとともに、一般住宅

の耐震化対策もあわせて進めていただきたいと思います。

第5は、障害者福祉対策で、国において自立支援にかわる総合福祉法の検討が進んでいます。本市としても、障害者の権利を守り、発展させる具体的な要望を国に上げていただきたいと思います。

第6には、垂水高校存続のために、子供たちの学ぶ権利を守る立場から、小規模校、学級規模の見直しを強く県に求めて、存続のために努力していただきたいというふうに思います。

以上、評価する点、要望も含めまして、平成22年度垂水市一般会計歳入歳出決算の認定については同意できないと、私の意見といたします。

議案64号平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、同意できない立場で討論をいたします。

民主党政権は、制度の廃止の先延ばしと、国の補助で保険料の値上がりを抑えるという約束を守らず、二重の公約違反を犯しました。そんな中で当初の問題点が一層明らかになり、短期保険証の交付数がふえ、本来医療を制限してはならない高齢者へ自主的な医療抑制を強いることになっています。

以上のようなことから、後期高齢者医療制度は公約どおり速やかに廃止し、老人保健制度に戻すべきであります。

以上述べた理由により、平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定に同意できない意見といたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第61号及び議案

第64号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第61号及び議案第64号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第61号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第64号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第72号上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第15、議案第72号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

議案第72号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

人事院勧告が9月30日に提出されましたが、国は、この人事院勧告の実施を見送ることを決定したところでございます。

本市におきましては、人事院勧告や県の人事委員会勧告を受け、また他市の動向を踏まえて、

議案上程させていただいているところでございます。

今回提出しております議案は、人事院勧告等に基づき、職員の行政職給料表の減額見直しをしようとするものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条関係は、垂水市職員の給与に関する条例第4条に規定します別表第1を改正するものでございます。

別表第1の給料表の改正ですが、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げ改定となっており、2級から7級までの一部の給料月額について見直しがされております。

第1条関係の給料表の改正につきましては、実質的な影響を簡単に御説明いたしますと、2級から7級までの一部を除き、月額300円から2,200円の引き下げになるものでございます。

職員給与への影響ですが、人勧前の給与と比較しまして職員1人当たり平均0.27%の減額になりまして、月額900円程度、年額にして1万800円程度の減額になるものでございます。対象者が126名で、1人当たりの影響額は月額1,800円程度で、年額にして2万1,600円程度でございます。

次に、第2条関係になりますが、平成17年の人勧に伴う給与構造改革に基づき、平成18年4月から、減額した新たな給料表でこれまで運用してきました。この新たな給料表に切りかえるときに、当時の職員の給与額を保障するため、平成18年条例第13号の附則第7号で経過措置を規定しており、今回の人勧ではこの現給保障の部分も減額しようとするものでございます。

新旧対照表の最後のページになりますが、ごらんください。

改正の内容としましては、給料の切りかえに伴う経過措置を規定している第7項で、保障の基準となる給料月額に乗ずる調整率を第1号で100分の99.59から100分の99.12、第2号で100分

の99.83から100分の99.34に変更し、減額しようとするものでございます。

戻りまして、次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項は、条例の施行日を給料等の算定基準である12月1日にしようとするものでございます。

附則第2項は、今回の人勧で職員の給料表の改正があったところですが、4月時点からの民間給与との較差相当分を解消するため、減額の調整方法等を規定するものでございます。

附則第2項第1号は、本年4月から11月までに既に支給している給料や諸手当につきまして、0.37を乗じた額を12月の期末手当から減額しようとするものでございます。

第2項第2号は、本年6月に支給しました期末・勤勉手当につきまして、0.37を乗じた額を12月の期末手当から減額しようとするものでございます。附則第2号による影響額は、職員1人当たり8,000円程度で、12月の期末手当から減額するものでございます。

最後に、第3項ですが、詳細については、規定の委任規定でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時42分休憩

午前11時5分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど全協でもるる説明があ

ったわけなんですけど、私はやっぱり基本的には、この問題というのは地域経済にとっても大きいものだということで、6月だったですかね、この間も問題点を指摘をして、反対の立場を訴えてきたんですけれども、今度の人事院勧告をもとにということがいろいろ先ほどの説明でもありましたけれども、1点目は、もう3年連続のマイナスの勧告になると。1998年から13年間の平均的な給与でも、人事院勧告のこの中身でいくと約72万円ほど減らされているという大きな問題があると思います。このことは、やっぱり働いている人たち、いわゆる公務労働者にとって大きな問題になっているんだろうなというふうに思います。

第2は、40代、50代、いわゆるベテランというか中堅というか、そういう方々のところへの問題だということも出てきましたけれども、今後も相当程度の較差縮小を進めていきたいという、そういう趣旨も持っているということのようですが、そうなってくると、やっぱりベテラン、いわゆる職員の今後の生活の不安定さというんですかね、そういうこともやはり問題になってくるのではないかなというふうに思います。

そしてやっぱり3番目には、先ほど言いましたとおり、経団連とかそれから国税庁の調査でも、昨年比の関係でいくとアップになっているんですね。そうすると、本当にこの信憑性ですよ、マイナスの勧告の信憑性がどうなのかなという、僕らは非常に疑問に思ったりするわけなんですよ。一方では、政府は内需拡大ということで消費との関係でもやっぱりそのあたりの対策を打ち出していますけれども、一方、やることはこのような形で削減をしていくということは、やっぱりある意味では相反するような政策じゃないかなというふうに思います。

そこで、市長にお聞きしたいんですけれども、やはり地域経済にとって公務員の影響は大きいと思うんですが、この点について1点と。

それと、やっぱり内需拡大、経済活性化という点で、やはりここで相当の対応というのを市長にも求めていかなきゃならないんですけども、そういう点で、やはり今回これに踏み切られた市長自身の背景について、考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、御質問がありました地域にとっての影響ということで考えますと、御指摘の部分はあろうかと思えます。内需云々ということもありますけれども、ただ、震災の影響もあったりして日本全国が大変厳しい状況の中で、国のほうは人事院を見送るということでございましたけれども、本市はこれまで国の数字に従ってやってまいりましたので、今回もその人事院の勧告を重視してやっていくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

**○池山節夫議員** 市長でも総務課長でもいいんですけど、県の勧告と国の勧告、国のほうをとっているんですかね。その議論というのは、県に準じなかった、国に準じた、その辺の議論はどんなことなのか、その辺をちょっと教えてください。

**○総務課長（山口親志）** 今回、数字も違いますので、国と県の人事院が違うのはなんですが、垂水市はスタート時点からずっと国の人事院をとっておりますし、それで鹿屋市は県の人事委員会をとっております。定かではないんですが、やはり部長制度等もあるところが県の制度をとっているんじゃないかという関連もありますが、ただ、このあたりはすべて組合と交渉する時点でも、それから今までこういった導入をするにしても、本市は国の人事院のほうのベースにすべて今までできておりますので、今回も国の人事院をとったということで、各市町村が県をとるか国をとるかも調査はしてありませんが、

そのような県の人事委員会をとっているところが2～3あるというのはお聞きしておりますが、先ほど言いました部長制とかそのようなものもあるのかもしれませんが、定かではありませんが、ただ、スタート時点からどっちを優先してとってきている、どっちをベースにしてとってきているかということで対応しているかのように聞いております。

ですから、今回は国の人事院を準用させていただいているところであります。（「わかった」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第72号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 御異議がありますので、議案第72号は起立により行います。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（宮迫泰倫）** 起立多数です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△議案第73号～議案第76号一括上程

**○議長（宮迫泰倫）** 次に、日程第16、議案第73号から日程第19、議案第76号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市企業等立地促進条例の一部  
を改正する条例 案

議案第74号 鹿児島県市町村総合事務組合を組  
織する地方公共団体の数の減少及び同組  
合規約の変更について

議案第75号 垂水市立医療センター垂水中央病  
院の指定管理者の指定について

議案第76号 垂水市立介護老人保健施設コスモ  
ス苑の指定管理者の指定について

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○企画課長（倉岡孝昌）議案第73号垂水市企  
業等立地促進条例の一部を改正する条例案につ  
いて、御説明申し上げます。

垂水市企業等立地促進条例は、本市に事業所  
を設置し、創業を開始した者に対して補助金を  
交付し、本市経済の振興及び雇用の増大を図る  
ことを目的として制定された条例でございます。

本条例の一部改正は、昨今の厳しい社会情勢  
の中で企業立地は厳しい現状にございますこと  
から、今回上程いたしました改正案により、事  
業所増設の場合の補助金交付要件などを改正し、  
事業所増設により経営規模の拡大など図りやす  
い環境をつくることで、本市経済の振興及び雇  
用の拡大につなげようとするものでございます。

条例の改正内容につきまして、新旧対照表に  
より御説明いたします。

まず、第3条についてでございますが、表中  
の下線を引いた表記にありますように、補助金  
の交付対象になります増加する新規地元雇  
用者の数について、他市町の事例も参考に、増  
設の場合は新設時に比べて雇用者数が少なく  
ても交付対象にできますよう、増設の場合、5  
人以上とする要件を追加したものでございま  
す。

次に、第4条は、表中の補助金の額及び交付  
について、下線で表記しておりますとおり、「市

内に事業所の新增設に要した土地、建物、機  
械等の取得に10分の1を乗じて得た額。た  
だし、5年分割で交付する」とありますもの  
を「市内に事業所を新設し、又は増設するた  
めに要した土地、建物及び機械等の取得に1  
0分の1を乗じて得た額。ただし、5年分割  
で交付する」との表現に改め、また、限度額  
については、増設の場合の規定を追加するた  
めに、新設の場合と増設の場合とに分けた表  
記にいたしまして、追加した増設の場合の（1）  
5人以上10人未満、1,000万円、（2）と  
して、10人以上、2,000万円の限度額を  
追加したものでございます。

また、第2項として、増設の場合などでの補  
助金の合計額が多額でない場合として、補助  
金の合計額が400万円以下である場合は、全  
額を一括して交付する条項を追加したもので  
ございます。

なお、附則として、この条例は、公布の日  
から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど  
よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（山口親志）議案第74号鹿児  
島県市町村総合事務組合を組織する地方公  
共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合  
事務組合規約の変更について、御説明申し  
上げます。

提案理由でございますが、本市が加入してい  
る鹿児島県市町村総合事務組合からの協議  
依頼に基づきまして上程するものでございま  
す。

鹿児島県市町村総合事務組合の規定の変  
更につきましては、平成24年4月1日から、  
組合を組織する地方公共団体から奄美自治  
会館管理組合を脱退させ、組合の共同処理  
する事務のうち、ドクターヘリの代替運航  
に伴い、救急患者発生に対応する医療従事  
者の確保に関する事務等を共同処理する組  
合市町村に鹿屋市、枕崎市、阿久根市、  
出水市、指宿市、垂水市、日置市、曾  
於市、南さつま市、志布志市、南九州市、  
伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、大  
崎町、東串

良町、錦江町、南大隅町、肝付町を加入させるものとなっております。

本年12月から運航が開始されるドクターヘリの重複要請時において、鹿児島県消防・防災ヘリコプターを活用したドクターヘリへの代替運航が行われることに伴いまして、本市が加入しております鹿児島県消防・防災ヘリコプター搭乗医師等確保協議会は年度いっぱい解散しまして、これらの事務を鹿児島県市町村総合事務組合が行うこととなりますことから、加入するものであります。

鹿児島県市町村総合事務組合規定を改正するために、同組合を組織する全部の自治体と総合事務組合との協議が必要になることから、本市においても、他の自治体同様に議会の議決を求めます。

以上ですが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 議案第75号垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定及び議案第76号垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定につきましては、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

この両施設は、いずれも開設時から公設民営型として管理運営を社団法人肝属郡医師会に委託、平成18年4月からは指定管理者を導入し、現在に至っておりますが、両施設とも2期目の管理代行期間が平成24年3月31日をもって終了いたしますことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び条例施行規則にのっとり、指定管理者の候補者選定委員会を開催し、引き続き社団法人肝属郡医師会とする選定があったため、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、垂水中央病院と垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の管理を行わせる指定管理者として、肝属郡医師会を指定するに当たり、

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とすることといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（宮迫泰倫）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○感王寺耕造議員** 1点だけ、議案第73号です。垂水市企業等立地促進条例の一部ということですが、企業等ですね、この部分の規定についてちょっと教えていただきたいと思います。

と申しますのが、農林水産業分野ですね、例えば漬物の工場をつくるとそういった場合、これは企業だと私は思っているんですね。そしてまたもう1点、水産業関係でもグローバル・オーシャンさん、この部分も企業に当てはまるんだと認識しているんですね。ただ、今、農業分野で申しますと、高齢の部分で土地が遊んでくるという状況がございます。そうした場合、農事組合法人もしくは個人経営の農家さんでも5名程度雇用して事業をやろうという部分も出てくると、これからは想定されるわけですが、そういった農林水産業の現況の部分ですね、生産現場の部分までこの企業等の部分に含まれているのかですね。条例をちょっと私、時間がなくて見られなかったんですね。その部分の規定についてどうとらまえるのか、企業等という部分について。ちょっとその点だけ、1点だけ教えてください。

**○企画課長（倉岡孝昌）** ただいま御質問にありました農業分野への事例は今まではないところですが、事業所の定義といたしまして、物の生産及びサービスの提供がなりわいとして、業として行われている場所というふうな定義がございます。この定義から申しますと、

一般的には、先ほど申されましたグローバル・オーシャンさんも適用されますし、これまでありました山田水産でありますとか、理喜さんですか、そういうところなどが適用されてきたところでございます。

今、御質問にありました農業生産の部分につきまして、ちょっと即答できませんけど、ちょっと検討してお答えさせていただきたいと思えます。

**○感王寺耕造議員** 今お答えいただいたわけですが、物の生産ですね、この部分は農業産品、水産産品でも、これは一次の部分ですけども、これは物の生産に当てはまるわけですよ。もう1点、個人経営の農家でも例えば100%の産出額の分を50%は一次産品で売買するよと、そして20%は受託する部分でやるよとか、30%は漬物の部分ですね、産業化してやるよという方向性もやっぱり出てくると思うんですね。だから、そのこの分の規定の部分、もうちょっと詰めて、条例の部分の見直しとかですね。あと、これは市長の意向が大きいと思えますので、その部分を経営会議のほうできちんとして、もう1回また教えていただければと思っています。もう答えは要りません。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに。

**○持留良一議員** 議案75と76、指定管理の分です。今回公募によらないということで指定管理の手続をされたというふうに認識をするんですけども、この中で、手続等の中で出された意見とか要望とかそういうものはなかったのかですね、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今、御質問の件につきましては、公募によらない第5条の規定を運用するというのでしております。通常、開設当時から医師会の運営ということで、委員会の中でもほかのという話はあったんですけど、現実の問題として医師会の運営が今まで効率的

にされておりますので、その分を継続して行うということで、特段反対の云々はありませんでした。

**○持留良一議員** いや、そのことではなくて、その中で、当然先ほど言ったとおり、公募によらないということを冒頭言いましたけれども、その中で、例えば要望とか、ある意味での意見とかいろいろ出るかと思うんですね、いわゆる指定管理に基づいてですね。そのあたりのいわゆる改善も含めた形での、委託するに当たっての、指定管理をするに当たっての要望とか意見はなかったのかということなんです。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 医師会自体が効率的な運営という健全経営、自分たちの自助努力をするということで今まで合意しておりますので、特にそういう意見はございませんでした。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 先ほどの感王寺議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しました、定義は物の生産をなりわいということでございますが、法人にかかわらず補助できるということで、農業生産法人なども対象になるということでございます。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

それに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第76号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第77号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第20、議案第77号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男） 議案第77号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を御説明申し上げます。

議案と同時に、補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

なお、その資料の上部に補正後の予算額を記載してございますが、93億3,604万7,000円と誤って記載しております。正しくは、93億3,604万7,000円でございます。3が1つ多くなっておりますので、おわびして修正をお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

説明に入りますが、今回の補正は、療養病床転換に係る施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、退職手当基金積み立て、市営住宅の修繕料等の増額補正と、職員給の一部カットなどによる人件費の減額補正等を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも4,250万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は93億3,604万7,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

12ページをお開きください。

歳出の事項別明細でございますが、人件費以外の主な事務事業等の補正について御説明いたします。

1目一般管理費の積立金でございますが、退職手当基金積み立てでございます。平成24年度以降退職者がふえることから、基金積み立てを行い、平準化を図るものでございます。

14ページの企画費、負担金、補助及び交付金は、地域公共交通活性化協議会乗合タクシーの運営交付金と大野地区へのまちづくり交付金でございます。

次に、19ページをごらんください。

民生費の3目障害者福祉費の扶助費でございますが、対象者がふえたことにより事業費の増額でございます。

次に、20ページの12目介護保険事業費でございますが、負担金、補助及び交付金は、グループホームの開設に係るもので、運営事業所への補助金でございます。県の基金による100%補助事業でございます。

次に、21ページをごらんください。

2目児童措置費の負担金、補助及び交付金は、多子世帯保育料等軽減事業補助金でございますが、3人以上が対象でございます。

次に、23ページの3目予防費の委託料でございますが、日本脳炎等の接種対象者が広がったことなどにより、新規の予防接種が多く見込まれるものでございます。

次に、24ページの2目し尿処理場費の負担金、補助及び交付金でございますが、施設管理公社への運営交付金でございます。

26ページをお開きください。

10目堆肥センター費の修繕料は、堆肥攪拌機のチェーン交換等に要する費用でございます。

次に、32ページの1目住宅管理費でございますが、需用費の修繕料は、入居予定の室内の修繕等でございます。また、工事請負費は、錦江町定住促進住宅の浄化槽改修工事費でございます。

次に、36ページをごらんください。

3目中学校施設整備費の委託料でございますが、垂水中央中学校の空調設備設置事業の設計委託料でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして

5 ページをお開きください。

事項別明細書の総括表及び7ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、指定寄附金などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金や諸収入の過年度収入等を充てて、収支の均衡を図っております。

なお、寄附金につきましては、9ページになりますが、一般寄附金は関西垂水会様から、教育寄附金は垂水市市民薬局様より、いずれも昨年に引き続き賜りました。また、総務費寄附金は、東日本大震災支援金として、たるみずふれあいフェスタ実行委員会より賜っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（宮迫泰倫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 1点だけ。

1つは、衛生費の、先ほども決算のところで検診の問題等いろいろ出て、評価する点と、また努力しなきゃならない点がいろいろ出たんですけども、この点については、交付金ということで来年度以降どうなるかと私たちも危惧しているんですが、例えば妊婦検査なんかはやっぱりきちっと継続してほしいんですが、万が一、そういう国が対応しない場合にこの問題について今の段階でどう、今の結果を含めて対応される考えなのか。

もう1つは、土木費の橋梁長寿命化調査委託問題なんですけど、今回、別途あったということで調査の箇所が増によるというふうなことが出ていますけれども、今、策定されているのか。いわゆる修繕計画ですね、これは今どういう段階にあるのか。そして今後これに対して、来年度含めてですけれども、計画が具体化していくのか。そのあたりについて質問したいと思います。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今、御質問ございました検診等につきましては、引き続き23年度同様やっていきたいというふうには考えております。ただ、定期健診等につきましては国の施策等もございます。その動向をよく検討しながら、対応していきたいというふうに思っております。

**○土木課長（深港 渉）** 御質問のありました橋梁長寿命化の計画でございますけれども、今回の補正につきましては、県全体の要望枠といいますか、それに合わせまして最大限の一番の垂水市への割当額の、目いっぱい使わせていただくという意味の増額になるということでございます。

それと進捗度でございますけれども、この橋梁長寿命化につきましては22年度からかかっているわけでございますけれども、いよいよ今年度をもちまして全体の橋梁の計画そのものが終わって、これが認証されますと、いよいよ来年度以降修繕に入ることになってございます。現在のところ、この認可の認定日といいますか、これのところがまだ明確に来ておりませんが、少なくとも来年度には一部工事着手できる予定と考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに。

**○持留良一議員** 国の動向を見てということでしたけれども、やっぱり受ける側にとったらやはり引き続き要望というか、その制度は維持してほしいと。もし、国が関与しなければやっぱり市町村でということがあろうかと思うんですけども、そういう経過や結果、そういうことを踏まえて、市長、この問題に対して国が対応しなければ、やっぱり市町村で特にやっぴんだという、そういう決意があるのかどうか1つと。

あと、橋梁工事について県との関係がありましたけれども、県の補助とか、具体的なそうい

う関係するものについて対策はあるのかどうなのか。そうしないと、やっぱり市町村の持ち出しで大変だということではなかなか計画ができていないということも指摘をされているようなんですけれども、そのあたりについては、推進していくためにはやっぱり安全対策、損傷がひどくなっているところも多いかと思うんですけれども、そういう点では意向はあるのかどうなのか。その点についてお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥）今、担当課長がお答えいたしましたけれども、基本的に国の動向を見てですね、ただ、施策的には必要なことだと思っておりますので、その状況を踏まえて判断をしたいと思います。

○土木課長（深港 渉）橋梁長寿命化計画でございますけれども、これは現在のところ、委託につきましては、御存じのとおり、社会基盤の総合整備交付金という事業の中で行ってまして、実施の場面につきましてもこの流れになるということはお聞きしております。しかしながら、全体的な明確な補助率といいますのがまだ決定されていないということになりまして、これは極端に言えば各種の状況に合わせてということもちょっと聞いておりますけれども、いずれにしても、実施の部分についても今のところはまだ補助金が該当できるということになってございます。

以上でございます。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第78号～議案第81号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第21、議案第78号から日程第24、議案第81号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第78号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第79号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第80号 平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市民課長（白木修文）議案第78号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、保険給付費において、退職被保険者等の療養費について、今後の所要額を見込み増額補正するものでございます。

1 ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出とも71万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を27億9,671万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、4ページをお願いします。

1 款総務費、5 項医療費適正化特別対策事業費は、県が本年度から5カ年計画で取り組む脳卒中対策プロジェクトの一環として実施するデータ分析の各市町村負担金の増額補正でござい

す。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、今後の退職被保険者の増加に伴う療養費の増嵩と今後の動向を見据えて、年間所要見込み額分を増額補正するものでございます。

5 ページの11款、1 項償還金及び還付加算金は、平成22年度国民健康保険出産一時金等補助金の交付額の確定による返還のための増額補正でございます。

次に、歳入についてですが、3 ページをお願いします。

14款市債は、支出の均衡を図って増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○市民相談サービス課長（前木場強也）** 議案第79号平成23年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、交通事故による見舞金の支払いが増加したことにより、事業費の負担金、補助及び交付金の見舞金を増額することが主な理由でございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を954万3,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。

歳出につきましては、1 款事業費の補正になりますが、見舞金に不足が生じたため、負担金、補助及び交付金の見舞金を増額しようとするものでございます。

次に、4 ページをごらんください。

歳入につきましては、1 款共済会費収入を実績により減額し、3 款繰入金の基金繰入金を増額いたしました。

また、4 款繰越金の前年度繰越金を実績により増額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** それでは、議案第80号平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、予算の増減はなく、全体予算の範囲内で過不足を生じることが見込まれる費目につきまして組み替えをするものでございます。

歳出について御説明いたします。

4 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費の負担金、補助及び交付金でございますが、小規模多機能型居宅介護費の減額は、その下にございます2 項介護予防サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費の19負担金、補助及び交付金の介護予防小規模多機能型居宅介護費に不足が生じることから減額を行い、次の認知症対応型通所介護費の増額は、今後の支出に不足が生じるため、同じ節内の小規模多機能型居宅介護費から組み替えを行うものでございます。

次でございますが、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費の負担金、補助及び交付金は、介護予防福祉用具購入費に不足が生じることから、同じ節内の介護予防居宅サービス給付費から組み替えを行うものでございます。

次に、3 目地域密着型介護予防サービス給付費の負担金、補助及び交付金は、介護予防小規模多機能型居宅介護費に不足が生じることから、先ほど御説明いたしました1 項サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費の負担金、補助及び交付金の小規模多機能型居宅介護費から組み替えを行うものでございます。

次に、5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、2 目一時予防事業費、4 節共済費は、保険料の改定に伴い、臨時職員の社会保険料支出

に不足が生じるため、報償費の謝金等から組み替えを行うものでございます。

次に、2項包括的支援事業費・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の共済費でございますが、保険料率の改定に伴い、非常勤職員の社会保険料支出に不足が生じたため、報償費の謝金等から組み替えを行うものでございます。

次に、歳入でございますが、今回の補正が予算の範囲内での歳出組み替えのみで、変更は特にございませぬ。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○財政課長（北迫睦男）** 議案第81号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災・原子力災害からの復興予算である国の第3次補正予算に、全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る予算が盛り込まれたことから、平成24年度に計画しておりました新城小学校、柗原小学校及び垂水中央中学校の空調設備設置事業を前倒しして実施するもので、それらの経費を予算措置しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1億6,320万2,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は94億9,924万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

3ページの第2表地方債の補正でございますが、小・中学校の空調設備設置事業債に係る緊急防災・減災事業債として新たな借入れをするものでございます。充当率は100%で、後年度に元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

6ページ及び7ページをお開きください。

歳出の事項別明細でございますが、小学校費は、新城小学校と柗原小学校の2校分の実施設計委託料と工事費及び事務費でございます。中学校費は、垂水中央中学校に係る分でございますが、同様の事業費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして5ページをお開きください。

歳入明細にお示ししてありますように、国庫補助金と市債の特定財源を充てて収支の均衡を図っております。

なお、補正第7号案は、国から県を通じて、空調設備設置事業は平成24年度は予算獲得が非常に厳しいことから、今回の補正による前倒し事業を活用したほうがいいとの連絡を受けたことに対応したもので、第6号補正予算案の編成終了後であったために、急遽、第7号補正予算案を提案させていただきました。御了承をいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（宮迫泰倫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第81号までの議案4件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第82号上程

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第25、議案第82号内ノ

野辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。

○企画課長（倉岡孝昌）議案第82号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

内ノ野辺地に係る総合整備計画につきましては、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の市道内ノ野線の整備事業について議決をいただいているところでございますが、今回、当計画に「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」総合整備を加えて、議会の議決を求めようとするものでございます。

総合計画の変更内容につきまして、総合計画書に添付いたしております資料の3ページから4ページにございます年次計画表で御説明申し上げます。

平成23年度計画から平成25年度計画の欄をごらんください。

平成23年度において旧猿ヶ城キャンプ場周辺の遊歩道整備を計画し、平成24年度に遊歩道整備、多目的広場兼駐車場の整備、温泉施設整備及び橋梁の設計、下部工事を計画いたしております。また、平成25年度にはつり橋の上部工事を計画し、3年間の総事業費は9,981万7,000円といたしております。

事業実施箇所につきましては、次ページの位置図を御参照ください。

なお、辺地に係る総合計画の策定及び変更に当たりましては県との協議を要しますが、今回の総合整備計画の変更につきましては、その協議は調っているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 工事名で多目的広場という資

料がございませうけど、これ用地等もこれに、九千九百幾らですか、入っておりますか。

それと、これ冷泉の源泉、貯水タンク、それから、また舗装をはぎ取って、各8軒のバンガローといいますか、これに温泉水を供給する予定でございませうか。ちょっとお聞きします。

○商工観光課長（塚田光春）大園議員の質問にお答えします。

この多目的広場の購入につきましては、旧森林管理署の土地でございまして、これは22年度の繰り越しで今、購入の準備をしているところでございます。

それから、冷泉の活用なんですけれども、これは旧餅井荘の冷泉を活用したもので、先ほど御指摘のありました、新たに掘り返すのかということにつきましては、やはり道路部分は横断部分の配管をするのに対して掘ることになるかと思っております。ただ、コテージの場内につきましては後ろのほうから回しますので、舗装のないところを掘るといふうにしたいというふうに思います。

○大園藤幸議員 多目的広場の用地の件は了解いたしました。

森の駅の工事の途中に、あれ、もちろん非公式ですけども、この冷泉を相談をして、管だけでも入れておったほうがいいんじゃないのというような提案もしたんですけども、どうなんですかね、やっぱり補助事業等の関係でできなかったのか。今となっては仕方がないんでしょうけど、やはり、たき風呂もありますし、冷泉で何ら問題はないわけだから、貯水タンク、貯泉タンクといいますか、これ24時間。当初冷泉の量が少ないというようなこともお聞きしましたけれども、24時間たれば大した問題じゃないと。温泉の場合は普通セルキットタンクとかいう表現をするんですけども。今からでも遅くはございませぬので、確かにいい方法。

そして、この多目的広場の利用価値といいま

すか、どのようなものかをまた次の機会に教えていただければと思います。

以上でいいです。よろしいです。

○議長（宮迫泰倫）ほかに。

○堀添國尚議員 今回の冷泉のことなんですけど、これは市内外からよくもらいに来たりされているんですが、そこらあたりはどうなるんですか。全部この貯水タンクのほうに回すんですか。そういう利用者にとってはどういうふうになりますか。

○商工観光課長（塚田光春）今、毎分18リットルほど出ておりますので、これを12トンタンクにためて利用していきたいというふうに思っておりますけれども、タンクにためた場合、どうしてもまだ余る部分もありますので、そこら辺はやはり市民へも一部は提供していきたいというふうには今、考えているところでございます。

○堀添國尚議員 わかりました。それはどこで提供する、タンクのところに提供する蛇口か何かつけられるんですか。そこらあたりはどうなりますか。

○商工観光課長（塚田光春）設計はこれからやりますので、そこら辺は、タンクやら、取水口やら、重々検討しながらやっていきたいというふうに思います。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△陳情第5号、陳情第6号、請願第4号  
一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第26、陳情第5号及び日程第27、陳情第6号並びに日程第28、請願第4号の陳情2件及び請願1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第5号 郵政改革法案の早期成立の意見書の提出について

陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書

請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」と「小規模修繕契約希望工事登録制度」の創設を求める請願書

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの陳情2件及び請願1件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第5号及び陳情第6号並びに請願第4号の陳情2件及び請願1件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明29日から12月5日まで、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月6日及び7日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、11月30日の正午までに質疑事項を具体的に

文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）今日は、これもちまして散会いたします。

午前11時59分散会

平成 23 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 23 年 12 月 6 日

本会議第2号(12月6日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港渉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年12月6日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

なお、質問については通告制をとっておりますので、関連質問、通告外の事項については質問することはできませんので、御協力を願います。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、3番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 皆さん、おはようございます。

きょうは非常にいい天気で、しかしながら、最近になって、北西の風に乗って我が垂水市方向に桜島の降灰が毎日のように被害をもたらしております。ことしも師走に入りまして、朝晩はめっきり冷えてまいりましたが、この降灰の被害等に、ことしは東日本の大震災ということ

で、この降灰の被害も風化させないように関係機関で一生懸命、県に、国をお願いをしていかなければならないと思っております。

議長に許可をいただいておりますので、早速質問に入らせていただきます。

県内初の地域運営学校、コミュニティースクール、このテーマは、22年4月に垂水市の4中学校を統合して現垂水中央中学校が開校いたしました。21年の12月の定例会におきまして私は御提案を申し上げております。

そもそも地域運営校とは何かということを経験、教育長と議論をさせていただいた記憶がございますが、その時点で教育長の答弁の中に、地域運営校にはさまざまな問題点もあるという答弁をいただいております。その後、教育委員会としてどのような検証をされたのか。

今議会開会当日の朝に南日本新聞の社会面で、鹿児島県とたしか長崎県だったですかね、地域運営学校はゼロと。21年当時、私が御提案申し上げたときには、私の記憶の中でたしか京都が先進地であったと記憶をしております。京都の場合は政令都市であって、地域運営校に指定するにさほど異論がない、難しくないという答弁をいただいております。しかしながら、その後、九州管内でもいろいろと地域運営学校、コミュニティースクールを設置をしておられるようがございます。

なぜ、当時、この地域運営学校を指定すべきと、地域運営学校に垂水市の中央中学校を指定すべきとお話を申し上げましたかといいますと、4中学校、南から北まで、牛根中、南中まで、各地方の児童生徒、保護者はさまざまな不安材料を抱えて統合をしたはずでございます。中学校が統合されてどのような問題が起きてくるのであろう、そして子供は安心して学校生活になじんでいけるのか。これは垂水市民、児童生徒、保護者は特に懸案材料であったと思います。

再度ここで申し上げるべくもなく、中学校の

トイレ等でも若干の問題点があったようにお聞きをしております。前回9月議会においては、一教師による体罰事件も発生しており、やはりこの問題を教育委員会も学校関係者も風化させてはならない。体罰は容認できるものではございませんが、その言葉そのものに、体罰という言葉そのものを、そのものから逃げてはいけません。よって、今回、再度、地域運営校に指定をすべきものではないかと、このような考えから質問申し上げます。

2点目に、N I Eについて。

これは、過去に池山先輩から御質問がございましたが、十数年前に垂水市のある学校活動以外の場で、新聞を通して読解力を高め、国語力のアップとともに、数学等でも優秀な成績をおさめるように教育をした方もおいででございます。垂水市では協和の中学校が最初に取り上げておいででございます。今は垂水中央中学校でも同様の取り組みがなれているとお聞きしますが、その取り組みをお聞きするものでございます。

3番目に、鳥獣被害、有害駆除について。

これは、過去にも先輩議員から、牛根方向でのサル害、イノシシ害等がある。物とお金と人を使ってこの駆除の方向を考えていただかないと、今後農業はどんどん衰退していくという発言がございました。

そこで、有害駆除というのは、猟期以外の時期にイノシシ等の狩猟を猟友会に依頼されるものでございますが、真夏の暑いときに、せつかくの休みの日を使って猟友会の方々は有害駆除に出かけられております。しかしながら、イノシシを1頭5,000円とか、その程度の駆除料金でございますが、必ず1頭しとめるものでもなく、そこには銃砲代、火薬代とかいろんな負担がある。私に行けと言っても、私は行きません。猟友会員でもございませんし、それなりの能力も持ち合わせておりません。猟友会の方々は大多

数がボランティアの精神をもって駆除に当たられているはずでございます。

新年度予算もそろそろ固まってくることでございましょうが、やはり農業の衰退を食いとめるには鳥獣被害への対策も考えなければなりません。将来的に有害駆除に対してどのような施策を打てるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、農業用廃ビニールの処分法について。

野山を回ってみますと、あちこちに廃ビニールが投棄をされております。この廃ビニールは産業廃棄物として取り扱わなければならないような気がいたしますが、現に串良と大崎に廃ビニールを常時無料で引き取っていただける業者さんがございます。私は、生活環境課のほうに2年もしくは3年前に非公式で、そのような施設が大隅半島にもある、相当な機動力を有しております。ベルトコンベア、そして大型の重機、スタッフも7~8名おいででございます。それをチップにして、農家から持ち込まれた廃ビニールをチップにして、ラップして大型車で搬出をしておいででございます。無料で引き取るということは、再利用するための施設であり、再利用への道が開けている。

今回このことを一般質問で取り上げましたのは、非公式な場でお話を差し上げてもなかなかその結果が出てこない。ならば、しっかりとした議論をもって農家のために廃ビニールの処分方法を考えなければならない。

要するに、収穫時期はどの農家さんも大体似通ってはおりますが、片づけの時期に日にちが合うことはほとんどございません。野や畑に野積みをしておきますと、害虫もわきます。それは、農家の方々が常時持ち込める施設であれば、農業への意欲もわいてまいります。よって、今後、垂水市のほうで常時受け入れ可能な場所を探していただいて、農業の推進に力をおかしいただければと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○教育長（肥後昌幸）** 地域運営学校について、大藪議員の御質問にお答えをいたします。

地域運営学校につきましては、これまで2回、御質問をいただいております。これまでの経過等についてお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、現在、鹿児島県では指定校はございませんが、全国では本年4月現在で、幼稚園から小・中学校、高等学校、特別支援学校の789校が指定されているようでございます。その全国の実施状況に基づき、成果と課題について改めて情報収集、研究をしてまいりました。

例えば、文部科学省の「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」の報告によりますと、成果としましては、学校と地域の人々が目標を共有し、ともに行動をしていく関係の構築に効果を発揮している。協議会が校長のよきアドバイザーとなることで、校長のリーダーシップが一定の緊張感のもとで、自立と責任ある学校を目指す経営が徐々に行われつつある。3番目に、現行の制度体系下において、地域とともにある学校づくりのために有効な仕掛けであるなどが挙げられております。

課題としましては、学校運営に対して責任ある意見を述べる制度については、学校側、地域住民の双方に抵抗感がある。2番目に、学校と地域の信頼関係や協力関係が未成熟である場合や実行体制が整っていない場合等には、協議会そのものが形骸化しやすい。3番目に、学校評議員など、趣旨が重複する制度が並立している。そのほか人事上の問題点などが指摘されております。

また、同じ報告では、コミュニティースクールによらず、保護者、地域住民等が学校運営に参画する仕組みを構築しているケースについても、1つの姿としてとらえていくことが必要であると述べております。例えば、学校応援団や学校評議員の発展型、学校関係者評価委員会の

発展型などが挙げられます。

そこで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指すという地域運営学校の趣旨はとても大切なものでありますので、本市としましては、まず平成24年度、来年度からでございますが、県教育委員会が推進しておりますかごしま学校応援団事業を取り入れ、垂水市唯一の中学校となりました垂水中央中学校を中心に、たるみず学校応援団を始めます。目下その準備を着々と進め、10月からは試行的に実施しているところでございます。

このたるみず学校応援団の趣旨は、地域運営学校いわゆるコミュニティースクールの趣旨と相通じるものがたくさんございます。平成25年度からは市内全小学校でも取り組みを始める予定でございます。

以上、述べましたとおり、今後も学校と地域、家庭の連携について、その充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○学校教育課長（有馬勝広）** 大藪議員の学校教育のN I Eについての御質問にお答えします。

N I Eにつきましては、これまでも昨年の12月議会で池山議員に御質問いただいておりますが、1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年に静岡で開かれた新聞大会で提唱されました。その後、教育現場と新聞社が協力し、社会性豊かな青少年の育成や活字文化と民主主義社会の発展などを目的に、全国で展開されております。

垂水市ではこれまでに、平成21年度をもって閉校しました協和中学校が鹿児島県のN I E実践校の指定を受けておりました。また、協和小学校や松ヶ崎小学校など多くの学校で新聞を活用した授業実践が行われておりました。

そのような中、今回改訂された学習指導要領では、あらゆる教科を通して言語活動の充実が重視されまして、その具体的な方法として新聞の活用が強調されました。

そこで、これまでの学校教育におけるNIEの実践をさらに広げ、深めるために、本年10月13日に南日本新聞社と、垂水市の児童生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定を締結しました。今回の協定によりまして、垂水市内すべての小・中学校が南日本新聞の記事を授業の中で教材として活用したり、新聞を活用した授業に南日本新聞の記者などの社員を派遣していただいたりすることができるようになりました。

今後は、各学校において、児童生徒が新聞を読んだり、新聞記事をもとに自分の考えをまとめたり、発表したりするなど、NIEの具体的な取り組みを行い、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力などの育成を図ることができるように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 大菌議員の鳥獣被害、有害駆除についての御質問にお答えいたします。

有害駆除の今後の対応策をどのように行っていくのかということですが、現在、農作物の被害防止対策としましては、市民からの鳥獣による被害情報が入り次第、担当者で現地確認を行い、猟友会の方々に連絡をとり、駆除をお願いしているところでございます。

近年は農家から寄せられる鳥獣被害が年々増加してきており、その出動日数も、平成21年度で延べ1,976日、平成22年度で延べ2,089日と増加し、猟友会の方々のボランティア精神による活動には本当に感謝しているところでございます。

市としましては、できるだけ猟友会の方々の出動日数を減らすために、農家自体による被害対策や電気さく等の補助事業の導入促進に努めているところでございます。

今後の鳥獣被害対策につきましては、猟友会にすべて一任ではなく、環境整備、侵入防止さくの設置や管理、有害鳥獣の捕獲という方向性

で、地域住民が主体となった取り組みを推進していきたいと考えているところでございます。

続きまして、農業用廃ビニールの処分法についての御質問にお答えいたします。

現在、垂水市におきましては、市や鹿児島もつき農協並びに農業用廃プラスチック類販売業者で構成しております、垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会で、農業用廃ビニールの回収を年3回実施しているところであります。このことから、農家にとっては作物によって廃ビニールが排出される時期が異なることから、回収日までは倉庫等に保管しているのが現状であります。

確かに議員の提案されましたとおり、廃ビニールをフルシーズン保管できることができれば農家も大変喜ばれると思っておりますが、それを実施するためには、保管場所の確保や受け付けに要する人件費などいろいろな問題が生じてまいりますので、今後、廃プラ協議会等におきまして、現在実施しております廃ビニール回収の実施回数をふやすことなどを含め、少しでも農家の要望にこたえることができるよう協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大菌藤幸議員 一問一答でお願いをいたします。

地域運営校、課題と成果を教育長に御説明いただきましたが、冒頭で申し上げましたように、9月議会において体罰等の問題が議論をされました。果たしてどこまでが体罰なのか。体罰を容認するわけではございませんが、今の教育現場を見ておきますと、教職員が指導をできる状態でない面もございます。私は平成16～17年に垂水中学校のPTAの役員を引き受けておりましたが、そのころにも指導の必要な児童生徒が在籍しておりました。教職員に、教頭先生に肩をすり寄せ、「さあ、殴ってみなさい。手を出したらあんたは首だよ」、児童生徒がこのよ

うな言葉を発します。これは現実なんです。一生懸命児童生徒を指導しようとする、児童生徒のほうからはそのようなこたえが返ってまいります。これで本当の教育ができるのでしょうか。

教育委員会のほうに、これ以上は体罰で、ここまでは指導、そのような答弁を求めるものではございませんが、ことしのこの体罰事件をもって、学校の運営、そして過去にもいろんなことがございましたが、その場で風化させてはならない。どういう方針で臨めば教職員が児童生徒に手を上げずに済むのか。これは、一部の家庭では家庭にも問題がございます。親が自分の子供を、私も含めて、指導できない。やはり教育現場の先生方も家庭がございます。ならば、知らぬ存ぜぬで卒業まで頑張っていく、このような方針に変わっております。当然のことでございます。

それを、そのことを教育委員会も学校関係者も保護者も見捨ててはならない。いかにして体罰を与えずに教育ができるか、その方向を探るのが教育現場の先生方と教育委員会と市民の責任なんです、保護者も含めて。その協議をしていただかなければ。

当時、私が役員をしているところに、教頭先生は暴力を振るう生徒を抱きしめて、寝転がって教頭先生は児童生徒に殴られておいででした。垂水の中学校から転勤で阿久根の中学校の校長先生で赴任をされました。非常に立派な先生でした。そのときの問題のある児童生徒は、PTAの役員のお力もおかりし、学校関係の現場の先生方のお力もおかりして無事卒業ができました。そのような先生方もおいででございます。

9月の議会で体罰云々という議論がございましたが、これを終わったことだと風化させることに次の事件が発生いたします。よって、今回は地域運営校の指定を提案をしているわけですが、先ほど教育長から、来年度からス

タートの学校応援団事業と、何らこれでも構いませんが、形式的な学校応援団事業じゃなく、本心から学校のために、児童生徒のために、今の教育環境を整えるためにこの事業がなされなければ、形骸化されている事業では何ら意味はない。表を飾って奥ではどのようなことがあるのか、そういうことを危惧してやまないのでございます。

この学校応援団事業でも何ら支障はないとは思いますが、過去の学校評議員制度をもって学校の運営に保護者が、地域の方々が参画をされているという答弁をいただいたこともございますが、この学校評議員制度というのは、過去のPTAの会長は、役員を退いた後、評議員に名を連ねることになるかと思っておりますが、そのような会合に呼ばれた記憶がございません。過去は過去として、これからは学校応援団事業を活用されるならば、しっかりとした取り組みをしていかなければ、9月議会で議論されたようなことがまた起こらないとも限らない。恥です。2回も3回も同じ議論をすることはこれは恥です。一歩前進していればいいんです。前進なく、議論をしてもやはり横ばい、これでは議論の無駄でございます。よって、この学校応援団事業の組織、かかわっていただける方々、どのような体制であるのか。過去にも耳にしておりますが、過去の公表されました事業等では、私は既存の学校評議員制度と何ら変わらないことになってしまう、このようなふうには思っております。これは資料がございましたら、答弁をいただければと思っております。

○教育長（肥後昌幸）今、議員から、形式的なものになってはだめだという御指摘いただきました。まさにそのとおりでございます。このたるみず学校応援団、全市民に趣旨をお配りしましたし、ボランティアも募集しております。今、徐々に集まりつつあります。

そして先ほど答弁いたしましたように、もう

既に始めております。そして、今まで延べ十数人の市民の方が垂水中央中学校に行って、授業の手伝いあるいは花の植えかえの加勢とか、いろいろしていただいております。そして、きのうからは、授業のおくれている子供たちに、いわゆる短い時間ですけれども、行って、そして相談相手になる、見てやるというのもやっております。確かに、私も形式的に絶対ならないようにこれは気をつけてやってまいりたいというふうに思っております。

それから学校評議員制度、これも指摘をいただきました。そこで、私も各学校長に全部聞いてみました。そうすると、確かにやっているところも、きちっとやっているところもあります。でも、余りやっていないというところもありました。

そこで、すべての学校でこれはきちっとやるようにということで、今、すべての学校が学期1回、3回ずつやっていて、その報告書も会議録も私、もらっておりますが、これも同じでございます、形式的にならないようにということで、地域住民の方、保護者の方々が学校経営に参画するというので、その学校が活性化することになるかと思えます。

特に中央中学校、先ほど申し上げましたように市内唯一の中学校でございます。これをみんなで支える、そして皆さんの御意見を取り入れながら望ましい学校経営ができますように、私のほうも全力を尽くしてやっていきたいと思っております。

**○大藪藤幸議員** 3回目に入りますが、学校応援団事業が本当に形式的なものにならないように、これは中学校を統合したときに大きな問題でございました。本当に南と北の校区からは、人数の多い垂水中学校の場所へ登校するに当たって非常に心配なんだと。そして、よりよき統合をするためにいろんな議論もされてまいりましたが、しかし、私の耳に入っているだけでも、

二、三の指導の必要な生徒等のことがございました。やはり保護者にも、学校の教育現場の先生方が、これはテレビの話ですが、金八先生みたいな先生が活動ができるようなふうに保護者のほうも協力をしていかないと、自分の子供が大人になったときに大変なでございます。

一昨年度ですかね、2年前の卒業生も指導の必要な児童生徒が見受けられましたが、成績は中以上の子供でございました。ところが、垂水高校も私立の高校も入学を許可いたしませんでした。今、その子も18になろうとしておりますが、何をやっているんでしょう。ふらふらしております。保護者も学校も、その子をはれものにさわるような状態で卒業まで迎えました。果たしてこれが教育なんですか。その時点で、いかにしてその子が社会に順応できるように教育をしていく。これが保護者であり、教育現場であり、教育委員会の務めだと思います。そのことを、過保護になりがちな保護者に対して、あなたたちの子供が将来社会に出たときの苦勞するのだよということを教えるのが学校であり、地域であり、教育委員会であるんです。本当に、臭い物にふたをするような考え方で義務教育は終えてはならない。

そのようなふうに思っておりますので、この学校応援団事業を成功させて、1人の脱落者も出さないように頑張ってください。そのために、市民にもぜひ強く要望され、学校現場では、保護者にも強くPTA役員等を通じて、PTA等を通じてお願いをしていかなければならない。PTAというのは、PとTとアソシエーションですから、そのことをわかっておいでない保護者もいらっしゃるかもわからない。学校と保護者は対立をしているのだと考えられる保護者もいらっしゃるかもしれない。学校と保護者は一体となって、児童生徒のために協議をしていく、運営をしていく、指導をしていくということを、再度、PTAの総会等を通じて、

学校関係者も再認識をし、保護者も認識をすべきものと思っております。

以上でこの質問は終わりますが、答弁は必要ございません。

N I E、このテーマは今、学校教育課長から詳しく説明をいただきましたので、十分でございます。

3番目に、鳥獣被害、有害駆除について。

この有害駆除については、ハンター保険等を一般財源のほうからカバーしていくというような話もお聞きしておりますが、確かに、事故が起きてしまうと、何のための有害駆除なのかということになりますので、これは喜ばしいことだと思っております。

そのほかに、きょう農林課のほうで、例えば火薬代等の支給もいろんな支給方法もしくは算定方法もございましょうが、考えていくという御答弁をいただければ非常にありがたかったわけですが、まず、農業用の廃ビニールとセットでお話を差し上げますけれども、この有害駆除の問題、農業用の廃ビニールの問題も、先ほどは年3回のものを1回でも回数をふやすように、ふやせるように協議をしたいという答弁をいただきました。

議員が議会の場でいろいろ提案を申し上げ、また要望を申し上げることは、執行部、関係課長のほうで、そうでないと思えばそうでないと言っていて構わないし、しかし、同調できるものであれば、100%達成することが望ましいですが、一歩前進で十分なのでございます。財政事情もございしますので、一歩で十分。必ず一歩は前進をしていただくようお願いを申し上げまして、教育委員会もしかりです、私の質問を終わりたいと思います。

本当にありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）次に、4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。市長及び関係課長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、華巖園へのアザレア参入問題について伺います。

前議会の保健福祉課長、市長の答弁では、本年7月7日アザレアさんから、宿泊施設の経営が厳しいことから、撤退の意思表示が市にあった。あわせてこれまでの華巖園に対する思いを伝えられた。これを受けて、7月11、20、27日、庁内の経営会議に諮ったところ、華巖園への参画問題は、市の組織ではないため市としてはかかわることができないが、アザレアは市の要望を受けて宿泊施設として開業していただいた経緯があり、市は相互協力する立場にあることから、市の方針としては、当事者を話し合いのテーブルにつくところまでを設定し、当事者間で十分協議していただき、判断してもらうことにした。市長は特別な介入をしたわけではないとのことでした。

しかし、この問題について関係者の皆さんのお話を聞きますと、どうにも通常では理解できない一連の不自然な動きが見えてまいります。

私の手元に、平成19年8月20日、有限会社大坪岩次郎商店2名と本市の関係各課6名との協議、翌21日、関係各課10名の協議についての前市長への報告書がございます。これによりますと、20日の協議で、大坪商店側、アザレアさんですが、当初ホテル経営を目指していたが、周囲の反対により断念した。以前、Y係長が華巖園を売ることができるとのことでしたが、どうですかと打診されています。それを受け、市職員側は、華巖園は社会福祉法人垂水福祉事業協会の運営であり、売却可能かの疑問を提示しながらも、売却可能かの調査をすることを大坪商店に対して約束し、華巖園を売ることが可能

な場合、華厳園、水之上保育園と保養センターの交換を提案しております。大坪商店側は、交換の提案に対し、可能であればお願いしたいと受諾しています。

21日の市職員10名の協議では、垂水福祉事業協会の売却または交換が可能か、調査することを確認し、保養センター存続に向けて市民の8,000名の署名は無視できない。本市はこれまで華厳園にかなりの支出をしてきた。これからは民間でできることは民間にお願いしたいとの意見が出され、結びに、保養センターの早期オープンが緊急課題であり、華厳園の売却問題はそれが契機となって出てきた。そのためには幾つかの問題解決が必要であり、企画課が調整役となり、商工観光課、保健福祉課、財政課の4課で協議を諮り、早期解決を目標にこの協議を継続することを決定したと結んでいます。

その後、華厳園、水之上保育園の、大坪商店、アザレアへの売却、保養センターとの交換こそなされませんでした。ホテル経営のノウハウ、採算性の問題で宿泊施設の運営を中止をされていた大坪商店は、なぜかアザレアの運営を決定され、現在に至っております。

この一連の流れを見てみますと、前市長とアザレア間で、宿泊施設の再開と引きかえに、垂水福祉事業協会の売却もしくは交換の約束がなされたのではないかと。だからこそ、アザレアさんは現在でも華厳園、水之上保育園への経営参画に固執され、今回も市に対して華厳園への橋渡しをお願いされたのではないのか。アザレアさんはむしろ被害者ではないのかとの疑問さえわいてまいります。

市長、平成19年8月20日、21日の協議について、担当課長から報告を受けておられるのか。また、市長は、前市長の後継指名を受けて市長選に当選されました。前市長からこの問題について引き継ぎは受けなかったのか、伺います。

また、華厳園の理事、市長推薦枠1名が、前

任者の辞任に伴い欠員が生じておりました。今回、前副市長、小島憲男氏を推薦され、12月1日の垂水福祉事業協会の理事会で理事長に選任されたとのこと。市長の専決事項ですが、推薦された理由をお聞かせいただければと思います。

次に、T P P問題について伺います。

野田首相のT P P参加表明について、市長の見解を伺います。

次に、24年度の国の農業予算について伺います。

まだ国会審議中で、当然、施策の要綱についても決定していないことは承知しております。聞くところによりますと、青年新規就農者の倍増、現状年間1万人を年間2万人へ、また、経営規模拡大の加速、平地で20から30ヘクタール、中山間地で10ヘクタールから20ヘクタールを図っていくとのこと。わかっているだけで結構でございますので、お示ください。

また、今回の新規事業については、市町村が集落ごとの地域農業マスタープランの作成が前提となっております。今後のタイムスケジュールと集落のくくりについて、現時点でどのように考えておられるのか。以上2点、農林課長に伺います。

次に、堆肥センターについて伺います。

1点目、本年冬作での堆肥の欠品が生じ、農家の方々が困っておられました。不足を生じた原因と今後の対応について、回答ください。

2点目、今議会でも172万8,000円の修繕料が継続されております。直近5年間の補修費はいかほどか。また、今後の補修費、維持費の見通しをお示ください。

3点目、堆肥センターについては、悪臭の問題、製造ラインの能力、故障の問題、スクラバー脱臭装置の廃液処理費の問題等、これまでいろいろな問題が生じています。施設の問題点をどう把握し、今後どのようにしていくのか、回答

ください。

4点目、堆肥センターをハトがねぐらにし、キヌサヤ・インゲン等に被害が出ているようです。今後の対策について伺います。

以上4点、農林課長にお願いいたします。

次に、消防行政について質問いたします。

1点目、県主導で開始された消防大隅広域合併ですが、平成23年1月19日、曾於郡の離脱表明がありました。その後の進捗状況はどうか、県の意向、また本市の広域合併に向けた基本的スタンスも含めてお答えください。

2点目、消防団員の定数充足率と訓練状況について伺います。

3点目、東日本大震災で津波に襲われた岩手・宮城・福島3県では、253人の消防団員が死亡・不明になりました。他に仕事を持ちながら地域防災の最前線を担う消防団員の安全をどう守っていくのか、各地で対策が始まり、総務省・消防庁の検討会も11月25日、発足したとのこと。大災害時の消防団員の安全対策をどう図っていくのか、また、消防団員の職務掌握の限度をどこまで求めていくのか、あわせて伺います。

以上3点、市長、消防長にお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

感王寺議員の1回目の華厳園へのアザレア参入問題について、前市長とアザレアの間で華厳園譲渡の約束があったのではということの市長の見解についてお答えをいたします。

華厳園へのアザレアの参入問題につきましては、前市長が約束していたかどうかにつきましてははっきりいたしませんけれども、大坪不動産には、ホテル経営について市民からの多くの署名も届いていたので、当然、観光産業及びまちづくりの観点から重要であり、ホテル開業について市より相当なお願いをしていたというふ

うには思います。

私が市長になりまして、7月7日に大坪不動産の社長より、華厳園への参入の相談があり、経緯をお聞きしましたが、約束ではなくて、あくまでもアザレア側の希望・相談であるというふうに思っております。

私も、前回の議員の質問にお答えいたしましたけれども、大坪不動産より華厳園への参入の希望のお話がありましたが、市が介入するのではなく、あくまでも華厳園の理事会が決定することであると思っております。ですから、このような相談がありましたので、まちづくりの観点とアザレアの存続も考えなければいけないので、純粹に理事会で話し合いを聞いてほしいということ華厳園側にお伝えしたところでございます。

華厳園は市民の財産であり、当然ながら、市の一存で譲渡などについて行われることではないと思っております。

それから、経緯につきましてですけれども、小島前副市長、今回、前小島副市長の華厳園への推薦に関しては、華厳園側から、欠員となっております評議員の推薦依頼がありましたので、市から評議員として推薦をいたしました。その後、評議員会が開催されて、評議員会の理事として選任されたものでございます。

推薦の理由ですけれども、前小島副市長は保健福祉課長もされておられましたし、適任者であることから、純粹に推薦をいたしました。

次に、T P P問題についての御質問でございますけれども、野田首相のT P P交渉参加表明についての見解でございますが、T P P交渉参加については、将来、特に第一次産業は壊滅的な状態に陥ることが懸念をされることから、国を二分する動きがあり、A P E Cでの参加表明に時期尚早との発言が多く、慎重な判断を求めた民主党経済連携プロジェクトチームの提言を受けながら、交渉参加を表明された野田首相に

対しましては、農林水産業や国民生活への影響懸念から、全国各地で、交渉参加に反対、慎重な対応を求める声が多く上がっております。

私自身も、国民への十分な情報提供を行うなど、もう少し慎重な対応をしてほしかったと思っていますところがございます。

以上でございます。

**○農林課長（森下利行）** 感王寺議員の24年度の国の農業関連予算についての御質問にお答えいたします。

議員が申されましたとおり、今回の24年度の事業実施につきましては、先般11月10日に各市町村、関係機関、団体の参集のもと開催されましたが、今回の説明は、予算要求内容に基づき、概要説明でありまして、詳細な実施要綱・要領等につきましては、これからの現場の意見等を踏まえまして検討されていくということでございます。

この点を踏まえまして、平成24年度の新規事業につきましては、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に基づき設置されるものであり、本基本方針は、我が国の食と農林漁業の再生の姿、全国対策として講ずべき方針を実現するための行動計画を基本方針として取りまとめたものであり、また、基本的な考え方としましては、経営継承を円滑に行い、農林漁業の六次産業化等を担う人材を確保し、特に土地利用型農業につきましては、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、実質的な規模拡大を図り、平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体がおおむねを占める構造を目指し、これを実現するために、担い手・農地・生産対策・関連組織等に関する仕組み等を見直し、一体的に改革を目指すものであります。

事業的には、新規就農の増大と農地集積の推

進に係るもので、新規就農の増大に関する事業内容につきましては、基幹的農業従事者の高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するために、青少年の新規就農を大幅に増加させることが必要であることから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域リーダー人材の層を厚くする農業経営者教育強化推進のほか、地域農業の活性化や六次産業化に女性の能力を積極的に活用するため、農林水産施策における女性優先枠の設定や、計画づくりに際して女性の参画を求める措置が講じられております。

農地集積の推進の事業内容につきましては、戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化が相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや、相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体力強化を図るために、意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援が行われるものであります。

また、この事業の実施に当たりましては、地域ごとに地域農業マスタープランの作成やいろいろな諸条件をクリアする必要があります。

地域のくくりにつきましては、市内13地区を今現在考えているところがございますが、今後、農家等の協議によりましては変更が生じると思っていますところがございます。

また、農家への説明等の開催につきましては、先ほど申しましたとおり、実施要綱・要領につきましては、これからの現場の意見等を踏まえて検討することになっておりますことから、要綱・要領がしっかり定まり次第、早急に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、堆肥センターについての御質問

にお答えいたします。

まず、堆肥センターの冬作での堆肥の欠品についてであります。冬作用の堆肥につきましては、例年10月初旬より問い合わせがあるところではありますが、しかしながら、本市の重点品目でありますサヤインゲンやキヌサヤエンドウ用として6月下旬から9月下旬まで利用されており、8月下旬ごろからは堆肥のストックもない状況にあり、タマネギ等の冬作に利用される農家の方々に大変迷惑をかけているところがございます。

堆肥センターの当初の計画では、JAの堆肥センターを製品置き場として活用する計画でありましたが、JA側が堆肥センターを継続したいとの申し出があったことから、製品置き場としてのスペースが少ないことも1つの要因であります。

しかしながら、現時点での堆肥置き場の新設は難しいことから、なるべく不良堆肥が出ないように努力するなど、堆肥置き場の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、補修費、維持費の今後の見通しでございますが、堆肥センターも平成14年4月から本格稼働し、10年目を迎えているところから、修繕料も多くなってきており、補修費、維持費が今後はかさんでくると思われます。ちなみに、平成23年度の堆肥センター費の総額が3,553万円で、そのうち修繕料が507万6,000円となっております。また直近5年間の機械の修繕費の総額は、61件で約3,600万円となっております。

続きまして、施設の問題点をどのように把握しているかということでございますが、まず、機械の修繕費等の問題がございます。先ほども申しましたとおり、堆肥センターも10年目を迎え、現在のところ大規模な機械等の交換等はないものの、部品的には交換の時期も来ていることから、今後、機械の修繕費がかさんでくると思われます。

また、近いうちに発酵槽内のスクープなどの大規模な機械等の交換等が必要な時期が来ると思われることから、今後は、将来を見据え、機械の製造の方式等も含めた抜本的な検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

脱臭対策につきましては、これまでいろいろな対策を講じてきて、改善はされてきたとはいえ、抜本的な改善には至っていないのが現状です。周辺農家の方々に御迷惑をかけることがないように、製造過程におきましても、においが発生しないよう好気性発酵に努めるとともに、脱臭施設のスクラバー等の清掃にも心がけていきたいと思っております。

最後に、ハト対策についてでございますが、ここ数年、堆肥センターの原料置き場等の屋根にハトがとまるようになりまして、堆肥センターを基点に、周辺農地の農作物に被害を及ぼしていると農家の方々より苦情があったことから、現在、堆肥センターにハトが寄りつかないようにするために、屋根にとまっているのを見かけたら、ロケット花火等を使って追い払うなどの対策を講じているところでございます。少しでも効果的な対策はないかということで現在、模索しているところでございます。

以上でございます。

○消防長（宮迫義秀）おはようございます。

遅刻をいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

感王寺議員の消防行政についての質問にお答えいたします。

1番目の広域合併の進捗状況、垂水市の考え方、県の意向についてお答えいたします。

消防広域化の進捗状況でございますが、平成23年1月19日に、関係市町長・議長会議が開催されまして、大隅地域消防広域化運営協議会設立については休止が決定されたことは議会の皆様にも報告したところであります。その後、広域

化についての協議は開催されず、現在も休止中  
であります。

今後の本市としましては、単独でいくのがよ  
いのか、あるいは近隣の消防本部と統合したほ  
うがよいのかなど、すべての可能性を本市独自  
で検討する必要があるのではないかと考えてお  
りますが、そういった検討を行うためには、各  
消防本部における職員の給与・人事・組織・財  
政・警防・通信・職員の研修・負担金及び資機  
材の整備状況などの多岐にわたる項目について  
の情報が必要であります。先ほど申しました  
ように、現在、広域化協議会設立に向けての協  
議が休止状態になっているため、正確な情報の  
入手が困難な状態にありますので、早い再開を  
願うところであります。

また、県の意向であります。大規模な災害  
対応やスケールメリットを考えると、広域化に  
より、基盤の充実・強化を図る必要があります  
が、広域化の実施は市町村が決めていただく  
べきことで、県はそこに物を言える立場では  
ない。広域化のやり方はいろいろあると思  
いますので、議論を尽くし、協議をお願いし  
たいということ  
であります。

2番目の消防団員の定数充足率と訓練状況  
であります。消防団員の条例定数は311名  
であります。平成23年12月1日現在の団  
員数は272名で、充足率は87.5%  
であります。

次に、訓練状況であります。23年度は、  
垂水市総合防災訓練、規律訓練及び消防ポン  
プ取り扱い訓練を全分団に実施して  
おります。また、各分団で違  
いますけれども、年間計画に基づき、  
毎月訓練を実施される分団、年間2ない  
し3回程度自主的に実施されている状  
況であります。県消防学校の研修  
であります。新入団員の基礎教育科、  
機関科、幹部科及び団長研修などに  
毎年派遣しているところで  
あります。

3番目の大災害時の消防団員への安全  
対策であります。今回の東日本で発生  
しました津波

災害では、多くの団員の方が犠牲に  
なっております。その中でも特に、津波  
対策で防潮堤などの水門の開閉を託さ  
れていた消防団員が犠牲になら  
れております。

本市の水防計画では、「消防職員、消  
防団員の警備班は、台風、高潮また  
は津波来襲のおそれがあるときには、  
諸情報により潮位の把握に努め、適  
時に扉を開閉するものとする」とな  
っております。このことから、津波注  
意報及び警報等が発令され、逼迫し  
た状況下では、消防団員の方々は  
管轄する地域の海面監視、門扉の開  
閉及び広報を依頼されることとなり、  
災害の最前線で業務を遂行すること  
となります。住民の安全・安心を守  
る地域のかなめである消防団員の安  
全を考えたとき、災害の最前線で  
の危険業務を避け、比較的  
に安全な広報、及び住民の避難誘  
導に従事させるなどの対策に切りか  
える必要があるのではないかと  
思います。

次に、災害現場での二次災害防止  
であります。現場活動中は職員・団  
員の安全確保が一番であり、必ず  
職員2ないし3名で監視役を務め、  
二次災害防止に全力で取り組むこ  
とが大事であります。消防職員・  
団員には、現場での指揮命令系統  
をはっきりさせるためにそれぞれ  
階級があります。その現場最高責任  
者のもと、全員が一致団結して救  
助活動に取り組むことが大事であ  
ります。

本市の整備状況であります。消防  
団員用の火山噴火対策用防毒マスク  
50個、ライフジャケット50着及び  
懐中電灯30個につきましては、常  
時使用できる体制に整備されて  
いるところであります。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 一問一答方式に  
基づきまして、再質問させていただきます。

まず、華厳園のアザレア参入問題  
ですけれども、この再質問をする  
前に一言お断りしておきます  
けれども、私は、この問題につ  
いて、華厳

園から頼まれたわけでもないし、また、アザレアさんですね、大坪岩次郎商店さん、この部分も否定するものではございません。また水迫前市長ですね、この方の功績は、今回も秋の叙勲を受けられましたとおり、2期8年間立派にやってくられたとは思っておりますし、その部分からも十分評価しております。そういう部分で、水迫市長を個人攻撃する部分でもございません。決して政争の具に使おうと思ってこういう発言をしているのではないということを、皆さん御理解ください。

それでは、華巖園へのアザレア参入問題について再質問いたします。

今、市長の答弁の中で、前市長はそういう約束をしたという部分を、事実なかったということなんですけれども、お尋ねしますけど、この部分ですね、前市長に直接お尋ねされたのか、まずその部分について質問いたします。

また、アザレアさんの部分で、そういう部分が出てこなかったのか、協議の部分で約束があったんじゃないかという言葉が出てこなかったのか、あわせてお答えください。

お答えいただく前に、1つ皆さんに聞いていただきたいんですが、私の部分にもう1枚の文章がございます。これは、平成23年9月18日、有限会社大坪岩次郎商店代表取締役大坪順子様から、社会福祉法人垂水福祉事業協会への平成23年9月1日付文書への回答書ということで、文書を私、入手いたしております。

これをちょっと読ませていただきますと、福祉施設運営の夢をかなえるために保養センターを買ったのに、福祉施設にはしないでくれ、ホテルにしてくれと市のほうから何度も何度も打診され、その伏線として華巖園の話が浮上したのです。一たん私の夢は遠のいた、垂水では実現できない、あきらめようと思ったら、新たな前提条件をもらったのでホテルをオープンすることにしたのです。その話の当初から私どもを

理事に入れていただいて、運営に参加させてもらい、国際大学の福祉社会学部の田中教授にも協力を得て、垂水市に、ほかにない理想的な地域のケアシステムの構築をアドバイスしてもらい、私も寄附をしていきたいと説明してまいりました。しかし、話は途中で頓挫したかのように何も進まなくなりました。それでも私は待ちました。いつ話が来るのだろうか待ちながら、ただひたすらアザレアに投資し続けたのです。

この大坪商店さんからの報告書ですね、垂水福祉事業協会に対する報告書、また私が先ほど冒頭、1回目の質問で示しました平成19年8月20日、21日の庁議ですね、この部分を考えてみますと、やっぱり約束はあったんじゃないかと思うんですね。私の今の文書も踏まえながら、先ほどの2点、市長にお答え願います。

**○市長（尾脇雅弥）**先ほども、前回もお答えしましたけれども、私がこの問題に正式に御相談というか、いただいたのは7月の7日以降ということになりますので、それまでのことについて、その後、今、感王寺さんが持つておられる資料とか、そういったものも私のほうにも見せていただきましたけれども、いろんな人たちにいろんな話をしているというのが正直なところでございまして、先ほど市長がどうだったのかということに関しましても、市長も十分その正確な情報を恐らくつかんでおられないと思えますし、いろんな人たちに、当時のいろんな役職の方々がそれぞれに話をしたことが、アザレアさんとしては市の意向ということで、そういった先ほど発表されたような文書になっているんだろうと思います。

その後、うちのほうでも、当時の担当の職員なんかも、いない人たちもおりますので、総合的に判断をして、これまでの経緯はこういうことだったのかなという、これはあくまでも想像でしかありませんので、それを踏まえて今後どうするかということで、この間から話を申し

上げていたような経緯ということが現状でございます。

**○感王寺耕造議員** 今、市長答弁をいただいたんですけれども、こういう大きい問題について一職員が、たとえ幹部職員としてであっても、こういう大きい問題について、譲れますよとか交換条件とか、普通考えられないんですよ。何のため市長がおるのかという話なんです。尾脇市長は今回選ばれたわけですから、あなたは当時市長じゃなかったから、市長を責めるわけにはいかんのでしょうけれども、ちょっと腑に落ちない部分を感じられます。

前市長は約束された、また庁議部分で約束したんだ云々はもうよしませう、これは過去のことですから。ただ、私、何でこの問題を取り上げているかというところで、華巖園ですね、今現在では垂水福祉協会ですか、社会福祉法人の部分できちっと運営されているわけですが、垂水福祉事業協会ですね、それ以前、成り立ちの部分で、以前もちょっと話させていただきました。

まず最初の設立が昭和31年7月11日ですね、社会福祉法人肝属福祉事業協会ということで設立されているわけですね。前回でもちょっと触れましたけれども、この当時はオーナー型のこういった施設、養護施設なかったわけですね。だから、必然として市の関与が強い、公の関与が強い部分での設立だったと思います。土地の部分も市が提供して、建物の部分もそうだったと。それで、つい直近まで補助金もかんでいたという事実もございます。

そうしますと、この施設については、現在は社会福祉法人垂水福祉事業協会さんの部分できちっと運営がなされておりますし、市の関与はないわけですが、以前の部分を考えますと、設立当初のことを考えますと、これは市民の財産なんです、はっきり言ってですね。市長の冒頭の答弁でいただきました。市民の財

産だからこそ、クリアにして議論していかなければならない、市民の皆さんも知っていただく問題だという部分で私、取り上げました。

それと、この協議の部分ですね、市長、1回、ここまでこじれているわけですよ、何回も何回も同じ問題が出てくる。華巖園に対する回答書の部分では、アザレアさんはやっぱり被害者意識、物すごく強いんですよ、できると思っていた、それができなかつた。アザレアについても本市にとって大事な施設でございますので、もう1回ここでアザレアのトップと会談して、実際はもうできないんだと、できないけれども、産業政策部門でやっていきますよと、あとの部分は華巖園との部分できちっとお互いにやってくださいと、市は関与できません。この部分をきちっと現市長はお伝えすべきだと思いますけど、その点について、1点だけお答えください。

**○市長（尾脇雅弥）** まさに今、感王寺議員がおっしゃったようなことで、直接市は関係しておりませんので、アザレアさんと華巖園さんの協議の場をとということのおつなぎを前回、したということでございますので、その協議の内容がどうなっているのかというのは私が承知しているところではありませんので、そこはそれぞれの立場、考え方がありますでしょうし、私が相仲を取り持ったというか、1つの理由としては、華巖園さんにとってもいい提案であるだろうと、利用者にとっても、そういった民間の方々が参入していただくことによってよりよくなれば、それが一番いいことだろうと。ただ、そのことに直接我々が関与する立場にはありませんので、そういった意味でその前提で、話し合いの、されるのであればということで機会をつくったということだけでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○感王寺耕造議員** 4回目ですけれども、もう答弁は要りません。

ただ、1つだけ、幹部職員の皆さんにお願いしておきます。

これだけ長い間、この問題でごたごたごたごたしている。何回も担当課の皆様が集まってきているわけですよ。ただ、私、この部分は、コンプライアンスの部分で、市の外郭団体でもないわけだから、できないんですよ。トップが幾らせえせえ、せえとおっしゃったかわからんですよ。トップの誤りを指摘する職員の方はおられなかったんですか。できませんよ、市長と、これはできませんと、手を引いてくださいと。前市長がおっしゃったかどうか抜きにしてですね、そういう部分を幹部職員の方々、ちょっとお願いしたい、その部分ですね、ちょっと言わせていただきたいと思います。

議長、次にT P P問題について、移らせていただきます。

T P P問題は市長もやっぱり反対だと、慎重に審議していくべきだという部分で私も同一の意見でございます。このT P P問題は、アジアの成長の部分、この部分と、あと農業部分だという部分でとらわれていますけれども、実際上違うと、私は違うと思っております。

といいますのが、アジア連携協定と言いますけれども、大国でありますインド・中国・韓国ですね、当然入っておりません。実際G D Pの部分でいきますと、日本と米国でこれで91%を占めると、実質的に日米E P Aと言ってもいいものだと思っております。なぜこの部分を野田さんが持ってこられたのか、私は全く理解できません。全く売国奴のきわみであると私は考えております。

といいますのも、前原政調会長は、一次産業の割合は1.5%しかない、ただこの1.5%の農業を守るために、残りの98.5%を犠牲にしていいのかと、議論を農業問題にすりかえていらっしゃるけれども、逆説的に言いますと、家電製品についてです、G D P比0.01%、わずか、

自動車の輸出は1.23%、1.24%にも届かない状況です。前原政調会長のお言葉をおかりすると、自動車産業、また家電製品ですね、この部分の輸出型の産業、農業生産額より少ない部分のために、この方々のために農業を、地方を切り捨てるのかと、逆説的に言えば、こういう部分になると思います。ですから、この分については、マスコミの方々も本当の部分報道されていないのかと私は思っております。

また、T P Pにつきましては、一番肝心な部分ですね、非関税障壁が撤廃されない場合、相手方は国際投資紛争解決センターに訴えることができるようになっております。これは3から5名の仲裁委員の部分で非公開で開かれるものであり、また上訴の部分も上訴できないという部分なんですね。結局、アメリカの景気浮揚対策という部分がきちといかない。オバマさんはことしの年頭の教書で、雇用を上げていく、景気を上げていくと言っていますが、上がっていかない。実際は、これは農業、アジアの経済問題ではなくて、実際上は日本の部分の内需ですね、内需の部分盗んでいこうと、まるでイソップの寓話を思い出されますけれども、こういう部分が元凶だと思っております。

また、47都道府県中44道府県議会が反対している、もしくは慎重な決議をなさっていると。この部分を、民主主義の根幹を考えていくと、野田首相は今回の参加表明をすべきではなかったと思っておりますし、今からでも遅くありませんので、尾脇市長もぜひともいろんな部分でこの分を訴えていただきたいと。私たち議員も、この部分については、きちと市民の方々に、農業問題じゃないんだよと、地方の問題なんだよと、こういう部分をきちと語っていく責務があるのかなと考えております。

通告にありましたT P P参加決定後の市長の農業政策の展望は、ということにつきましては、次の24年度の国予算、関連予算にあわせてお聞

きしますので、割愛させていただきます。

議長、3番目に入ります。

平成24年度の国農業予算関連について、ただいま農林課長から丁寧なお答えがありました。まだ決定もしていないと、要綱の部分についての、今現場の声を吸い上げて国・県のほうで調整をしていくということで、無理な答弁だとは思ったんですが、ただ、私、ちょっとまだ未定稿になっているんですけど、ここでちょっと勉強させていただきますと、實際上、これはTPPを受けての予算化、24年度の今度の国事業だったのかなと考えております。あめとむちといいますか、あめの部分が来たのかなという部分なんですけれども、ただ、この事業、後継者対策、また農地の活用、遊休農地対策、活用対策ですね、この部分にも十分使えていくと、また中規模農家の育成にも使えていくと、そういう事業の組み合わせになっております。

ただ、ここで農林課長、質問ですけれども、一応新規就農者ですね、また大規模化、中山間地で10から20ヘクタールという部分があります。としますと、一方では、今度、国の事業の部分で認定就農者が、あとまた新規就農者の分の規模拡大は進んでいこうかと思うんですけども、ただ、本市の認定状況、またそれぞれ年度ごとの新規就農者を見ていると、何か少ないんですよ。そうしますと、こういう専業農家といいますか、新規の農家の部分だけで賄えるのかという問題が出てきます。国の今度、新規事業の部分では、規模の小さい農家の部分については全く触れられていないということです。この部分について、市長がどう考えていかれるのか。

それとあともう1点。TPPに関連しまして、サトウキビですね、カンショ、この部分がつくられなくなるとしますと、離島のほうでもサトウキビから作物の転換が起こっていきます。現在でも種子島のほうはタマネギの栽培とかインゲンの栽培が起こっていると。そうしますと、

本市の基幹の作物でありますインゲン・キヌサヤの値崩れという部分も起こっていくような気がするんですけども、今、2点の部分の問題提起につきまして、市長はどのようにとらえられておるものか、農林課長でも市長でも結構ですので、よろしくお願いします。

あともう1点、農地を集積する仕組みという部分が、いろいろ2段階に分かれてつくられているわけですけれども、現在、我が市では、農地利用集積円滑化団体ということで市が取り組んでいるわけですけれども、現状、なかなか集積が進まないという状況がございます。この部分について、今回の新規の部分についても私は心配しているんですけども、その点については専門的なことでございますので、農林課長のほうに答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥）それでは、農業関係、先ほどのTPPと関連して、少し私のほうで答えさせていただきますして、あとは農林課長のほうで答弁をさせます。

このTPP参加決定後の農業政策の将来の展望でありますけれども、野田首相は交渉に当たって、守るべきは守り抜き、勝ち取るものは勝ち取る、国益実現のため全力を尽くすと述べられ、影響が懸念される農業についても、断固守り抜くと明言をされておりますとともに、農業再生に必要な基本方針も決定され、新規就農の増大や担い手農家等への農地集積の推進に伴う予算措置を講じる考えも示されていますことから、国の政策等をしっかりと把握して、今後、本市の農業の方向性を見きわめてまいりたいと思っております。

ただ、いろいろ、果たして本当にできるのかという部分がございますので、そのことをしっかりと見きわめていきたいと思っております。

また、今後、農業振興を図る上で的一般財源の投入ということにつきましては、緊急性・必要性・優先順位などを勘案して、また皆様方と

相談をしながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

**○農林課長（森下利行）** 小規模における対策をどのように行っていくのかということですが、現在、国が示していますこの事業につきましては、土地利用型農業における農地集積とか、そういう部分での対策となっております。

本市におきましては、比較的小規模で高収益を得られる集約的農業が今、盛んになっているわけなんですけれども、こういった部分を踏まえまして、本市におきましては今後、今まで同様、土地の経営面積自体も小さいことから、インゲン・キヌサヤ、そういった部分での推進をさらに図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、農地の集積につきましては、今後、その地区内でいろいろ協議の中で生まれていくということでもありますけれども、なかなかこの部分につきましても、従来より、昔からの土地をなかなか人に貸したがない、そういう考えを持っていらっしゃる方が多いものですから、そこあたりの部分も、集落の今後、話し合いの中で十分認識していただきまして、できるだけ協力をいただくような形で推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 今、市長からも前向きな答弁をいただきました。

農林課長から、土地利用型、確かにそうなんですね、本市の農業形態と合わない。ただ、畜産と水稲、インゲン、そういう部分と合わせていけば、その部分がクリアできていくのかなと。また、輸入に頼らない自前の市内の粗飼料もつくっていけないかなという部分でも考えておりますし、また、どういって新規就農者が出てくるかもしれません。

くくりの部分では、一応13の部分でくくるという最初の答弁があったんですけれども、どこで、牛根地区でも、でも出てくるかもしれない。くくりの部分も、新規就農者が出てきた場合、くくり以外の部分が出ないように、きちっと後継者の部分の把握ですね、候補の把握とか、そういう部分も地元の農業委員さん、また議員の皆さんですね、声を聞きながら、きちっと進めていただければと思います。

もうちょっと議論したいんですけれども、時間がございませんので、これについては要望いたします。

堆肥センターについて、2回目、議長、入らせていただきます。

この堆肥センターについてはいろいろ問題があるわけなんですけれども、今まで結構な修繕費・補修費を出しております。スクープの問題ですね、攪拌機といいますか、移動する部分、近いうちに修理が来るかもということなんですけれども、全体かえる場合、幾らかかるのかという部分を1点、まず農林課長にお伺いいたします。

**○農林課長（森下利行）** スクープにつきましては、攪拌槽が今3槽ありますので、製品につきましても、3タイプの製品をつくるために3槽設置しております。その部分でのそのままスクープを交換、まるまる交換という形になりますと、約億に近い交換費が必要になってくるものと考えられます。

**○感王寺耕造議員** 億と聞いて、びっくりしたわけなんですけれども、この施設については、おいの問題も消えないわけですよ。結局、一次発酵の立ち上がりが遅いために嫌気性発酵になっているんだという部分で、ちょっと私、考えるんですよ。きれいな好気性発酵をすれば、こういうにおいはいせんわけですね。また、嫌気性発酵の部分を活用するのであれば、密閉型の施設になりますから、今の施設とは合致しないわけですね。根本的に建設の部分からちょっと行

き違いがあったのかなど、いろいろな問題がありました、この建設についてはですね、そう思っております。

ただ、私思うのは、この部分ですね、今まで、10年たっても何ら解決しない、いろいろな問題が起きてくる。補修費まで起きてくる。きちっと課内で検討会を開かれているのか。例えばにおいについても、えひめ菌を購入されてやったんですけども、その部分を数値化してきちっと検証したのか、そういう部分を疑問に思います。検討会をきちっと今までやってきたのか、その部分、農林課長お願いします。

もう1点、堆肥の問題なんですけれども、今、JAさんが1万から1万2,000円ぐらいだと思うんですね、2トン車ですね、この部分。本市の堆肥につきましては、トン当たり3,000円、2トン車で6,000円ですね。それで散布までお願いしますと、8,000円ということ。将来の補修費、スクープの部分も億もかかるという部分であれば、本市の財源という部分が少ないわけですから、何とか自助努力していただいてこの部分を少しでも稼いでいただく必要があります。そうしますと、やっぱり堆肥の部分ですね、近隣の部分と比べて妥当な額なのか、農業者にとってはつらいですけども、實際上活用されて、不足も生じているわけですから、値上げの方向性はないのかですね。

また、養鶏農家・養豚農家、この分は現在も無料の部分で引き受けているわけですね。鶏ふん、豚ふんですね。設立時の部分においては、今後協議し、有料化の方向も考えていくという協議があったように聞いておるんですが、その堆肥の値上げの部分ですね、また養鶏農家の引き受けの部分の有料化、この部分について、市長がいいかな、農林課長、どちらでも結構ですので、お答えください。

○農林課長（森下利行）まず、脱臭に関する協議でございますが、えひめ菌の検証につきま

しては、専門的な業者における検証は行っておりませんが、市のほうで簡易的な検知器におきまして、アンモニア濃度の測定とか、そういう部分につきましては検証してまいっております。また、県の畜産試験場のほうからも来ていただき、その部分も協議してまいったところもあります。

それから、堆肥の単価の増額といいますか、その部分につきましては、先ほども答弁しましたとおり、市のほうも、堆肥センターも10年目を迎えまして、維持費、補修費、相当かさんでまいっておりますので、堆肥の単価としまして、農林課内におきましては、24年度より増額できないものかということで検討を行っているところでございます。

また、鶏ふん等の処理料につきましては、種鶏につきましては、当初、堆肥センターにおける堆肥置き場の確保ができないということで、種鶏場の近くに新たに堆肥置き場を置いていただきまして、それで、そこから搬入するという形で、処理料については、その分でもらわないという形の話もしておりました。そして、ブロイラーにつきましては、今、それぞれ堆肥センターにおいて置き場もありますので、その部分につきましては、今後、処理料の部分で検討させていただきたいと考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 そうですね、最後です。農林課長、1点だけ教えていただきたいんですけども、10年たったわけですね。補助金適化法の部分で、この施設、何年間、基本設計を変えられないのか、その部分について、1点お伺いたします。

それと、市長に対しては、この施設、本当に問題があると。本当に抜本的に尾脇市長の時代に終わらせていただきたいんですよ、私ですね。だから、そのためにも、農林課だけじゃなくて、各関係課集まってきちっと検討会を開いて、ど

ういう施設にしていくんだ、スクープ自体が億もかかればどうしようもないですよ、これです。この部分、市長の意気込みを聞かせてください。

あと、ハト対策についてですけれども、爆竹で追い払っているということですが、爆竹でなかなか追いつめるか、疑問でございます。被害が拡大するようであれば、きちっと防鳥ネットを張るとか、抜本的な解決策をしていただきませんか、イタチごっこでございますので、この点については要望いたします。

2点、お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）堆肥センターにつきましては、今いろいろ原因と対策ですね、予算を含めて、根本的にまず検討するところから始めたいと思いますので、そのことはお約束したいと思います。

○農林課長（森下利行）補助金適化法によります年度でございますが、まず、建物につきましては、耐用年数が一応30年というような形もあります。ただ、機械類につきましては、それぞれ機械によって年数が違うと思うんですが、おおむね大体8年は耐用年数というような形にとらえております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 時間が少ないですが、消防行政についてちょこっとだけ、要望を述べさせていただきますと思います。

まず、消防団員の充足率、少ない部分ですが、女性の消防団員、啓蒙とか、啓蒙活動に活用できないのか、その部分をお願いいたします。

あと、もう1点、消防団職員の安全対策、この部分ですね、きちっと指揮命令系統の部分から、職務掌握の部分からやっていただきたいと希望します。

時間超過で申しわけございません。ことし、もう少しですけれども、来年、垂水市に災害が

ございませんように、また市民の皆様がたおやかな生活を来年送られるように祈念いたしまして、ことし最後の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。次は、11時30分から再開します。

午前11時19分休憩

午前11時30分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 こんにちは。

もう昼にかかりますけれども、改めまして、「たるみずの新しい風」のキャッチフレーズの堀内貴志でございます。私にとりまして、本日3番目、当選してから3回目の一般質問の機会を与えられたことを大変感謝しております。

おとといの日曜日に大野のいきいき祭りに行く途中に、垂水千本イチョウの前を通りました。本当にびっくりでした。大渋滞です。数キロに及ぶのろのろ運転の末に、千本イチョウの付近では新設されたばかりの駐車場が満車の状態で、入り切らない車は道路上に駐車する、極めて混雑した状態でした。千本イチョウの林の中には、多くの人でごった返しの状態でした。垂水であれだけの車が集まる、あれだけの人が集まる場所があったんだろうかと、以前、高峠のツツジが盛んだったころの子供のころを思い出しました。千本イチョウの効果があつてのことか、大野のいきいき祭りも昨年の約4倍、3,000人を超える人が訪れたそうです。

私は、その渋滞、人混みを見て、垂水市が千本イチョウで有名になっている今こそ、観光客が千本イチョウで垂水市を訪れる今こそ、千本イチョウ以外にも垂水市にはすばらしい自然や

史跡、文化や資源があるんだということを大きくアピールするときだと思いました。垂水市にとって今が最大のビジネスチャンスということをお話しして、発言を始めたいと思います。

それでは、通告のとおり、大きく3つのことにつきまして質問いたします。

まず初めに、垂水市の活性化対策について質問をいたします。

垂水市の活性化対策といっても、分野は多岐多岐にわたっております。垂水市の史跡・歴史・文化を生かしたものの、農業、林業または畜産業、水産業の産物を生かしたものの、地元の自然・資源を生かしたエネルギー事業に関するもの、数え切れないほどの活性化対策があると思います。

そんな中で、本日は、身近な問題を3点ほど限定いたしまして質問したいと思っております。

まず1点目は、森の駅たるみずの関係であります。私は6月議会の一般質問の中でも、垂水市のキャッチフレーズの中にある「花と温泉と溪谷のまち」の「溪谷」に当たる猿ヶ城は、九州屈指の溪谷であり、素晴らしい景観だと話しました。そんなポジションに森の駅をつくったということは、素晴らしい事業であると思っておりますし、やり方によっては、交流人口の増加につながる要素を多く含んだ重要な施設だと思っております。

しかしながら、1年目は赤字、2年目についても集客に問題があるという情報があります。市民や利用者の意見もさまざまな要望があると聞いています。

そこで、森の駅の利用状況と対策についてお聞きします。

2点目は、道の駅たるみずの関係であります。

ことしの10月1日から指定管理制度が運用されて、丸1カ月が経過しました。ネット検索で道の駅たるみずを検索すると、旧のホームページが出てきますが、10月からの更新がありません。ホームページはこれから更新されると思

いますが、これまで行政が持っていた情報をうまく道の駅に活かしてほしいという観点からの質問です。

垂水市にはいろいろな史跡や歴史、特産品がたくさんあります。そんな中でも特に注目したいのは、道の駅周辺の地域にある多くの史跡であります。道の駅とは、道路利用者の休憩施設であるとともに、地域の触れ合いの場として地域の顔となる施設ですから、地域の情報を多く取り入れることによって、素晴らしい施設になると思っています。指定管理者制度になって、行政が経営に参加できない、関与できないことは理解していますが、垂水市の活性化という観点では、道の駅の集客は大きなウエートを占めているのは事実だと思っております。

そこで、道の駅たるみずに対する行政の役割と立場についてお尋ねいたします。

3点目は、垂水市の史跡に関する資料の保存方法についてであります。先月11月20日に、垂水島津家林之城築城400年記念事業が行われました。皆様御存じのとおり、垂水島津家といえば、島津家の一門家として本藩最高の家柄で、初代忠将に始まり、16代貴暢まで約250年間、林之城を中心に垂水の政治を守ってきた家柄です。現在では、昔の面影を感じ取る景観としてはお長屋と石垣が残っていますが、遺品や関係資料が市内に数多く残っています。その多くは個人で所有しているものがほとんどですが、私はこれらの遺品や資料の保存について危機感を持っております。記念事業の際にも多くの品物が展示されました。また、そのうちの一部について、来年の1月24日まで垂水市図書館で展示されていますが、見られた方は御承知されていると思いますが、素晴らしいものばかりです。これらの遺品や資料は、昔の時代につくられ、きょうまで残っていること自体が奇跡になるかもしれません。

私たちは、これまで垂水市に受け継がれてき

たこれらのすばらしい資料が今後も劣化しないまま保存され、また、垂水市から市外へ喪失することがないように守らなければならないと思っています。そして、今後100年、200年、いや数百年と後世に伝える義務があるのだと思います。

そこで、まず、これらの貴重な遺品や資料が存在していることを行政は把握しているか否かについて、お尋ねします。

大きな2つ目は、六次産業化に対する市の取り組みについて質問をいたします。

ことしの3月1日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる六次産業化法が施行されました。六次産業というとても聞き慣れない産業ですが、いわゆる加工賃や流通マージンなどの第二次、第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、一次産業者の農業者自身によって、農業を活性化させようというものです。この法律は、農業だけでなく、第一次産業の農林漁業者の皆さんが、農山漁村の未来を切り開く画期的な事業だと思っています。

先ほど感王寺議員の質問にもありましたが、TPPの問題がある中で、垂水市の一次産業を大きく転換し、活力ある垂水市をつくる大きな要素を持っている事業だと考えております。

そこで、1回目の質問で、六次産業化法とはどういうものなのか、この法律の最大のメリットは何かについて質問いたします。

大きな3つ目は、ドクターヘリの運用について質問をいたします。

今月26日から運用を開始するドクターヘリの機体を使った実地訓練が、今月1日垂水市の運動公園でありました。県内で最初の訓練が我が垂水市で行われ、地元の垂水市消防本部の職員が全員真剣に取り組んでいた姿が大変頼もしく感じました。訓練当日、指導をしてくださった

鹿児島市立病院の吉原秀明救命センター所長も、その消防職員の動きを見て、よく訓練されているとお褒めくださったことが印象に残っております。

鹿児島県は全国で24番目の運用になるということですが、交通不便の垂水市にとっては、ドクターヘリの運航によって、これまで助からなかった命が助かるのではないかという期待があります。

そこで、改めて、ドクターヘリの役割についてお伺いします。

さらに、ドクターヘリの運航に伴って重要なことは、隊員の取り組み姿勢だと思います。搬送時間が短縮されるとはいえ、ドクターヘリの利点を最大限に生かすためには、隊員相互間の連携やドクターヘリとの情報の共有化が大切になってくると思います。

そこで、運用に伴うまでの隊員の訓練等の取り組み状況について回答を求めて、1回の質問を終わります。

**○商工観光課長（塚田光春）** 商工課所管の垂水市の活性化対策について2点質問がありましたので、お答えします。

まず、森の駅の利用状況から御説明いたしますが、森の駅は、平成22年4月29日オープンしましたので、平成22年度の1年間の利用状況につきましての決算について説明を申し上げますと、平成22年度の決算では、延べ816棟で延べ4,230人、1棟約5人の宿泊客なんですけれども、お客様が宿泊されまして、28.78%の稼働率でございました。歳入は1,188万9,376円で、歳出は1,420万5,426円でした。231万6,050円の赤字決算となっております。ただし、この歳出の中には、森の駅のオープンをお知らせする広告料が265万1,500円含まれておりまして、その広告料を差し引きますと、33万5,450円の黒字となっております。

また、昨年度と今年度の4月から11月までの

お客様を比較しますと、延べ宿泊棟数が昨年度718棟、今年度が655棟で63棟少なくなっており、延べ集客数も、昨年度4,198人に対し、今年度は4,107人で91人少なくなっております。

このように、今年度お客様が減った理由としては、昨年度はオープンのお知らせをテレビや新聞等を通じまして広告料を多く使ったことと、オープン効果ということもあって、昨年度に比べ、今年度は減少したものと思われま

す。そこで、今後の対策でございますが、今後、森の駅の集客をふやす対策としましては、冬場の集客がネックとなっておりますので、冬場に宿泊されたお客様の余暇の過ごし方として、溪流沿いを散策するトレッキングや刀剣山等の登山が考えられますので、いずれもこの登山をするには旧キャンプ場まで行かないとできないことから、森の駅の前に橋をかけることによって、すぐに上流へ、遊歩道につながりまして、トレッキングを楽しむことができ、森の駅の利用客の利便性と景観がよくなり、利用客の増加につながるものと思われま

す。また、温泉を活用しまして、温泉は今までのお客様に対して、予約されようとしたお客様から、そこは温泉がありますかといった問い合わせも数多くありまして、そこで、旧餅井荘の冷泉を引き込むことによりまして、通常の温泉としての活用や、皮膚病によいということもありますので湯治客としての利活用も考えられますことから、より一層の集客が図られると思いま

すので、つり橋と温泉の整備をできる方向で今現在、努力をしているところでございます。それから次に2点目なんですけれども、道の駅と行政の役割と立場についてでございますが、確かに道の駅周辺には約500年前の史跡が数多く存在することから、商工観光課としまして昨年度より、道の駅を拠点とした中で、議員御指摘のように、道の駅に自転車を置いて歴史探訪するコースづくりを考えており、その史跡の整

備も、県の魅力ある観光地づくり事業により昨年度からお願いしているところでございます。

その結果、県のほうでも早速対応していただきまして、今年度は牛根麓地区にある稲荷大明神を整備中で、ここは大正3年の桜島大爆発によりまして鳥居が埋没し、その鳥居が現在も残っておりますことから、この場所からのまた桜島や錦江湾の景観もすばらしいものがございまして、今現在、駐車場や遊歩道の整備をいただいております。

来年度以降も、施設の整備につきましても、史跡の周辺は民地が多いことから、牛根麓地区の松ヶ崎郷土史研究会の皆様方の協力をいただきながら、県へ要望していきたいというふうに考えております。

そして、道の駅の役割なんですけれども、ここを拠点とした形で、今後もサイクリングステーションをつくり、そこから散策させるというような方向でしたいんですけれども、何せ運営上の問題もございまして、新しい指定管理者と今後、協議してまいりたいというふうに思いま

す。

以上でございます。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** それでは、堀内議員の、林之城築城400年記念事業を終えて、垂水市に存在する遺品の保存方法についての、本市にどれぐらいの貴重な歴史的資料の存在を把握をしているのかという御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、垂水の地は島津家一門家の筆頭格の家柄とされ、今日までの400年の歴史もさることながら、それに至る大隅の歴史を語る上でも、有力豪族たちが覇権を争った要衝の地でもあります。

したがいまして、市内には至るところに歴史的な遺跡や文化財が残されております。本市には、県指定文化財として本高城の勝軍地蔵が1点、垂水島津家墓地やお長屋を含めた市の指定

文化財が16点、その他未指定文化財約70点ほどが市内各地に点在をし、そしてまた、国指定級とされる柗原貝塚を初め、市内8カ所で埋蔵文化財も発掘されております。

これらの文化財については、担当部局である社会教育課文化係で標柱や説明板の設置、周辺の草払い等、整備に努めておるところでございます。

そしてまた、民間の方々による保存活動も活発に行われておるところでございます。そしてまた、棒踊りや川踊り、おろごめ、壁うっくじいなど16の無形民俗文化財、さらには先般実施をしました垂水島津家林之城築城400年記念事業の一環で展示をいたしました教育委員会所有の学術的にも大変貴重な島津家ゆかりの遺品や古い民具・農具、そういったものもございます。

このように、教育委員会で把握しているものについては保存・活用も可能でございますけれども、市内には、個人所有の高価なものや、貴重ではあるが埋もれたままになっている文化財や歴史資料もあるやに聞いておるところでございます。ところが、所有者が公にすることを好まない場合もございます。すべてを社会教育課で把握できていないのも事実でございます。

これらの個人所有の貴重な文化財や歴史資料が散逸しないためにも、個人からの寄贈の意向がある場合は、歴史的価値を考慮した上でお預かりすることとしております。

以上でございます。

**○農林課長（森下利行）** 堀内議員の六次産業化に対する市の取り組みについての御質問にお答えいたします。

六次産業化とは、議員が先ほど申されましたとおり、農業者が農産物を生産するだけでなく、生産した農産物を使用した加工品を製造したり、直接実需者や消費者に販売する取り組みは従来から全国各地で行われてまいりました。このような取り組みについて、第一次産業掛ける第二

次産業掛ける第三次産業で、六次産業化と呼ばれており、平成23年3月1日には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる六次産業化法が施行されております。この法律は、農山漁村の六次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物の生産や加工または販売を一体的に行う取り組み等を創出することを目的とした法律であり、このような取り組みを行う農林漁業者が六次産業化法の認定を受ければ、農業改良資金の無利子の特例措置適用や短期運転資金の活用などに加え、認定後の事業実施についても、定期的に六次産業化プランナーなどのフォローアップも受けられるようになっております。

現在、鹿屋市の九州農政局鹿屋地域センターにおきましても、六次産業化総合相談窓口が設置されております。また、新商品の開発や販売拡大の取り組みに対して、3分の2の補助が受けられるなどのメリットがあります。

以上でございます。

**○消防長（宮迫義秀）** 堀内議員の質問にお答えいたします。

1番目のドクターヘリの役割についてですが、運用が開始されますと、鹿児島市立病院の医師などが速やかに救急現場に出動して、消防車に対して必要な救命処置を行うとともに、医療機関に短時間で搬送することができ、救命率の向上及び後遺症の軽減が図られることとなります。また、ドクターヘリを要請した場合、鹿児島市への救急車で搬送がなくなるため、救急に要する時間が非常に短縮されるために救急業務体制が充実されることとなります。

2番目のドクターヘリの運用に伴う職員の訓練及び取り組み状況であります。基地病院であります鹿児島市立病院から11月中旬にDVDを受領し、全職員で事前訓練を実施して、実地訓練に臨みました。12月1日の実地訓練では、

交通事故を想定し、実際の運航要領に基づいて実施され、その後、フライトドクターからの説明と、救急車からドクターヘリ内への搬入及び搬出訓練が実施されました。

安心・安全なまちづくりが公約の柱の1つであることから、我々消防も日ごろから市民の安心・安全の確保のために取り組んでいるところでありますが、今回もDVD等による事前訓練を実施し、準備していたことの成果により、スムーズに訓練ができました。また、分遣所当直職員以外の全職員が訓練できたことは、運航開始に向けて有意義でありました。

これから、ドクターヘリが有効に活用できるよう訓練を実施していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時55分休憩

午後1時10分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

2番堀内貴志議員の質問を続行します。

○堀内貴志議員 昼休みを挟みまして、午前中に引き続きまして、そして気持ちを入れかえて質問を続けたいと思います。

質問は一問一答方式によりましてということと事前に申し出てありますけれども、まず、活性化対策について2回目の質問をさせていただきます。

1つ目、森の駅の利用状況・対策については、平成22年度は赤字だったと。その理由は、広告費で使った。厳しい言い方ですけども、広告費を使ったから赤字という理由には私はならないと思います。かえって、広告費で投資したのであれば、大きく黒字に転換しなければならないというふうに思います。赤字ということは、広告がまずかったと、厳しい言い方をすればこ

ういう見方になると思います。

23年度についてはやはり集客数が減っているということです。ことしの夏場の集客については、キャニオリングの効果で予想以上の利用者があったというふうに聞いております。昨年の反省点から、冬場の集客をねらって、冬の得々プラン・トレッキング・登山を始められたことも承知しております。集客の向上を図って次々と新しいプランをやるということはすばらしいことだと思います。ホームページも新しくなり、見せてもらいました。これにちょっとコピーをとって持ってまいりましたけれども、すばらしいホームページができ上がっていると思いました。それでも客が減っていると、集客が減っているということは、何か基本的なものが足りないような気がします。

ことしの夏、垂水市を訪れた鹿児島市居住の家族の方から、森の駅はすばらしい施設だ、泊まろうと言ったけれども、アブがたくさんいた。アブがたくさんいたもんだから、宿泊の予定で来たけれども、キャンセルして帰りましたという不満の声を聞きました。確かに、山だからアブがいて当然、しかし、そういう不満の声を解決することも大切だと思います。山だからアブやハチがいて当然ということで済ませていたら、客は遠のく一方だと思います。何らかの対策を講じる必要があるのだと思いました。

そこで、客からの不満、要望にこたえているのか否かについて質問をいたします。要望の声の中には、温泉があるのだとか、昼の御飯は食べられないのとか、お茶の一杯も飲めないところ、何も売ってないねと、売っとるけど少ないよねとか、そういう声を聞きますが、そういう要望にこたえる手だてはないのでしょうか。

私個人の考えだと、御飯を食べられないのという声に対しては、事前の予約を受けた上でランチの準備をする、お茶を一杯も飲めないのところについてはですね、喫茶室、コー

ヒー・紅茶などを限定してお茶を提供する場所を開設するとか、何も売ってないねという要望に対しては、お土産物の増設を図るだとか、そういうふうにするのですが、難しい障害があるのか否か。

また、温泉はないのという要望に対して、今議会の補正予算の中で計上されている猿ヶ城溪谷森の駅たるみず総合整備事業の中で、コテージに冷泉を引く計画がありますが、その目的は何をねらったものなのか。宿泊者のみを対象と考えているのかどうか。冷泉は利用者が自分で沸かすのかどうか。私は、森の駅の交流客をふやす意味では、コテージで泊まる客だけではなく、コテージの人も、テントで宿泊する人も、日帰りの人も、登山やトレッキングで汗をかいた人も、キャニオリングで遊んだ人も、河原で水遊びした人もだれでも入れる温泉施設があれば、もっと集客があるのではないかと思います。そして、温泉に入浴しないまでも、森林を見ながら足湯につかってリフレッシュしてもらおう、そんな温泉を望んでいたのですが、そういう施設に変更できないものかどうか。どういう考えで冷泉をコテージのみに引くのかについてお伺いします。

2つ目、道の駅の関係について2つほど質問をいたします。

道の駅の関係では、行政の役割について説明を受けました。指定管理者制度になったからといって、垂水市の交流人口をふやすという観点からはやはりお互いの協力関係がなければならぬと思います。行政が持っている垂水市の情報、例えば史跡の場所・内容、各種イベントの開催の日程などについてはしっかりと情報を流した上で、連携を図っていただきたいと思います。

特に、道の駅がある牛根麓地区には史跡としてすばらしいものがたくさん集中しています。先ほど商工観光課長の説明にもありましたが、

宇喜多秀家の潜伏の跡・七里塚・居世神社・安徳天皇陵・埋没鳥居・天然のへゴの密集地・江戸時代末期の造船所跡などなど、たくさんのもので残っております。私は、これらの場所を訪ねる自転車、先ほど説明にありましたけれども、サイクリングロードの話が出ましたが、大賛成です。そのサイクリングロードですけれども、先ほどの話の中で、今、工事をしておるという話が出ました。工事が整備されてからの話だと思いますけれども、具体的にいつごろ予定されているのか。そして、今、千本イチョウで県民が垂水市を向いていますので、今こそ第2弾、第3弾の垂水市を訪れる人のための情報を流すべきだと思います。

2つ目は、指定管理契約の中で、事業計画書の中で、牛根地区山間部と道の駅との間の無料送迎バスの事業があると思います。いつごろを目安に運行するのか、そしてその内容について、どのようなものなのか、お伺いします。

3つ目、林之城関係の史跡の関係について、文化財が垂水市にはたくさんあり、資料もたくさんあるということがわかりました。個人で所有されている人も高齢者の方が大半ということもわかっております。現在、その資料を所有されている方は、その価値を十分承知されて、先祖代々、大事に引き継がれてきたものだと思います。その大切に引き継がれた資料をさらに、冒頭でも話しましたがけれども、100年、200年、数百年、後世に伝えなければならないと思います。そうすると、どうしてもその保管の方法が問題になると思います。普通に保管するだけでも自然劣化があります。また、今の所有者から第三者に転売もしくは贈与されて、市外に喪失するケースも考えられます。貴重な資料です。垂水市から少しでも、自然劣化も少しでも防ぎたいですし、垂水市から市外へそうした貴重な資料が喪失することも、できることならしたくありません。

そこで、このような貴重な資料ですが、その保存方法についてどのようにお考えになるのか、お伺いします。

個人所有の資料については、寄贈もしくは寄託という措置をとることになるとは思いますが、歴史民俗資料館的な建物もしくは収蔵庫などの保存施設の建設は考えられないものかどうか。

それともう1点、現時点で垂水市の総合計画の中にこれに関する事柄が明示してあるのかどうか、垂水市は重要視しているのかどうかについて質問いたします。

以上です。

**○商工観光課長（塚田光春）** 2回目の堀内議員の質問にお答えします。

4点ほどあったようでございます。

まず、1点目ですけれども、森の駅のほうに飲食施設や物販関係はできないのかという質問でございますけれども、これにつきましては、管理人が現在おります活性化施設に飲食施設や物販施設等はできないかということなんですけれども、私も議員と同感でございまして、しかもお客様のニーズも高いことから、最初、土曜日・日曜日・祝日だけでも飲食物の提供はできないものかということで検討したわけでございます。

そうしましたところ、この活性化施設は、県の中山間地域総合整備事業で整備されておまして、この施設は、当初から、加工室、会議室それから体験室、加工用調理室などをつくるのが目的としてつくられておまして、飲食・物販施設の設置はできないようになっております。しかしながら、その後、会計検査等の指導もありまして、有効活用を図らないと、使われない施設が一番いけないというような意見等もございまして、最近になって、活性化施設の有効利用という観点から、物販施設や飲食施設も、農政局との協議が調べばできるようになっております。ですので、今後、県を通じて、農政局

と販売する方向で協議していきたいというふうに思っております。

次に、2点目の温泉の話なんですけれども、宿泊施設のみかという話なんですけれども、これにつきましては、温泉の施設は、先ほども申し上げましたとおり、コテージに直接引き込む考えでおりますので、宿泊者、それから皮膚病にあそこの温泉はよく効きますので、湯治場として当然使うんですけれども、当然、宿泊者だけでなく日帰りのお客さんにも、コテージがあいおれば利用していただくというふうにも考えております。

ただ、最初は、まだ設計に入っておりませんので、ここでどうこう申し上げられませんが、今、構想の段階なんですけれども、温泉施設を1つ、コテージじゃなくて、1つつくった場合、どうしても、冷泉でございまして、すぐ温泉を沸かさないと、沸かしてお客さんを待つとかなければいけないというようなことで、そうした場合、光熱水費がかかると。温泉であれば、沸いた温泉で常に湯舟にためて待っておけばいいんですけれども、冷泉ですので、やはり沸かして待つとかならんかというふうなことから、そうすれば、光熱費がかかるというふうなことで、コテージに冷泉を引き込んで、今でもなんですけれども、今はただ水道を引き込んで、水道から沸かしているというふうなことで、今度は冷泉からお客さんに沸かしていただくというふうなことを考えております。

そこで、またお客様の、それでお客様の集客が見込めるようであれば、第2段階として、そういった温泉を独自につくるという方向もいいのではなかろうかというふうにも考えます。

次に、3番目の道の駅のサイクリング施設の設置についてなんですけれども、これにつきましては、今、史跡も整備中ではございまして、これを整え次第というわけでもございませぬけれども、やはり先ほども話を申し上げましたとお

り、道の駅は新指定管理者のもとで10月から指定しておりますので、新指定管理者とこのサイクリングの話もまだ全然しておりませんので、ここら辺を話をしながら、また例えば自転車を置くスペースだとか、上屋が要るのかどうか、また自転車はどうするとかですね、そこら辺を整備した上で、今後また指定管理者のほうと協議をして、調い次第、そこら辺もまた対処してまいりたいというふうに思います。

次に、4点目なんですけれども、無料送迎バスの件です。これは指定管理者による事業計画の中で、牛根地区の山間部へ無料バスを走らせる計画があります。当然、今のところ、公共交通機関のない松尾だとか岳野だとか高野等に走らせる計画を、今、準備を進めております。

しかしながら、山間部は道路が狭い関係で、小さなバス、ジャンボタクシーですね、9人乗り程度のバスを計画しまして、今後、地区の集落の皆さんと話をしながら、その走らせる日程とか、そういったのを調整していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、堀内議員の2回目の御質問にお答えいたします。

垂水市内の文化財や歴史資料について、まず一番に危惧されることは散逸でございます。例えば個人所有の文化財については、世代がかわったり、所有者がかわった場合、次の所有者がその価値を知らずに処分してしまう可能性がございます。そしてまた、しかるべき保管方法をとらなかったために、書籍や絵画等の文化財が変質または破損・欠損する危険性もございます。

このように、現状では、貴重な資料が散逸・損失してしまう可能性があるため、それらを保管・展示するための施設である歴史民俗資料館の建設促進が要望され、平成9年の12月議会でその陳情が採択された経緯もございます。

しかしながら、用地購入費や施設建築に係る

諸費用、施設の維持管理費や人件費を考慮する際、現在の本市の財政状況をかんがみるときに容易に建設できていないのが実情でございます。

このようなことから、第4次総合計画の実施計画の中には入れ込んでおりますものの、実現のめどが立っていないのが実情でございます。

社会教育課といたしましては、歴史民俗資料館の必要性は十分に認識しており、将来的に必ず取り組まなければならない重要課題の1つであると考えておりますが、どこにどういうものが埋もれているのか、できるだけ実態を把握をし、その歴史的な位置づけも含めた研究もしたいと思っております。

そのため、当面は既設の施設に保存し、散逸を防ぐための情報収集等に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、社会教育課は、広報たるみずで毎月「シリーズ文化財」という企画記事を掲載し、文化財等の紹介を行っておりますが、ことしは終原貝塚から出土した縄文土器などを市内の小・中学校に巡回展示をいたしましたけれども、子供たちに大変好評でございました。そしてまた、文化財インストラクターによる市内各地の文化財めぐり、垂水歴史探訪を実施をしまして、延べ104名の市民の方々の参加を見ております。

社会教育課といたしましても、垂水市には貴重な文化財があるのだということを今後もさまざまな方法で周知に努め、市民の方々の文化財についての認識を高めてまいりたいと存じます。

さらに、文化財を保存という面だけでなく利活用、そういう観点からも文化財行政を進めてまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 大変御回答ありがとうございました。特に、商工観光課長、積極的な御回答をいただきまして大変感謝しております。

活性化施設の有効活用ということで、市民の要望に応じて、御飯を食べられる施設、お茶な

んかを飲める施設、検討していただけるということでしたので、ありがたく思います。

そして温泉施設についてです。温泉施設を維持するのにコストがかかると話されました。冷泉をコテージに引くだけで集客は増加するか、疑問が残るところが私はあると思います。これは予算が絡みますので、予算の関係で、後ほどまた1つ、よその例を取り上げて申しますけれども、森の駅の温泉については、既に流れている冷泉ですから、維持の費用は、沸かす、温度を維持する費用です。今、太陽エネルギーを使ったもの、猿ヶ城溪谷の水の流れを使った小型水力発電、間伐材などを使った木質パレットなどを使えば、維持費のコストの削減ができるという新エネルギーもありますので、その点も検討していただければいいかなと私は思います。

そして、道の駅の関係については、サイクリングロードと牛根山間部との無料送迎バス、ぜひとも早いうちに検討をして、実施できるようにしていただければなというふうに要望いたしました、終わりたいと思います。

で、3つ目の資料、垂水市に残る資料については、やっぱり行政の立場でぜひともこの資料の存在について、今後、危機感を持っていただいて、真剣に取り組んでいただくと。今コメントの中で、重要課題の1つとして取り上げていただけたことでしたので、要望を兼ねて、今後とも真剣に取り組んでいただきたいと。これについても予算のほうが発生しますけれども、また、その予算についても、関連予算をちょっと後ほど質問したいと思います。

続いての質問はですね、時間もそんなありませんので、2つだけ、最後の質問、3回目ですね、質問をしたいと思います。

まず、垂水市の史跡資源等の情報発信の方策についてお聞きします。

冒頭でも話しましたが、千本イチョウ、たくさんの人が垂水市に興味を持って、今、来て

いただいております。平成22年度の鹿児島県の景観大賞に垂水千本イチョウが選ばれ、毎日のように、きょうもMBCで放映されておったそうです。新聞でも話題に出ております。で、九州新幹線の開通、それと合わせて鹿児島中央駅と垂水市を結ぶ無料観光バスもあると。今、垂水市が大きくクローズアップされています。ぜひとも、この千本イチョウで垂水市に来てもらった観光客については、垂水市の景色・温泉・風情・食べ物・人柄・史跡、すべてを見ていただいて、千本イチョウ以外にも感動を味わっていただくと、そして再び、三たび、垂水市を訪ねてみようと思ってもらうことが大切だと思います。

先日、景観セミナーが垂水で行われました。その中でも、鹿児島県の観光プロデューサー、県景観アドバイザーの奈良迫英光氏が基調講演の中で、垂水は素晴らしい自然・史跡があると、これを生かしたまちづくりが必要です。さらに、季節に応じて、春に来た人が夏にも秋にも冬にも垂水市を訪れるリピーターをふやすことだというふうにもおっしゃっております。私は、今、千本イチョウ、何回も言いますが、この千本イチョウで垂水市が大きくクローズアップされている今こそ、本当に、情報発信をすれば、もっともっとたくさんの観光客が来ると思っていますので、この方策について手短にお話ししていただきたいと思います。

そしてもう1つは、予算の関係、温泉をつくるにしても、先ほどの資料館をつくるにしても、予算が発生します。国の交付金事業について、1つ質問したいと思います。国の交付金事業の中に、国土交通省の交付金事業です。まちづくり交付金、現在は名称を変更して土地再生整備計画事業というのがあります。この事業は、目的を見ますと、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした、個性あふれるまちづくりを実施するための事業だというふうにして書いてあり

ます。今の垂水市にはぴったりの事業ではないかと思えます。地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かすために認められる事業が、道路・公園・下水道・河川・多目的広場の整備、あるいは地域交流センター・歴史民俗資料館等の建設、高齢者向けの住宅の整備、公営住宅などなど、あらゆる事業に活用できる交付金事業だと認識していますが、この事業、垂水市に活用できないものかどうかについてお伺いいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 堀内議員の3回目の質問にお答えします。

情報発信の仕方なんですけれども、確かに、千本イチョウも4日の日は恐らく5,500人ぐらいの方が来たんじゃないかなろうかというふうに推測しているんですけれども、このことはやはりテレビの情報発信のおかげだというふうに感じております。

ですので、私ども、先ほどもちょっと話をしましたように、広告費、この広告費というのは非常に大事でございますけれども、一方、テレビを1つ打てば、例えばテレビをコマーシャルを30本ほど打てば60万円ほどかかるというようなことで、結構な広告料を発生します。

ですので、今やっている鍋プランとかトレッキングプラン、そういったことも、まずは目新しいいわば観光というようなことで発掘しまして、きょうマスコミの方も来ていらっしゃるんですけども、マスコミの方が興味を示されるような特ダネですね、特ダネをつくって、そして鹿屋記者クラブのほうにお願いして、情報発信をしてもらうというようなことを繰り返していけばどうだろうかというようなふうに考えています。

そして当然また、さっきも話しましたように、500年前の史跡ですね、そういったのが整備されましたら、また整備されたあげくはまた記者の方をお願いして、また情報発信をしていくということで、観光客を呼び、マスコミの方には失

礼ですけれども、無料で宣伝をしていただくというようなことを考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** ただいま堀内議員からございました国交省の都市再生関連施策のまちづくり交付金のことは、利用できないかとの御質問ですけれども、このことにつきましては社会教育課だけでは判断ができませんので、関係各課とも協議の上、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

**○堀内貴志議員** 時間がありませんので、ちょっと先に急ぎたいと思います。

今の国交省の交付金事業、これはすばらしい事業です。先日、私ども総務文教委員会のほうで視察、高知県の構原町に行ってまいりました。3,800人の土地ながら、すごい活性化されておるまちです。町です。すべて、ほとんどがこの交付金事業で整備されたそうです。ここに私、実例集をたくさんプリントアウトして持ってきていますけれども、ほかの関係自治体、これを活用してすばらしいまちをつくっておりますので、ぜひとも行政の皆様、参考にさせていただいて、持ってこられる予算は持ってきていただいて、まちの活性化に努めていただきたいと思います、そのように思います。

本当はここで市長に質問する予定でしたけれども、時間がありませんので、次にまいります。

六次産業化の2回目の質問にまいります。

先ほど六次産業化、お話がありました。これは3つのメリットがあるということなんです。いわゆる資金調達面で優遇措置があるということと、事業を認定された後については、いわゆる計画から実業化まで一貫して六次産業化プランナーがつくということです。そして、新商品の開発や販路拡大の取り組みに対しては、国が3分の2を補助するよという、こんなすばらしい事業なんです。今、TPPの問題もある中で、

この六次産業化を進めることはすばらしくいい、優遇されたい事業だと思います。

しかしながら、市民の中、こういういい事業があるということは認識しない、わからない人たちばかりです。垂水市の第一次産業をこれから推進する上では、ぜひともこの六次産業化を考えていく必要が私はあると思います。

そこで、この六次産業化を市民に知っていただき、チャレンジしたいという方には全面的に支援が必要になってくると思います。市民に情報発信する方法についてお答え願いたいということと、さらには、現在のところ、この六次産業化を活用できる事業所・団体があるのか、あるいは個人がいるのか否か、関係課長にお答えを求めます。

**○農林課長（森下利行）** 堀内議員の2回目の質問にお答えいたします。

本市における農業関連の六次産業化について、農林課が現在把握しております団体につきましては、2団体でございます。また、農家への六次産業化の推進方法でございますが、六次産業化の制定趣旨やねらいを正確に周知するために、各種栽培講習会や農林技術協会だより等による広報などに加え、平成24年度から実施予定の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に伴う事業の実施に当たりましての説明会等におきまして周知を図り、六次産業化が地域の大きな運動として展開されるように推進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**○水産課長（岩元悦郎）** 堀内議員の2回目の質問にお答えいたします。

六次産業におきましては、垂水市漁協におきまして、一次産業として地元で水揚げされたカンパチ「海の桜勘」を、二次産業として水産加工センターで調理加工し、カンパチのフィレ・燻製・あら煮、腹骨・つけ揚げ・ハンバーグ等を垂水市漁協直売所で土産用、またお歳暮用と

して販売しております。さらに、三次産業として、桜勘食堂で地元食材とあわせて、桜勘定食、カンパチ刺身定食、あぶりカンパチ定食など、食事として提供をしておるところでありまして、六次産業として成り立っておるのではないかと考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** 2問目の質問で、最後、市長に質問いたします。

先ほどの国交省の土地再生整備計画事業、今の農林水産省の進めている六次産業化、いずれも国の交付金事業でやれる大きな事業だと思います。今の垂水市には一番、特に農林水産省の六次産業化については、垂水市の第一次産業に対して進める一番の有効な手段だと私は考えています。他の市町村に先駆けてぜひともこの垂水市で取り組んでいただくべき課題だと思いますけれども、市長の考えを一言、手短かにお願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 堀内議員の御質問にお答えをいたします。

私も施政方針の中で、垂水ブランドの販路拡大への挑戦を掲げておりまして、その中での六次産業の取り組みがそれに当たる1つだというふうに考えております。先ほど御紹介もいただきましたけれども、日曜日にも、とんとこ祭りとか、大野いきいき祭り、地元の食材を加工して販売をするという取り組みも、小さい枠ではありますけれども、それに合致するものだというふうに考えております。

今後、六次産業化を推進することによって垂水市の活性化につながると思われますので、皆様の御意見をいただきながら、しっかりと議論を前に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

3つ目の質問、最後の質問になりますけれども

も、ドクターヘリの運用について2回目を質問します。

ドクターヘリの運用によって、救命率の向上、後遺症の軽減、搬送時間の短縮など多くの効果が期待されています。垂水市はこの要請の判断をだれがするのか、離発着の場所は垂水市に幾つつくってあるのか、想定としてはどのような例が考えられるのか。それと、ヘリ要請に伴う費用負担について、消防長、ちょっとお答えをお願いいたします。

**○消防長（宮迫義秀）** 2回目の質問にお答えいたします。

1番目の要請の判断でございますけれども、119番通報の内容から判断して消防職員が要請する場合と、現場の救急隊員が判断して要請することになります。

離着陸場につきましては、垂水中央運動公園、学校校庭など、19カ所指定しております。

また、事故の想定例でございますが、自動車事故で、車体が大きく変形し閉じ込められている、車外放出された、3階以上からの転落・墜落事故、呼吸循環不全患者及び緊急手術を要する疾患などであります。

協力病院につきましては県内31カ所で、垂水市は垂水中央病院になっています。

費用負担でございますが、県と国が2分の1ずつ補助いたします。

要請して鹿児島市の医療機関に搬送されたとき、1回につき垂水市が3,200円、鹿児島市へ支払うことになります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

ドクターヘリの運用、市長公約の中にも「安心・安全なまちづくり」とあります。ドクターヘリの運用によって、救命医療の分野ではとうとう命が多く助かることを期待しております。このドクターヘリの運用に対して、市長のお考えを一言、手短にお願いたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 本当に、今、話をしていただきましたけれども、安心・安全な垂水のまちづくりということが私の公約の1番目でございます。そういった意味では、東日本の大震災以降、危機管理のレベルを上げるということも大事になってまいりましたし、フェリーとか陸路ですと、1時間、2時間かかるところが、15分でつなぐことができるという今回のドクターヘリの運航は大変喜ばしいことだと考えておりますので、今後、あらゆるケースを想定して有効活用してまいりたいと考えております。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

時間ももう迫っていますので、最後、消防職員の例を1つ取り上げたいと思います。

この例、この10月、協和地区で運動会の最中に倒れた女性、消防職員、救命救急医療ですね、消防職員と看護師が連携で1人のとうとう命を助けたという、すばらしい好事例があります。常日ごろからまた、消防職員は職責を自覚して活動されていることもよく知っております。よく公私ともに走ってみると、体を鍛えるという姿をよく見かけます。

それで、今後とも消防職員、これまでどおり垂水市のために体を張ってご活躍されることをお願い申し上げまして、もう時間ですね、私の質問にかえさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

**○議長（宮迫泰倫）** 次に、16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

**○川畑三郎議員** ただいまの堀内議員の質問で議場も熱気むんむんしているところで、皆さん方、大変熱い気持ちでありましようけれども、私の質問をただいまから始めさせていただきます。

桜島は活発な活動を続けていて、これから北西の風に乗って垂水方面へ降灰がやっまいります。農作物への被害が心配されるところであ

ります。ことしは例年になく雨が多く、気温が高かったため、特産のキヌサヤ・インゲンに異変が生じていて、これから桜島の降灰があればダブルパンチで被害が拡大するのではないかと考えられ、桜島の活動がおさまってくれることを願うものであります。

東日本震災を初め、今年もいろいろな災害や事件が発生いたしました。残すところ20日余りとなりました。

先日通告いたしておりました案件について質問いたしますので、明快なる御答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、漁業振興についてお尋ねいたします。

カンパチ・ブリの養殖業者は、これまでの長年にわたる魚価の低迷、えさの高騰や不況による消費の落ち込み等により、厳しい経営状態にあります。昨年後半からことし前半には価格も安定して、順調な経営が続き、喜んでいたところでしたが、後半に入り、出荷サイズの魚が不足し、大手業者による大量出荷等もあり、魚価が下がっており、さらに不況等で魚も売れ行きが悪くなってきております。養殖業者はもとより、両漁協も資金繰りに苦慮していると聞きます。水産課も状況は把握されていると考えますが、何らかの手助けはできないものか、お伺いいたします。

次に、生活保護について。

全国で生活保護を受給している人が7月時点で205万495人となり、世帯数、人数とも過去最多を記録したとの報道がありました。憲法では、すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するとの精神に基づき、制定された生活保護法であります。長期にわたる経済不況、高齢化社会、小泉政権下で進んだ格差と失業、そして追い打ちをかけたのが3月11日発生の東日本大震災、この先、受給者は増加していくのではとの予測もあります。円高不況で企業

も先が見えない状態、明るい材料はないのでしょうか。垂水市の生活保護の状況はどうなのか、現状をお知らせ願ひ、これで1回目の質問を終わります。

○水産課長（岩元悦郎）川畑議員の質問についてお答えいたします。

養殖業者におきましては、これまでの長年にわたるブリ・カンパチ等の魚価低迷、えさの高騰や不況による消費の落ち込み等により、ここ数年でやむなく倒産・廃業に追い込まれた結果、両漁協ともにえさ代等の固定化負債が発生しております。また、最近では、大手業者によるカンパチ等の大量出荷もありまして、魚価も下がり、魚が売れないという状況も把握はしております。そういうところで両漁協も資金繰りに大変厳しい状況にあるところではございます。

それで、漁協のほうから何か手助けというか、そういう話はあるんですけども、とりあえず漁業振興資金の継続とか、それと損失補償は無理でも、漁協から、市内各銀行へ、漁協へ融資がスムーズにできるよう市からお願いの文書を出してもらえないかというような要請もありまして、そちらのほうは、市のほうがリスクを負わない形であれば問題ないと承知しておりますので、今、漁協のほうとは、どういう文書にするか調整中でございます。（後刻訂正発言あり、140ページ参照）

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）川畑議員の生活保護の現状についての御質問にお答えいたします。

先ほど御質問のところではございましたが、全国で生活保護を受給している人が、7月時点で205万495人となり、戦後の再興の余波で過去最高だった1951年度204万6,646人を超えたと、厚生労働省が発表しております。世帯数におきましても、148万6,341世帯と過去最多を更新し、60年ぶりに記録を更新しておるようでございます。

す。

お尋ねの本市の生活保護受給者についてでございますが、平成元年度が188世帯244人、5年前が135世帯167名、3年前が132世帯167名、1年前が137世帯180人、ことし23年4月1日でございますが、133世帯169人、23年の11月1日現在でございますが、124世帯155人と、昨年まで横ばい状態でしたが、本年度は、開始件数が12件、廃止件数が18件と減少傾向にあるようでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 漁業振興についてはなかなか難しいところがあるのではないかなとは思っております。現在の両漁協の状況については、市長も水産課長もいろいろお聞きになって、よくわかっていると思っております。

さっき言いましたように、カンパチの値段も昨年から上昇いたしまして、1,000円台をキープしておったわけですがけれども、10月以降だんだん値が下がってきまして、今では800円台というような話を聞いております。そういった中で、まだ魚が売れ行きが悪いというようなことで、魚がまた売れば資金の回転がきくわけですがけれども、そこら辺で大変苦慮されているという状況でございます。

損失補償についても、9月議会で篠原議員が質問されておって、できることなら決断をというようなお話であったようですがけれども、これも今の状況ではなかなか難しいのかなと、私は本当にお願ひしたい立場ですがけれども、垂水市の状況を考えれば、やっぱりそういうことも言えるのかなと思っております。

そういったことで、なかなかいい妙案が浮かんでこないわけですがけれども、この漁業振興について、市長もいろいろお話を聞いて、相談にも乗っていらっしゃるわけですがけれども、市長のお考えをお願ひいたしたいと思っております。

生活保護についてですがけれども、福祉課長か

らも答弁があったように、多くの方々が受給されているということの中で、垂水市はことしは減少しているというお話がございました。これがいいのか悪いのかわかりませんがけれども、せめて苦しい方々にはやっぱり生活保護が大事だろうかと考えております。

この垂水市で減っている原因ですね、どういう状況で減っているのか。そしてまた、我が鹿児島県内の生活保護の状況はどうか、県内の状況をお知らせいただきたいと思っております。

**○市長（尾脇雅弥）** 漁業振興につきましての川畑議員の2回目の質問にお答えをいたします。

垂水市漁協では、これまでの倒産・廃業に追い込まれた結果、両漁協ともにえさ代の固定化負債が発生をして、また大手業者による大量出荷もありまして、魚価も下がり、魚が売れてないと、先ほど御説明あった状況でございます。大変両漁協ともに資金繰りに苦慮して、厳しい経営状況にあることも承知しているところでございます。

このようなことから、垂水市漁協では、経営の改善を図るために20年10月に10カ年の経営改善計画を作成をして、経営改善に取り組んでおられるところでございます。しかしながら、これまでの達成率が思わしくないことから、運転資金確保のためにも改善計画の達成と固定化債権の回収に努力していただきますようお願いをしているところでございます。

また、大幅な経営改善に取り組む資料を今、作成中と伺っておりますので、損失補償につきましては、9月議会でも述べましたが、現状の状況では厳しいという旨を伝えているところでございます。

水産振興貸付金につきましては、平成24年度も予算の上で、財政上厳しい面もありますけれども、継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）本市の生活保護受給世帯の減少の理由として考えられておりますのは、高齢者の世帯が124世帯のうち73世帯と多く、約6割を占めております。そのうちの67世帯が単身者世帯であり、死亡による保護廃止が最も多く、今年度も廃止世帯18ケースのうち、10ケースが死亡によるものでございます。また、そのほかに老人ホーム等の施設入所による保護廃止も3ケースほど発生しております。

県内の状況でございますが、鹿児島市・鹿屋市・霧島市では増加傾向にあり、垂水市を含めましたほかの市では横ばい状態または減少傾向にあるという状況でございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 漁業振興についてはなかなか難しいなとは思いますが、今お話がありましたように、両漁協に漁業振興資金として1億円ずつ、2億円貸し付けがされております。今までは1億円ということで、垂水市漁協が1億円を借りて、資金として利用させていただいております。前の市長のときから、尾脇新市長になってからも、損失補償がなかなか進まなかった時点で、振興資金をことし3月の議会でしたかね、1億円増額していただいて、よかったなという考えだったわけですが、垂水市漁協が1億円借りていましたので、牛根と垂水で5,000万円ずつかなという状況で、我々漁協のほうも一生懸命お願いしておったところが、残念ながら牛根漁協に1億円ということで、垂水市漁協は働いた割には現況のままということで、ちょっと厳しかったかなと思っているところです。借りればお金を返さないから、どうしても苦しい状況だったわけでしょうけれども、今、2億円という振興資金です。できれば、損失補償が難しいという状況の中で、お金を貸してくれというのはなかなか難しいわけですが、できる範囲なら、垂水の基幹産業であるブリ・カンパチですね、これを生き残ら

せるためには、いろいろな面で援助をしていただきたいというのが本音でございます。

水産課長も市長も一生懸命、漁協のことには努力されておりました、ありがたく思っております。この振興資金について、もう少し何か手当てはできないものかと思うんですけれども、そこら辺はどんな状況なんでしょうか、お答え願います。

それと、この生活保護の分ですけれども、減少はしております。本当に困った人たちがもらう保護ですので、少なくなればいいでしょうけれども、全体をよく見きわめて、困った人には助けてやるというその精神から、しっかりとしたそういう保護についての対策をしていただきたいということを、これはお願いということで要望しておきます。

以上で、3回目を終わります。

○市長（尾脇雅弥）川畑議員の今の漁業関係の貸付金の件についてお答えをいたします。

これまでは垂水と牛根の両漁協に5,000万円ずつということでございまして、牛根漁協さんの御理解をいただいて、垂水市漁協さんが1億円をお借りされていたという状況であったというふうに思います。今回、新たにそういった形で3月の段階で、何とか支援をということで、財政課長とも相談をしながら、さらに両漁協5,000万円ずつ上乗せをする形で我々としては準備をさせていただいたんですけれども、両漁協の話し合いの中で、結果的に牛根漁協としても1億円必要であるということで、結果として垂水市漁協の増額にはつながっていないというのが現状であろうかと思っております。

この水産振興貸付金につきましては、平成24年度も予算の中で、先ほども答弁いたしました、厳しい状況ではありますが、継続をしていきたいというふうに思っております。

増額の要望でございますけれども、今も御説明したような状況で、市の税収が今約13億円を

少し超えるぐらいでございますけれども、そのうちの2億円を水産振興資金貸付金に回しているということでありまして、この2億円というのはほかに使えないという現状になっております。厳しいと言わざるを得ない状況でございます。23年4月の15日には垂水市漁協さんと、この水産振興資金貸付金を、漁協の経営改善を図るためにも今後は続いていくものではありませんよということで話をさせていただいて、御理解をいただいていることだと思っております。

そのときの内容が、23年度は1億円と、24年度は1億円、25年度は9,000万円、26年度は7,000万円、27年度は5,000万円、そして28年度にはゼロにというようなことで、覚書も交わしているところで御理解をいただいているところだとは思っておりますけれども、もちろん漁業振興というのは極めて重要でありまして、そのことは改めて申し上げる必要もないことでございますけれども、組合の体制も変わり、厳しい運営を引き継いでおられますので、そういった意味では大変だというふうに理解をしております。

市としましては、基本的な対策とか市場拡大のお手伝いというのを今、一生懸命協力をさせていただいております。しかし、一方で、組合の皆様方にはまずは内部の課題というものもしっかりと適切に対応していただきたいと、その上で今後、話し合いの機会をつくっていただきながら、どういった方法があるのか話し合いを重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川畑三郎議員　ありがとうございます。

難しい面もありますけれども、先ほど水産課長のほうで、漁協との今後の協議ですか、そこから辺も行われるというようなことです。引き続き、両漁協に対するしっかりとした応援をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、9番北方貞明議員

の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員　それでは、早速質問をさせていただきます。

財政調整基金について。

財政状況については、9月の議会で池之上議員の質問に対し、詳しく答弁され、また、今月号の市報で「財政状況を読む」という、市民にわかりやすく公表されていたので承知しております。

私は今回、財政調整基金について質問いたしますが、第2次財政改革プログラムで、平成22年度から平成26年度までの5年間で目標が7億円を、初年度で既に達成し、10億円になっております。今後どこまで積み立てをされるのか、お聞かせください。

未収金滞納について。

私は昨年9月議会で未収金滞納について質問いたしました。その時点で、滞納額が総額3億8,100万円と報告されました。この内訳は、市税や国保税、市営住宅などの使用料や学校給食や元市長退職金返還金、給食費横領返還金など、十数件でありました。その滞納額3億8,100万円に驚き、対策を講ずるように質問いたしました。そのときの答弁で滞納対策会議を復活することであったが、今まで何回会議を開き、その対策と効果をお聞かせください。

危機管理監について。

危機管理監については、平成17年、18年の大災害を受け、市民の安全を守り、強いまちづくりを進めていくために設けられたと思っております。これまで危機管理監の実績・評価と今後について、また、12月補正で管理監の報酬が15万円補正されています。当初予算の報酬、年間300万円に不足が発生した理由はなぜか、お聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○財政課長（北迫睦男）財政調整基金の御質

問にお答えします。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、収入を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるための基金でございますが、ここ数年の行財政改革の成果や国の経済対策による交付金等の影響により、平成22年度末で約10億円まで積み立てることができました。

第2次財政改革プログラムを策定しました平成22年2月時点での財政調整基金の積立額は約4億5,000万円で、当時の財政状況から判断すると、目標額7億円の設定額は適当で、策定直後に国の経済対策等で本市の財政状況がこのように好転することは予想できないこととございました。

ただ、9月議会でも答弁いたしました、市債の貸し手側である財務省の財務診断を本年2月に受けました際に、ストック面の財務指標の1つである積立金等月収倍率が、本市は財政調整基金を含むすべての積立金等残高が約1.1カ月分しかなく、危険な水準であるとの指摘を受けました。総務省が基準とする数値は3カ月分でございます。本市の財政規模で基金積立残高にしますと、20億円程度が必要でございます。

また、先般公表されました平成22年度の鹿児島県内の市町村の財政状況によりますと、財政調整基金を含む積立金残高は県内43市町村の中で31番目で、県内平均額は約47億円とございました。

本市の23年度決算の財政調整基金ほか、そのほか特定目的基金の総額は約14億円とございますことから、今後も着実に積み立てる必要もあると考えております。

しかし、国のおきましては、東日本大震災の復興事業の財源確保等も重くのしかかってきており、その影響で、本市の主要な財源となっております地方交付税、臨時財政対策債が平成23年度は前年度に比べて約1億8,000万円減額され

るなど、地方の財政運営も厳しくなっており、現在の積立金の状況を維持もしくは積み増しができるかといえば、大変不透明な状況でございます。

現在、24年度の予算を編成中ではありますが、平成23年度に比べて市税の落ち込みなど、さらに厳しい歳入が見込まれております。場合によっては財政調整基金の取り崩しも予想されるなど、今現在の積立金残高の維持はもちろん、計画の最終年度に基金の積み立て目標である7億円を達成しているかも不明な状況でございますので、今後も引き続き健全財政運営に努めてまいりたいと思っております。

**○副市長（寺地浩一）** 北方議員の御質問にお答えをいたします。

未収金滞納について、滞納対策会議をその後何回開催し、また効果はどうであったかという御質問であったかと思っておりますが、まず効果ということで、前回の答弁以降の滞納額の推移について御答弁いたします。

滞納額についてでございますが、前回の答弁で3億8,100万円程度というふうにご答弁申し上げましたが、22年度の末といえますか、22年度が終わった段階で、額につきましては3億8,800万円余りとなってございまして、約695万円弱、増加をしておるところでございます。

会議のほうでございますけれども、滞納対策に関する会議の開催状況ということでございますが、先ほど議員のほうで御指摘ありましたとおり、前副市長が今年の9月議会におきまして、何らかの形で復活させたいと答弁いたしております。このことにつきましては、滞納対策に関係する課が一堂に集まるという形ではございませんで、関係する課の連携によって協議をする形をとってございます。また、重要な案件あるいは対応方策等につきましては、関係の課長から市長・副市長に報告がされ、あるいは協議がなされております。

したがいまして、以前開かれておりました滞納対策会議という形での会議の開催は、22年の1月28日が最後ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、滞納対策につきましては関係の課が連携協議をしておりますし、あと行政改革会議の中に財政部会というのがございます。この部会におきましては、自主財源の確保等ということも協議をいたしております。したがいまして、この財政部会というものが滞納対策会議と同じ趣旨の会議ということで開かれているということもございますということでございます。

以上でございます。

**○総務課長（山口親志）** 北方議員の危機管理監についての御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘がありましたとおり、危機管理監は平成19年1月から、平成17年、18年の大災害を受け、災害に強いまちづくりを進めていく上で、危機管理能力の向上、関係機関との連携・協力体制の強化、自主防災組織の育成、市国民保護計画の総合的な推進等を図ることを目的に、総務課に設置し、勤務しております。

まず、危機管理監の実績と評価及び今後についてであります。台風・大雨時の情報収集及び分析、垂水市の地域防災計画の整備・見直し、国民保護計画の策定、垂水市防災訓練、災害時の要援護者等の避難対応、救援物資等の協定、桜島防災関係の情報収集、洪水ハザードマップの作成・整備等多くの対策をとってまいります。

総務課以外でも、新型インフルエンザのマニュアル作成、鳥インフルエンザ・口蹄疫等の情報収集等、広く活動していただいております。

私も4月に総務課に異動になりまして、あらゆる災害に備えた対策を行ってまいりました。台風・豪雨等の対策も、危機管理監の赤道付近での熱帯低気圧発生からの情報収集、雨雲の推移、本城川の水位、土壌雨量の積算等、もろも

ろの情報収集により、早目の対策本部等の対策をとることができました。

県下の市町村で初めてだと思いますが、海上・陸上自衛隊、警察、県等の協力をいただき、1日かけて垂水市内でのあらゆる災害を想定しての図上訓練も実施しました。当然のことながら、大災害を想定した訓練には各機関の協力及び危機管理監なくして行えなかったと思っております。

今後の考え方ですが、市の職員や消防職員のOBも考えられますが、やはり垂水市の防災に関しては、すぐれた情報収集能力、専門知識を持ち、関係機関との連携・連絡・調整等に必要ネットワークを持った危機管理監が重要不可欠であると思っております。

次に、今回、報酬の不足理由であります。危機管理監の報酬を月5万円上乗せして、1月から3月までの15万円の補正を行っております。このことは、防衛省から危機管理監として退職者の雇用の依頼があり、金額についても30万円の提示があったことから、現在の危機管理監にかわり、新しく1月から危機管理監を雇用するためであります。関係機関との連携を引き続きとっていくためにも、現在、危機管理監は週4日勤務の25万円ですが、1月からの新しい危機管理監の雇用予定者は週5日勤務の30万円で行いたいことから、今回の補正に上げたものであります。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

**○北方貞明議員** 一問一答方式でお願いします。

では、まず財政のほうからいきます。

財政調整基金の目的は私も、税収の減とか、またあるいは災害が起こったときの緊急的な金ということは私も理解しております。

今、国からの指導で、我が垂水市の財政規模では20億円ほどが必要というふうな指導・指摘がされたみたいであります。また、今言われた

ように、大震災の影響で地方交付税が減することも予想されることも、一応私もその辺は理解はある程度はしております。

しかし、基金積み立てだけ目を向けていたら、先ほども川畑議員が言いましたように、漁協等の第1次産業の衰退、それで今、建設業なんかが廃業している中、財政改革プログラムで5年間で7億円の目標を立てておられる。それで、初年度で既に7億円をオーバーして10億円も達成しておるわけですよ。これを有効に使う方法はないのかというふうに私は思っております、地場産業を助ける意味で。そうすれば市税も確保できると私は思っております。その経済対策は考えていないのか、それを2回目で、質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、北方議員の、貯蓄ではなくて生きたお金の使い方をと、有効活用してもらいたいという御質問にお答えをいたします。

積立額の目標達成したからもっと有効にという御意見があることは、私も承知をしております。しかしながら、先ほど財政課長が答弁しましたとおり、財務省所管の融資を受けたり、不測の事態に備えるためにも、今後も一定の積み立ては必要だと思っております。

一方で、今後、どのようにこの基金を有効活用していくかということも大事であるということもわかっておりますので、平成24年度の予算編成においては、まずは試行的ですけれども、枠配分方式を導入をいたしました。この方式は、より市民に近く、高い情報を持つ担当課が事業の方向性について判断することができるため、効率的でかつ歳入規模に見合った中で、生きたお金の使い道、効果的な資源活用ができるものと期待をしているところでございます。

今後も充実した予算編成に取り組み、基金の状況を見ながら、緊急性・必要性・優先順位などを勘案して、柔軟に市民ニーズへ対応してま

いりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○北方貞明議員** 市長、御理解、御理解と申すね、市民は干上がっておりますからね。

今月の市報ですけれども、ここに財政調整基金の図式、グラフがあるわけなんですけれども、これでは10億円がたまったというふうに表では出されております。本当はもっと、私の計算では14億円ぐらいはできたんじゃないかと思えます。ということは、減債基金、去年が1,000万円ぐらいしかなかったわけですよ。それで、ここに2億3,000万円も入れておるわけですよ。そして、退職金のほうにも積み立てして5,400万円ばかり入れられておるんじゃないでしょうか。これを足すれば、ここはもうかなり数値は上がったわけです。

ということは、余りここにたかをグラフで表示すれば、市民から、金はあるんじゃないか、ない、ないと言うけど、実際は貯金はあるんじゃないかというふうな指摘をされるおそれがあったんじゃないかと、私は勘ぐるわけです。じゃないでしょうか。ということは、あったお金をこっちに積み立てずに、別な財布のほうに放り込んだと、そういうふうに私は理解というか、この表を見て考えるわけですけれども。

だから、それだけのお金があるんだから、そして実際10億円もあるんだから、5年間で7億円、先ほど言いましたように、5年間でなくなっておるかもしれない。今、川畑三郎議員が言いましたように、漁協、大変干上がっております。そして先ほど市長も言われましたように、水産振興資金ですか、あれが来年度までは1億円ずつというのも、私もそれは承知しています。こういう冷え込んだときこそ、覚書もあるでしょうけれども、やはり税収を上げるには助けてやらなきゃいけないのかなと私は思うんですが、その辺をひとつお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 詳細は財政課長のほうで

お答えをいたしますけれども、考え方として、私も先ほども申し上げました。漁業振興は大事であるというふうに思っておりますので、単に損失補償をするとか、貸付金のアップということだけではなくて、あらゆる対策を、どういう方法が有効なのかということを考えながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

**○財政課長（北迫睦男）** 今、退職手当基金と減債基金のことも御質問がございましたが、それぞれの目的に合った基金に積み立てまして年度間の平準化を図ろうと、そういった目的で将来の財政負担に備えた積み立てを行ったものでございまして、特にほかのほうへ回して隠したりしたとか、そういうことではございません。

**○北方貞明議員** それはわかるんですよ。

この減債基金を、昨年までは1,000万円しかなかったわけですよ。それは徐々にためていけばいいわけですから、これは5,000万円ぐらいためて、あと2億円を有効活用する方法を、あったんじゃないかと思うんです。

我が、今、垂水市は、先ほど言いましたように、漁業、第1次産業、そして建設業が廃業する中、もうちょっと市民に還元する方法を考えられないんですかね。だから、市長は今、1年間市長を経過されたわけですけども、私はこの1年間見ていまして、市長は今、何をされたいのか、全然私には目に入らないわけなんですけれども、私は今、地場産業を、第1次産業を助けるんだと、そういうふうな方向性を、若いんだから、全面的に出して、垂水をこうするんだというような考えをひとつ聞かせてください。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、財政課を中心に、市民の皆様に御協力をいただいて、大変厳しい財政状況が好転をし始めたという段階でありますので、先ほど、過去の垂水市に比べれば少しはたまっているのかもしれませんが、ただ、一方で100億円を超える借金というのもあります。将来負担比率もこの両漁協の損失補償を行わない

状況にあっても、下から数えるぐらいの状況でありますので、今後のさまざまな、消防の問題であつたり、いろいろ震災の影響を考えますと、今すぐにたまつたから使えという話にはならないと思います。

しかし、先ほどほどから繰り返しておりますけれども、ためるだけが方法ではありませんので、よく考えながら適切な部分に対処していくということで、予算編成のあり方も本年度から、24年度から新しい、現場に即した形の方向性を出しておりますので、そのことをよく見ていただいて、また改めて御相談していただければというふうに思っております。

**○北方貞明議員** それでは、未納について質問いたします。

対策会議も開かれず、そして僕はこの滞納額は減ったかと思っておりましたけれども、逆にふえている。社会情勢もあつたかもしれませんけれども、ふえていることにちょっと残念でなりません。

対策会議は昨年1月に開催しておられ、そして昨年9月に、私に対策会議を開くというふうな答弁をされておつて、開かれなかつたということですよ。これでは、未収金の滞納対策強化、強化にはつながらないんじゃないかと思いますが、市長、これはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

そして、増額に、未収金が増額になった原因はどこにあるのか。今後、具体的にどのような対策をとられるのか、お聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** この未収金の問題につきまして、御指摘のとおり、本当に返還金が一向に減らないという事態はまことに遺憾でありまして、抜本的な対策を模索しているというのが現状でございます。

これまでの対策ですけれども、弁護士を通じての交渉案件であつたり、あるいは当事者との交渉が困難な状況など、さまざまな要因があり、

解決策を見出すまでに至らないのが現実でございます。

結果として、いずれも返還されておられませんので、これまでの取り組みを再度検証して、滞納処分の新たな方策を早急に決めることが重要であるととらえておりますので、各部署に対し、判例を初めとする調査・研究を深めて、そして各種法令との整合性を図り、さらには顧問弁護士との協議のもと、解決策を見出す努力を行うよう指示いたしてまいります。

**○副市長（寺地浩一）**滞納に対する対策の強化ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、関係の課が一堂に会してという形の対策会議は開かれておりませんが、未収金を抱えておりますそれぞれの課において、また、関係の課が連携をいたしまして、進行管理をまず行っております。徴収率の目標値を掲げたりとか、実績に基づく評価を行っております。また、各課の年度の目標でございますが、各課経営方針、ございますけれども、この中でも滞納対策への取り組み方針でありますとか、目標値を明確にし、中間評価、それから実績に対する評価を行っているところでございます。

で、1回目では答弁をいたしましたけれども、行革会議の中の財政部会で協議をするとか、あと重要案件につきましては、主管課長からその都度、報告・協議を受けているというようなことでございます。そういう形で取り組んでおるところでございます。

また、その滞納の案件自体が全庁的に多くの課がまたがって協議すべきという場合につきましては、やはり以前開かれておりました滞納対策会議のように、関係の課が一堂に会して協議を行うということも必要かというふうに思っております。

なお、市税とか国保税、かなり滞納がございますけれども、これについて税務課のほうで滞納対策を講じておりますので、そこをちょっと

税務課長で答弁をしたいと思います。

**○税務課長（葛迫隆博）**まず、増額となった原因、そしてまた具体的な対策についての御質問でございますが、税務課としまして、未収金の市税が549万円、国保税が398万円増加しておりますので、私のほうで対策等を説明させていただきます。

いわゆる未収金、滞納でございますけれども、過年度の徴収が課題となっております。この未収金の約8割が滞納繰り越し分、いわゆる過年度分であります。税務課としましては、現年度分と過年度分合わせまして徴収率を90%以上という目標値を掲げまして、あらゆる徴収体制により努力いたしております。現年度分の徴収をまず強化しまして、次に滞納繰り越し分の徴収に努めているところでございます。

22年度では徴収率89.5%という結果であり、目標値まであと一歩のところではございました。滞納額がふえたという結果となりましたが、最低目標である前年度徴収率を若干上回るということは達成いたしました。対前年度比プラス0.42ポイントでございました。

それから、具体的な徴収対策ですが、諸般の事情により納税が困難な方々につきましては、納税相談を実施し、納税計画を策定いたしまして、分納誓約により納税いただいております。

また、現年度分・過年度分とも納税されない、いわゆる悪質な滞納者には、電話や文書による催告を行いまして、納税相談の案内も行っております。それでも相談等に応じない際は、まず財産調査を徹底的に行うことにしております。22年度では6,328件の調査を行い、その中で、預貯金・生命保険・給与・所得税還付金など66件の差し押さえを実施いたしました。また、タイヤロックを初め、家宅捜索も実施しましたが、その差し押さえ物件を公売いたしております。

税務課での係長会議を初め、関係する市民課との連携を深め、今後も努力してまいります。

懸案事項につきましては速やかに市長・副市長に報告、あるいは協議しているところであります。

それから、先ほど来の対策会議の件ですが、税務課では徴収強化等に対する会議が4つございます。副市長と税務課長が出席する市町村徴収確保団体連絡会、大隅地域振興局と市町が協議する個人住民税徴収対策連絡会議、県下19市の税務課長ほか担当係長が出席する鹿児島県都市税務協議会、そして鹿屋税務署と協議する肝属地区税務協議会でありまして、すべて私ほか担当が出席して意見交換を行っております。

以上です。

**○北方貞明議員** 滞納についていろいろ努力されていることはわかりました。

経済的に苦しい方には分納という形でやっておられる。そして悪質、納められない方にはそれなりの措置をしておられるということも十分わかりました。

やはり税は公平でなくちゃなりませんから、こういうのはどしどし、特に悪質の方にはそれなりの対応をしていただきたいと思っております。

滞納者ですが、そういうふうな滞納者には、行政サービスとしてやはり何らかのペナルティーというか、そういうのをされる考えがあるのか、まずお聞かせください。

その中で、滞納の一番額が大きいのは元市長の退職金、そして給食横領返還金、こういうのが一番大きいわけなんですけれども、元市長に対しては弁護士同士の話し合いということは承知しておりますが、去年は一銭も入っていないというふうに聞いておりますが、弁護士同士の話がなされていなかったのか、それとも、元市長のほうが経済的な理由で納められなかったのか、その辺はどうだったのか、ちょっとお聞かせください。

**○副市長（寺地浩一）** 行政サービスの制限に

関する御質問について、私のほうからお答えをしたいと思います。

所によっては行政サービスの制限条例を制定しているところがございますけれども、この件について、昨年度、関係する課長で協議を行いましたけれども、やはり未収金についても、公法的なやつと、あと私法的なやつと、公とか私があるとか、さまざまな課題がありますことから、また関係する法令等との整合性も慎重に配慮する必要があるということで、条例の制定については見送りになったという経緯があるようでございます。

ただ、先ほど議員が御指摘がありましたように、未収のある方に対して何のペナルティーもなくともいいのかということがございますので、条例とか規則という形ではございませんけれども、取り扱い等で対応したい、するというような形で進んでいるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

あと細かな分については、ちょっと税務課長のほうでお答えを。

**○税務課長（葛迫隆博）** 確かに、他の自治体では条例で制限しておりますが、内容もさまざまございまして、市税の滞納者のみを制限する条例もあれば、市税ほか保育料、住宅使用料、奨学金などなど、すべての滞納者を制限するという条例もございます。また、制限する行政サービスの対象もさまざまであります。

本市としましては、ただいま副市長が申しましたように、各課での規則や規定あるいは要綱等で行政サービスを制限するという方式を採用しているところであります。と申しますのも、確かに議員おっしゃるように、納税されている方、納税されていない方、すべてに行政サービスを平等に行うというのは確かに公正でないかもしれませんが、納税を、意思があるにもかかわらず、リストラされたり、あるいは災害に遭

ったり、あるいは入院等で厳しい方々がいるのも現実でございます。したがって、仮に条例により行政サービス制限を制定することにより、例えば住居に困っている方が市営住宅を申請された場合に、条例が制定されておれば強制的に入居を制限せざるを得ないという、安心・安全な生活ができなくなるということも、そういう事態になるおそれがあるわけです。

そういったことで、納税されていない、納税されている、それぞれ言い分もありますでしょうが、やはり私ども、行政サービスという事業を担っている各部署では、ひとしくやはりサービスを提供するという必要だと考えております。条例ですべてを縛るのがいいのかどうかというのは、もう一回行政サービスの原点に戻りまして、十分な配慮が必要だと考えております。そういったことで見送るということになっております。

以上です。

**○総務課長（山口親志）** 元市長の退職金の返還金についての22年度の取り組みについて、御報告いたします。

22年度の未収金がゼロであったのは、取り組みができていなかった理由としまして、今までは副市長が弁護士との連絡調整等を担当しておられたようでありまして、22年度は前副市長が23年1月に退職された関係で、年度末の弁護士との協議がなされていなくて未収になったようであります。

以上です。

**○学校教育課長（有馬勝広）** それでは、お答えいたします。

平成22年9月議会におきまして北方議員から御質問いただきましたが、給食費の横領の返還につきましては、その後、特に進展はございません。当然、このままでよいとは考えておりませんが、関係課とも連携しながら、弁護士への相談、判例の研究、今後の対応などについて取

り組みが進むようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** まことに残念なことですけれども、1年間、何も仕事をされなかったということになるんじゃないかと思っております。

この退職金、そして横領、これは今後どこかのポジションで責任を持ってしなくちゃ、とてもじゃないけど解決はしないと私は思っておりますけれども、市長、だれか、どこか責任あるポジションをこしらえて、解決の方法は考えていませんか。（発言する者あり）はい。責任を持ってする課を。

**○市長（尾脇雅弥）** そういった意味合いも含めて、新たな方策をとということで先ほどお答えしておりますので、明確にして対応させていただきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

**○北方貞明議員** ちょっと文句も言いましたけど、それでは危機管理のほうに移らせていただきます。

先ほど財政調整基金と未収金返納に対して答弁をいただきました。この2つの問題は、今から質問いたします危機管理についても関連があると申し上げておきます。

財政調整基金の積み立ても必要ですが、しかし、今言いましたように、元市長の退職金、給食横領返還金、約3,000万円を越す滞納があるわけです。これはいずれも、両件とも市民が負担しておるわけですから、市長、執行部としても、市民へ説明責任があると思っております。それを申し上げておきます。

それでは、危機管理について質問させていただきます。

課長の答弁では、危機管理の専門知識を活用し、情報収集がすぐれている点を高く評価されていることは十分わかりました。しかし、我が垂水市の職員、また消防職員も、これまで幾多

の災害を経験し、たくましく、すぐれた能力を十分に発揮してきたと私は思っております。

今12月議会で補正が、危機管理監報酬15万円は、新しい危機管理監の報酬を25万円から30万円にするということですよ。なぜ25万円から30万円か、その根拠を、まず市長、お聞かせください。

最初は危機管理監、平成12年度は臨時職員として18万円の月収だったと私は思っておりますけれども、22年度から、4月から25万円、そして今度補正で30万円というようになっています。いつ、どこで、だれと決められたのか。市の同席者はだれだったのか。そして、その30万円を受けるのに対して、市、市長からどういう条件を示されたのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥）まず、危機管理監に対しての私の考えについて質問が出ておりましたので、お答えをいたします。

基本的には、先ほど総務課長が答弁したとおりの考えでございます。すぐれた情報収集能力、専門知識、関係機関との連携・調整などに必要なネットワークを持った危機管理監は重要不可欠であると考えております。

私の公約の1番目に、安心・安全な垂水のまちづくりがあります。垂水市長としての最大の責務は、市民の生命・財産を守ることです。鹿児島県は、日本の1割の災害が集中する地域で、その中でも垂水市は皆様御承知のとおり、大雨や台風によって大きな被害・犠牲者がこれまでも出ております。ことしに関しましては、現段階において大きな被害はなかったと安堵しているところでございますけれども、結果的に、梅雨時期や台風が近づくたびに数日前から危機管理監が中心となって、関係機関と綿密に連携をして、情報分析を行って、また、総務課職員を中心に全課で役割を共有して、災害のリスクが高まるたびに宿直などしながら万全の体制で備えてきた結果だというふうに考え

ております。

また、危機管理監の必要性の大きな理由の1つに、3・11の東日本大震災があります。テレビを通じてということがほとんどでしたけれども、あれだけの災害に際して、多くの方々が人命救助、災害復旧に御尽力をいただきました。その中でも、自衛隊の皆様方のふだんの訓練を生かした活躍というのは、被災地の皆様にとっても本当に頼もしく、ありがたかったことだろうと推察するところでございます。

専門家の意見を聞きますと、この30年以内に、今後、同等クラスの西日本大震災が発生するこの確率というのは100%だと言われる方もおられます。また、桜島のマグマの蓄積量も、以前の大正噴火時と比較をして8割近い状況であるというふうに言われております。同様に、30年以内に爆発する可能性は高いという分析結果もあるようでございます。地震や桜島の爆発と連動して津波の危険性、当然これまでの台風・豪雨災害など、まさしく台風銀座と言われるような本市の現状を踏まえたときに、危機管理監の存在は大きくて、必要不可欠だと考えます。

繰り返しになりますけれども、私には、この1万7,000垂水市民をできる限りさまざまな危険から守っていくための対策を講じるという責任がありますので、市民を守る予算と、このことは考えております。

そういった意味で、年を追うごとに少し予算も大きくなって、さまざまな条件も変わってはきておりますけれども、今こういった背景があるということを御理解をいただいて、今回の危機管理体制の向上に努力をしていくことに御理解をいただきたいというふうに思っております。

金額のケースでございますけれども、金額のケースに関しましては、まず経過を話をさせていただきますと、自衛隊の方々のほうから、実はというようなことで、今、うちのほうで勤めていただいております管理監が60歳、定年を迎

えるということもありまして、実は自衛隊の中にもそういった専門知識を持った人間がおりますと、もしそういったことでいろんな災害の危機管理に対して、そういった方向で活躍できる場があればということで御相談をいただきましたので、内部で検討させていただきますというようにお話をさせていただきました。

数値的なものに関しては、詳細やりとりをする中で、総務課長を中心にやりとりをさせていただいて、先方としては正社員でということをございましたけれども、財政上の理由もございましたので、そういったことで一応条件提示は受けているところでございます。

以上でございます。（「市長からの条件は示されなかったのか」と呼ぶ者あり）

最初にお話をしましたけれども、最初、こういった話でということではなくて、私に相談があるということでありましたので、市長室で話をさせていただきました。金額の提示に関しては、私からということではございません。

**○北方貞明議員** わかりました。そうしたら、定年になるから、垂水のほうで使ってくれというようにことを自衛隊側から要請されたわけですね。

そこで、何か30万円と頭からありきで、のように私にはとれるんですけれども、そこで、今まで4日で25万円、それで30万円にしてほしいという要望があったから、そうしたらどういう理由づけをつけようかということで、5日になったんじゃないんですか。

私は、そういうふうな理由づけであれば、3日で20万円、必要とあれば。ということは、市の職員もカットされ、それで市長みずからも給与をカットされております。また来年も恐らくカットされると思いますけれども、そういう状況の中で、理由づけが私にはちょっと理解しにくいんですけれども。

そして、垂水市危機管理監設置要綱のところ

に、管理監の委嘱期間は毎年4月1日から3月31日までとなっています。欠員を補充した場合は、委嘱期間の前任者の残任期間となっています。これを覆してでも30万円で1月からされるのか。雇われるんだったら、採用されるんだったら、この残任期間のあとの3カ月を今のままでやってもいいんじゃないですか。私はそのように考えております。

そして、向こうから指示があったということは、今後、天下りの受け皿にはならないのか、その辺をちょっと。

それから参考までに、自衛隊のOBを使っているところは、現在、霧島市と我が垂水市とっております。私は、これを消防の方からちょっと取り寄せてくれと、そのときも消防は持っていないでしたけれども、急遽調べたらこの2点しか出てこなかったということです。

それで、鹿児島市とかあるいは薩摩川内市、霧島市、鹿屋市というのは、それぞれの施設とか持っています。鹿児島といたら石油備蓄とか、川内だったら原発、霧島・鹿屋は自衛隊と、そういうのには確かに有利というか、そういうのが発生すれば一番先にこういう自衛隊が出動せないかんわけですけども、そういう市ではわかります。我が垂水市は、それは確かに情報は大事です。先ほども言いましたように、我が垂水市には消防職員、優秀な方がいっぱいいます。総務課の担当の方も立派と私は思っています。そういう中で、なぜ今回30万円、この時世、私は先ほども言いましたように、3日で20万円できなかつたのか、交渉はできなかつたのか、それをお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほども申し上げましたけれども、これまでの状況と3・11の東日本大震災の後というのは状況が全然違います。さっき言いました消防職員の方でどうかという話もあります。そのことも全く検討していないわけではありませんけれども、今の状況を考えてと

きに、その専門性というのが、恐らく北方議員が考えている以上に大変高いレベルでのやりとりをやっておりますので、1回そのことをまたごらんいただいて、その上でいろんなことを御判断いただければいいのではないかなというふうに思います。

私は、この1万7,000弱の垂水市民を守るための予算として決して15万円を追加することが高いとは思っておりません。いろんな皆さん、職員の給与もカットし、いろんな方にいろいろお願いもしているわけですが、そういった中であつてもやっぱり安心・安全を守るのが一番ですから、そのためには、この柱となる人材をしっかりと、能力の高いしっかりとした人にお任せをするというのは絶対大事なことだと思っておりますので、そういった意味で今回はこの方をお願いをしたいと、そのための条件だというふうに考えていただきたいと思います。

**○北方貞明議員** この問題は、私たちの総務委員会ですら十分議論させていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（宮迫泰倫）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時15分から再開いたします。

午後3時02分休憩

午後3時15分開議

**○議長（宮迫泰倫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

**○池山節夫議員** それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして質問をさせていただきます。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

平成21年度に続き、23年度も市民満足度調査

が行われ、結果報告書をいただきました。21年度の結果報告書でも400件以上のサンプル数が必要であると報告をされながら、今回も、最低限必要なサンプル数384件にも満たない355件のサンプルで結果報告がなされており、若干ではあるが、信頼性が確保されているとは思いがたいと思われると論評をされております。基本となるところを2度までもということで、まず苦言を呈した上で、猛省を促しておきます。

第4次垂水市総合計画基本計画に掲げられている27の政策について、政策別に重要度・満足度の平均値及び標準偏差を算出し、重要度と満足度の差をニーズ値として、この差が大きいほど早急な改善や対策等を図る必要があるとされております。

総括における全体分析では、ニーズ値の高い順番に10の政策が示されていますが、その中から、働く環境の充実について、国の補助事業以外でやれることはないのか。市民の期待にこたえる職員の育成については、待遇と人材育成など、市民が求める方向をどのように理解して対策を立てるのか。子育て支援体制の充実については、市民の要望にこたえるには新たな政策が必要ではないか。財政運営の健全化については、市民の満足度が低く、ニーズ値が高くなっているのをどのようにとらえているのかという観点から、各担当課長に伺います。

また、満足度の平均値が上がった政策が2、変わらなかった政策が1、下がった政策が24政策となっていますが、行政に対する市民の評価は相当に厳しいものがあります。満足度が下がったことについて、見解と対策を伺います。

先月15日、2006年に即位されたジグミ・ケサル・ワンチュク第5代ブータン国王が、結婚したばかりのペマ王妃とともに、東日本大震災の後、初の国賓として来日され、被災地のほか東京・京都などを訪問されました。ブータンでは、震災翌日の3月12日に国王主催の供養祭が行わ

れ、18日には義援金100万ドルが日本に送られております。日本人とブータン人は外見が非常によく似ていて、ブータン国王夫妻に特別な親近感と尊崇の念を抱いた日本国民は多いのではと思います。

1964年当時のブータン農業の収穫は非常に少なく、この状況を改善すべく、日本の海外技術協力事業団は農業技術者を派遣し、翌年から収穫が大きく改善されました。1986年の外交関係樹立以来、日本とブータンの関係は、皇室・王室間の交流や経済協力等を通じて友好関係にあり、国際機関での選挙や決議等において常に日本を支持する重要な支援国となっております。ジグミ・シンゲ・ワンチュク前国王は、GNP国民総生産にかわる考え方として、経済的自立・環境保護・文化の推進・よき統治の4つを柱にして、健康・文化の多様性・地域の活力・教育など9つの要素で構成される国民総幸福量GNH、すなわち幸せの指標による幸福度の高さこそ、人間のそして国家の究極の目標となると提唱され、その結果、ヒマラヤの小さな国であるブータンは、国民の90%が幸せと感じる世界一幸せな国として注目をされています。

経済が右肩上がりの時代が終わり、雇用不安や環境破壊、世代間格差など、これまで国が進めてきた政策の負の部分が見え始めています。GNPの増加を目標にしてきた先進国の中で、経済的な数値でははかれない新しい価値観への転換が起こり、日本国内でも20以上の自治体が住民の幸福度について議論し、独自の幸福度指標をつくる取り組みも始まっています。

国民総生産GNPではあらわせない福祉や教育などを重視した幸福度の研究が進めば、政策の優先度をはかったり、検証したりできます。市民幸福度について、市長の考えを伺います。

空き家について。

総務省の2008年の調査では、全国の空き家は約757万戸に上り、賃貸住宅の空き室や別荘など

も含むと、全住宅の13.1%を占めるそうです。空き家には、不審者の出入りなど防犯上の問題や、老朽化した空き家が危険を及ぼすケース、また災害時の危険も考慮に入れなければなりません。建築基準法では、自治体は著しく危険な建物の所有者に撤去を命令できるようですが、具体的な手続の規定がないそうです。そのために、危険な廃屋などの対応に困る自治体がふえています。

こうした中で、空き家の適切な管理を所有者に義務づけ、撤去規定などを盛り込んだ空き家管理条例が、昨年7月の所沢市以降、9つの自治体で制定されております。市内における空き家の現状について、また空き家バンク制度の活用状況についてと、あわせて空き家管理条例の制定について、見解を伺います。

40年ぶりとなった大阪府知事選・大阪市長選のダブル選で、民主党、自民党という国政において与党、野党が共闘して支援したその候補を退け、地域政党大阪維新の会が完勝をいたしました。特に、大阪市長選では、民主党、自民党に加えて、共産党は予定していた候補者の擁立を断念してまで現職の平松候補の支援に回りました。私は、健全なる野党を標榜していた日本共産党の政党としての役割が終わった選挙ではないか感じております。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

橋下新大阪市長の大阪市改革メニューの主なものは、市職員の給与の見直し、各種団体の補助金削減、職員基本条例と教育基本条例の制定などですが、今回の選挙結果を受けて、これらの政策が全国の自治体へ与える影響は大きいものがあると予想されます。

そこで、今回は教育行政に限って質問をいたします。

教育委員会のあり方について、役割について、垂水市独自の教育方針について、首長と教育委員会のあり方について、そして教育基本条例に

ついて、教育長と市長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 幸福度についての1点目の市民満足度調査について、全体的なお答えと、市民満足度が下がったことについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の市民満足度調査は、第4次垂水市総合計画が策定されてから、平成21年度に引き続きまして2回目となります。本年6月に市民1,000人を対象にアンケートを行い、35.5%の回収を得たところでございます。

結果として、ニーズ値の高い政策の1番目が働く環境の充実、2番目が市民の期待にこたえる職員の育成、3番目が医療体制の充実でございました。

調査は5段階評価で、今回の調査での満足度の平均値は3.232で、平成21年度の3.30と比較して0.098ポイント低下しております。

政策別に見ますと、平均値が上がった政策が2政策、変わらなかった政策が1政策、下がった政策が24政策となっております。満足度の数値が下がった上位3つの政策は、地域防災対策の推進、地域文化の促進・保護・活用、共生協働による地域づくりの推進となっております。

満足度が下がった理由として、参考になります個別の自由意見を見ますと、地域防災対策の推進については、今年3月の東日本大震災の関係で防災や地域づくりへの要求度が高まっていることなど、地域文化の促進・保護・活用については、施設の建設は慎重を期すように求めるもの、歴史を後世に残すような取り組みを進めてほしいとする意見など、また共生協働による地域づくりの推進については、余り市民に取り組みが見えないなどという意見がございました。

このような意見も参考に、それぞれの政策の所管課、関係課において、結果を真摯に受けとめ、次回の改善につながるようお願いしていただいております。

今回の市民満足度調査の反省点として、2点ございます。

1点目は、先ほどの御指摘にありましたように、統計学的に最低限必要なサンプル数である384件を下回ったことから、若干ではありますが、信頼性が確保されているとはいいたいたと思われる結果であったこととございます。このことにつきましては、調査対象者数をふやすなど改善策を検討してまいります。

2点目が、自由記入欄において、市役所の業務成果が見えにくいことから判断しにくいとの意見が多くございましたことから、次回実施時に、各政策テーマごとに業務成果をお示しするなど、内容の工夫が必要と感じているところでございます。

以上でございます。

**○商工観光課長（塚田光春）** 同じく、市民満足度調査の中の働く環境の充実につきましては、商工に関連がありますので、私のほうからお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、市民満足度調査の中で、働く環境の充実は、ニーズ値では第1位にもかかわらず、満足度では残念ながら最下位の27位でありました。政策評価の中でも、早急な対策を講ずべきといった判断がされております。働く環境の充実といった観点では、ここ数年の世界的不況、3月の東北大震災による不況などが影響しまして、本市だけではなく全国的に大きな社会的ニーズになっております。

本市はこれまで、厚生労働省の地域雇用推進事業や地域雇用実現事業による雇用の創出、県のふるさと雇用や緊急経済支援事業による雇用機会の確保を行っておりますが、雇用の確保としては、市民アンケートのように、満足できる状況ではないというふうに認識しております。ただ、女子の雇用としましては、市内の民間会社により求人募集も行われていることから、働く環境のニーズへの対応は行われていると推測

されます。

また、今後の緊急雇用実現事業関係につきましては、当初の予定では平成23年度で終了する予定でしたが、東北大震災による雇用悪化の影響もあり、急遽24年度まで継続される予定で、本市でも6つの事業の申請を予定し、12名の雇用の確保を予定しております。しかし、いずれも1年未満の短期の就業でありますことから、今後は長期の就業機会の確保について、市内外の企業を随時訪問しまして、雇用機会の確保を図っていきたいと考えております。

また、学校跡地などの有効利用を図るために、企画課で進めております企業誘致を初め、交流人口につながる施策を、地域や関係課と連携しながら努めてまいりたいというふうに考えております。

○総務課長（山口親志）市民の期待にこたえる職員の育成についてということで、総務課のほうで答えさせていただきたいと思っております。

職員研修については、平成20年12月に策定しました垂水市職員人事育成基本方針に基づきまして、各職場で管理監督者の責務として、部下の育成・指導を日常の職務を通じて行う職場研修、研修施設への委託による専門的な研修や、民間企業の取り組みなどを学ぶために民間企業の協力のもとに行う職場外研修、また講師等を招聘して行う独自研修などを実施しております。平成22年度は、市職員として必要となる基礎的な内容をまとめた職員ワークブックを作成し、臨時職員を含む全職員へ配布をしております。

今回、この市民満足度の調査について結果が出ておりますが、市民からも自由意見の中で相当厳しい意見も出ておりますし、すべて、市のほうで取り組んでいる研修等も広報も市報で、ことしは9月号で研修内容と参加職員数ということで報告もしていたりして、市の取り組みが市民のほうに見えていない部分もあろうかと思っておりますが、ただ、このような自由意見の中で非

常に手厳しい意見もあったということは真摯に受けとめながら、一層の研修を開催しまして、自覚を促していきたいと思っております。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）続きまして、政策ナンバー4、子育て支援体制の充実についてお答えいたします。

子育て体制の充実につきましては、平成21年度以降、乳幼児医療、医療費の助成拡大、子育て相談支援センターの設置など諸施策を行ってまいりました。結果、ニーズ値は若干改善されましたが、一方では満足度が下がるという結果となっております。

これらのことを受けまして、平成24年度は既存の施策の充実とあわせて、新たに就学前までの乳幼児を対象といたします新規事業の実施を予定しております。内容につきましてもございますが、核家族化により、子育てに関する経験や知識の欠如から、子育ての困難さを感じる保護者も多くなり、子供の身体・精神・知的発達等の課題を把握できず、小学校入学前に慌てる事例もございます。このような事態を回避するため、専門職の健診によりまして早期の療育を行い、健やかな成長を促し、就学を迎えられますよう、支援体制の充実とネットワークづくりを強化しようとするものでございます。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男）財政運営の健全化についてお答えします。

本市のここ数年の行財政改革の成果等により、財政状況はかなり改善されてきたと思っております。特に平成22年度は、国の施策等により大きく改善したところでございます。

市民の見方との乖離につきましては、今回の市民満足度調査が6月に実施され、平成22年度決算を市条例に基づき市民に公表しましたのは、今月の市報でございました。調査時期と財政状況の公表時期が異なったこと、また、東日本大

震災の発生により、市民が財政に対する不安の思いがあるのではないか、あるいは、被災地等の復興に対し多額の経費が必要であり、国を初めあらゆる行政に影響があり、本市の重要財源である交付税等に影響があるかもしれないことなどの不安から、満足度に影響したのではないかと推測されます。

今回の調査で、財政運営の健全化について重要度が大きく上昇していることは、市民の財政に対する興味が上昇したと考えられ、本市にとってプラスであると考えております。

また、調査の自由意見欄に、わかりにくいとの意見もございましたので、真摯に受けとめ、内容のわかりやすいものに検討してみたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 池山議員の私に対します幸福度に関する2点目の市民幸福度について、お答えをいたします。

市民幸福度については、池山議員の御指摘のとおり、国民・市民の幸福度はGDPや経済的効率性だけでははかれない、実現はできないという考え方がございます。歴史的には、ブータン王国では20年以上前から国の開発哲学としてGNH国民総幸福度を提唱されており、日本政府や地方自治においても、国民・市民の幸福の実現を政策目標の1つに位置づけようとする動きもあるようでございます。

先日来日されましたブータン国王夫妻の様子を拝見するにつけ、考えさせられる場面が多く見られました。主観的幸福感の判断は、年齢層や性別によっても差違が見られ、一様ではないようにありますが、1つの尺度として、幸福度を具体的に見えるように各種指標であらわす幸福度指標という評価のツールがあります。

昨日、内閣府は幸福度をはかる指標の試案をまとめ、公表いたしましたけれども、この試案では、指標化の大枠として経済社会状況・心身の健康・関係性を3本柱にしております。そし

て、その指標の方向性として、経済社会状況では、安心・安全、子育て、教育、住環境、仕事、所得と富を、心身の健康では、精神面・身体面を、関係性では、ライフスタイル、地域・社会とのつながり、個人・家族のつながりを挙げており、それぞれの取り組みの必要性について説明してあります。幸福度の考え方について参考になるものと思っています。

私が掲げております5つの政策についても、このような観点もとらえて各施策の取り組みを考えてみたいと思います。

市民幸福度を向上させるための施策として考えられる具体例を挙げますと、市民一人一人が住み慣れた地域や家で安心して暮らし続けるために、医療・福祉・介護・住宅・交通など幅広い分野における地域包括ケア体制の整備が必要であると考えており、その1つの方法として、通院が困難な患者や在宅での生活を望む患者に対し、平成24年度から、垂水市医師会、中央病院の理解をいただき、在宅医療の提供ができる取り組みを進めているところでございます。

また、平成24年度には、鹿児島県の総合防災訓練が24年ぶりに垂水市で大規模に実施される予定で、市民の防災への意識がさらに高まるものと思っています。

そのほかに、災害時避難経路の整備や、1つの機種であります。携帯電話所有者に一斉に防災情報の発信ができるエリアメールを導入し、正確な情報をより早く、多くの人に情報伝達できるように導入を進めてまいります。

満足度も幸福度も、市民第一の立場であることは認識しておりますので、今後は物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさも尺度に入れた幸福度の観点、つまり心の豊かさや人とのつながりを大切にして、安心して生活できる温かい地域社会を市民とともに築いていくこと、そして垂水市民一人一人が真に幸福を実現できるようなまちを目指していくことが行政の役割で

あることを大事にしながら、行政を推進してまいります。そのことは結果的に、私が掲げております「住んでよかったと思えるまちづくり」につながっていくことだというふうに考えております。

以上でございます。

**○土木課長（深港 渉）**次に、2番目の空き家についての1点目、空き家の現状につきまして、今までの議会の中でも廃屋などとして幾度か提案されておりました、そのたびに土木課のほうで答弁しておりますので、今回も私のほうで答えいたします。

市内におけます空き家の現状ということで、その戸数の把握ということが言えると思いますが、現在まで、正数把握という点では実態調査は行われておりません。参考ということでお示ししますと、水道課のほうで把握しております上水道区域内における給水の閉栓件数や休止件数で、おおよその空き家または空き家状態の件数が推測されますので、その件数を述べさせていただきます。

この11月30日現在で、総給水件数が7,969件、そのうち完全な閉栓が918件、休止状態のものが289件という状況でございますけれども、これには畑あるいは墓地、マンションなどの集合住宅も含まれております。また、少し古いデータではございますけれども、20年度に企画課において移住交流受け入れ支援システム事業の中で、固定資産台帳及び住民基本台帳の照合等によりまして、601件の空き家と思われるものが確認されているようでございます。

次の御質問にもあります空き家バンクや空き家管理条例のことからも、実数の把握ということも重要になってまいりますので、その調査につきましては、地元にも最も精通しておられる振興会長等に依頼するほうが、より正確な把握になるものと考えているところでございます。

**○企画課長（倉岡孝昌）**空き家についての2

点目の空き家バンクについてお答えいたします。

空き家バンク制度は平成17年12月から施行されておまして、登録物件につきましては、これまでに売却物件が延べ84件、賃貸物件が延べ90件、合計174件の物件が空き家バンクに登録されており、本市ホームページ内の特設ページ等を利用いたしまして、全国に向けて情報発信を行っております。11月末時点の登録件数は、賃貸物件4件、売買物件13件になっております。実際の空き家は多くあると思われませんが、家財道具の撤去、家屋の改修にかかる費用の捻出などが困難なために、空き家バンクへの登録は、空き家件数に比べ少ないのが実態でございます。

**○土木課長（深港 渉）**次に、空き家管理条例についてお答えいたします。

御案内のとおり、先進的な条例制定都市として所沢市が平成22年10月1日から施行しており、その条例制定の経緯や背景についても、増加傾向にある空き家において、御指摘のとおり、不審者の侵入でありますとか放火など、あるいは景観環境的な問題から近隣住民が不安を抱かれ、市への相談等がふえたことによるものとされております。

現在、本市としての対応は、近隣住民等から苦情や管理指導などの要望があった場合は、生活環境課におきまして、対象の空き家や土地の所有者、管理者を特定し、廃棄物清掃法の観点から文書により指導を行っている状況でございますが、今後ますます過疎化が進み、必然的に空き家も増加するであろうことを踏まえ、より行政主導による指導が必要であることは認識しているところでございます。

そもそも空き家となった形態も多種多様であり、例えば、跡取りがない、やむを得ず手放さなければならないといったことなど、いわゆる個人情報保護の観点、あるいは個人財産権の侵害など、その管理的な指導等は難しいと言え、事実、所沢市における管理条例制定の協議の中

でも問題視されたようでございます。

また、所沢市における条例制定への入り口としましては、もとよりこの市には防犯のまちづくり推進条例というのがございまして、これを危機管理課の防犯対策室所管で制定しております。その中に、課題とされておりましたこの空き家に関する条項を盛り込むということで始まっておりまして、それには建築の指導課あるいは消防本部、生活環境課など、関連する機関において条例案が策定されてきたようでございます。

制定されましたその条例の中身でございますが、空き家の定義、立ち入り権を伴った実態調査、その結果による助言、指導及び勧告、その不履行への命令、及び悪質者の公表まで及んでいるようでございます。

以上のようなことから、本市における条例制定につきましては、慎重な是非論の決定も含め、先進地の事例にならない、庁舎内における関係課での十分な議論のもと進めるべき重要な課題であるところとらせているところでございます。

また、この条例制定への調整の過程といたしますか、その中では、空き家バンクへの登録助長にもつながってくると考えているところでございます。

以上でございます。

**○教育総務課長（今井文弘）** 教育行政についての1点目、教育委員会の役割についての御質問に私のほうでお答えいたします。

教育委員会は、学校教育・生涯学習・社会教育などの教育事務を行う地方教育行政機関で、教育の中立性・継続性・安定性を確保するため、学校などの教育機関を管理する責任は首長から一定の独立性を持った機関が負うべきであることから、独立した執行機関となっております。

教育委員会の主な仕事につきましては、公立学校その他の教育機関の設置・管理及び廃止に関すること、教育委員会及び学校その他の教育

機関の職員の任免、その他人事に関すること、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、社会教育に関することなどがありまして、それらに関する事務を執行しているところでございます。

垂水市教育委員会の場合は、市長が、教育、学術及び文化に対して見識を有する者の中から、市議会の同意を得て任命する5人の教育委員で構成されておりまして、その中から委員長職務代理者を選任し、教育長は委員長以外の委員の中から任命されております。

そして、教育委員の最も重要な職務は、教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定することであり、その決定を受け、教育長は事務局を指揮監督することとなっております。

地域の教育行政に直接責任を持つ教育委員会並びに教育委員一人一人の果たすべき使命と責任は、ますます大きくなってきているところでございます。

また、平成19年度には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会の行政執行状況についての点検・評価を実施し、その結果を議会に報告し、公表まですることになりましたので、本市では3人の外部評価委員を選任して、平成21年度から実施してきているところでございます。

以上でございます。

**○教育長（肥後昌幸）** それでは、市独自の教育方針についてということでございますので、お答えいたします。

私は、川井田稔前教育長の後を受けまして、平成19年4月1日に教育長に就任いたしました。その後、平成20年10月16日から2期目の再任を本議会におきまして承認していただき、引き続き教育長という重責を担わせていただき、現在に至っております。

その間、垂水市教育委員会のこれまでの長年の取り組みの成果と課題を踏まえ、日本国憲法

及び教育基本法などの関連法規に基づきながら、温故創新の精神で、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に据え、教育行政の充実に努力してまいりました。

教育の目標は改正教育基本法第1条に規定されておりますとおり、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」となっております。垂水市教育委員会でも、この目標の達成を目指して教育行政を推進してまいりました。

私は、教育長に就任しましてから、特に、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供を育てることが大事であると考えております。そのために、垂水の海・山・川など恵まれた郷土の自然や伝統・文化・歴史を生かした、特色ある開かれた学校づくりを進めてまいりました。例を挙げますと、ことしで3年目になりますけれども、垂水ふるさと俳句コンクール、昨年度完成しました郷土教材資料「ふるさと垂水」の発刊、これも3年目に入っておりますが、家庭・地域・学校が一体となった垂水さわやかあいさつ運動などがその例でございます。

また、変化が激しい社会の中で、不易と流行、継続と発展に配慮し、確かな教育行政が推進できるように、平成22年11月に垂水市教育振興基本計画を定めました。これには、国や県の計画を参酌し、10年後を見据えた教育の姿とともに、平成22年度から26年度までの5年間に取り組む施策をまとめました。この計画に基づき、引き続き教育行政の充実に努力してまいりたいと考えております。

3番目と4番目につきましては、まず私のほうで答弁をいたしまして、その後、市長に答弁してもらいたいと思います。

池山議員の首長と教育委員会のあり方についてでございます。

地方自治体における行政責任は、その多くを首長が負っているわけですが、教育に関する事務については、主に首長から独立した教育委員会が責任を負っております。現在本市においても、教育委員会が所管する教育事務については、首長の指揮命令は及ばず、首長は、教育委員の任命や予算編成を通して間接的に責任を負っております。

全国的に現在の教育委員会は、会議が形骸化しているとか、あるいは国の方針に従う縦割りの仕組みになっているなどの問題点も指摘されており、中央教育審議会でも検討がなされております。

本市の定例教育委員会では、事務局が提示した法案の審議だけでなく、前の月の諸行事、例えば学校行事とかいろいろなイベント等について、それぞれ委員が感想や意見を述べて、次回への改善につなげております。また、当然、地教委におきまして、先ほど指摘されていた問題点につきましては改善をしていかなければなりません。また、本市の定例教育委員会では、それぞれの委員が地元で相談を受けたり、御自分が感じていることなどを報告し合って、情報の共有化を図っております。

橋下次期大阪市長は、首長の下に教育行政の権限と責任を集中させて、教育委員会を最終的に廃止していくような考えのようではありますが、あれは大阪独特の事情があるようでございます。私は、教育の中立性・継続性・安定性を確保するためにも、これまでどおり、学校などの教育機関を管理する責任は、首長から一定の独立性を持った教育委員会が負うべきであると考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）池山議員の首長と教育委員会のあり方についての御質問にお答えをいたします。

ただいま教育長が答弁をいたしましたとおり、現

段階で基本的に私も、教育の中立性・継続性・安定性を確保するためにも、これまでどおり、学校などの教育機関を管理する責任は、首長から一定の独立性を持った教育委員会が負うべきであると考えます。しかし、教育関係の予算の編成・執行や公立教育機関の管理運営につきましても、財政的権限は首長にゆだねられておりますので、教育委員会とよく連携をとりながら、垂水市の教育充実に努めてまいりたいと思います。ただし、教育行政のあり方はまちづくりの側面からもありますことから、協議しながら進めるケースがあると思います。

以上でございます。

○**教育長（肥後昌幸）** それでは、最後の教育基本条例についての御質問にお答えいたします。

平成23年9月、大阪府の橋下徹知事が率いる地域政党大阪維新の会が、定例府議会で教育基本条例案を提案しました。その内容について幾つか紹介をいたします。

まず、教育の目標は知事が設定すること。そのほかに、校長と副校長は選考により、任期または在任期間を定めて行う。教職員を5段階相対評価し、最低ランクを2年続けると分限処分の対象者とされる。学校運営協議会の設置、懲戒処分・分限処分の基準を定めたことなどがあります。

この条例案の内容が明らかになるにつれて、何人もの教育行政研究者の懸念が新聞・雑誌等で報道をされております。例えば、10月25日付の「内外教育」、これは教育関係の新聞ですが、大阪大学大学院小野田正利教授は、教育行政の中立性・継続性・安定性・専門性を損なうおそれがある。地方の教育行政は、首長ではなく教育委員会の権限。条例案を認めると、首長の選挙のたびに当選者の考えで学校教育がころころ変わってしまう事態に陥ると指摘しております。

また、10月12日付の「内外教育」には、堺市

の芝村巧教育長のインタビュー記事が掲載されております。芝村教育長は、「大阪維新の会が堺市議会にも教育基本条例案を提出する見通しである」という質問に対し、教育委員会が今の制度を生かせるだけの見識・力量を持つことが重要である。また、教育行政が市政の大きな方向と矛盾しては目指す効果は出ないので、教育委員会は市長部局と平素から意思疎通を図り、できるだけ調和的に進めることができるようにすべきである。教職員が本来の意味で元気の出る教育行政を目指すべきだと思うと答えております。このことは、市長部局と教育委員会のあるべき姿を的確にあらわしていると考えます。私も同感でございます。

このような中で、一方では、大阪府の教育基本条例案は大阪だけの問題ではなく、今後、全国にも波及するおそれというんですかね、そういうことも十分考えられます。議員御指摘のとおり、大阪市議会に提案したときにそれが通過しますと、大阪市の教育行政は大きな変革を求められることにもなります。今後の動向を十分注視していきたいというふうに思っております。

垂水市教育委員会としましては、現在の法体系の中で、市長部局と緊密な連携をとりながら、学校教育の充実に資する教育行政にこれまで以上に努力してまいりたいと考えております。

私のほうは以上です。

○**市長（尾脇雅弥）** 教育基本条例の内容等につきましては、現段階で基本的に教育長が答弁したとおりでございます。教育は国家百年の大計と申しますように、未来の垂水市、鹿児島県、そして我が国を担う知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するなど、国家の根幹をなすものであると認識しております。

御質問の大阪府の教育基本条例は、当時の大阪府橋下知事の教育への情熱がその根底にあり、教育の充実のために、首長みずからの権限を強化し、教育を再生しようということがその背景

にあるものと考えますが、先ほども教育長が答弁しましたとおり、教育行政の中立性・継続性・安定性の面からも議論があるところでございます。

私の公約に教育の充実を掲げ、当選させていただいておりますことから、教育行政の充実は垂水市政にとりましても重要なこととさせていただきます。現在、教育委員会を含む全課に対し、報告・連絡・相談の徹底を指示しておりますが、首長部局と教育委員会はより緊密な連携を図りつつ、教育の目標の実現に努力してまいりたいと考えております。

**○池山節夫議員** じゃ、順番に。

市民満足度調査ですね、サンプルが少ないのを1回わかっていて、2回目も同じようなことでやったというのは、これはもう、どうにもこうにも。だから、次はぜひこういうことのないように、ちゃんとサンプル数が多くなるような調査をして、市民満足度が上がるということは、市民の幸福度は上がるということに比例しますから、さっき4つの事業に対して聞きましたけど、やっぱり満足度が足りないとかニーズ値が高いのはいっぱいあると、そのほうが多いぐらいですからね、やはりもうちょっと頑張りたい。個々のことに関してはもういいですけど、一生懸命頑張りたいと思います。それはもうそれでいいですね。

商工観光課長、働く環境の充実、ああいうことなんですけど、さっき堀内議員も言われましたけど、やはり何か、例えば森の駅で温泉をつくれなとか、少しは市のお金を使ってでもそのぐらいの雇用を生み出すような事業をやっていくと、そういうことが必要じゃないかとは私も思います。だから、もうちょっとそういう方面を検討してください。

それで、空き家条例に関しては前向きだったですから、いいです。

今回、橋下さんの圧勝を受けて、教育委員会、

教育行政について質問をしました。本当にちょっと大変な質問なんですけどね、根幹を揺るがすような。いろいろあるんですよ。

その前に、幸福度なんですけど、おもしろいんですよ、さっき市長が言いましたように、主観的に幸福度、いろいろ変わりますから、これをちょっとだけ紹介しておきます。我々の幸福度というのと、やっぱりみんないろいろ違うんですけど、これ北朝鮮が幸福度ランキングを国別につくっているのがあるんですけど、北朝鮮で調べた国別の幸福度ランキングの1位は中国、2位が北朝鮮、3位はキューバ、それでアメリカは203位、日本はランキング外と、こういうこと。だから、幸福度はいろいろ変わるとは思うんですけどね、でも、やはりみんなそれぞれ家族とかいろんなもので幸福度を、日本もさっき市長が、きのう総務省が発表した132の項目でデジタル化すると、子供の貧困率などですね。ブータンは149の項目について、8,000人について、1人6時間ずつ、149の項目について6時間聞き取りをして、その結果が90%と、幸せと答えた。これが2005年の調査なんですよ。

だから、やはり垂水も、市長がさっき言われましたように、住んでよかったなど、灰は降るけど、住んでよかったなど思えるにはどんなまちにするかと、そういうことをするためにも幸福度を、満足度調査と一緒にこういう指標をつくったりして、はかって、その上で、住んでよかったまちづくりにちょっとずつ近づいていくようにしていただきたいと、こういうふうに紹介だけしておきます。

3番目の教育行政について、橋下さんの圧勝劇はですね、やはり教育長言われましたように、全国に波及すると思うんですよ、私。だから、今回質問に載せて、垂水市議会はずまず議題に上げて、教育長以下、きょうは中川原教育委員長も見えていますけど、さっき言われたような、縦割りになっていると、会議が形骸化してい

るとか、そういう声もあるわけですよ。ですから、橋下さんは、自分が正しいと思っている人だから、いい方向にしか導かないと自分で思っている人だから、だから教育行政に手を突っ込んで、おれがやればよくなると思っているからああいう改革もするし、ああいう意見も言うわけです。

ただ、橋下新大阪市長は違法なことであの発言をしているわけじゃなくて、選挙で、大阪府知事にも選挙でなって、それで法にのっとって変えようとしている。それで今度は、大阪市が、学力テストとかそういうことで自分の意に沿わなかった。だから、大阪市長に選挙でなって、選挙の結果を受けて、自分が任命できる教育委員、そういうものに対して物を言っていこうと。政治的な介入をしようというのはちょっと異論はあるんですけど、でも、自分は正しい教育の方向へ導こうと思って、政治の介入が必要だと言っているわけです。

そこで、さっき教育長にも市長にも、どう思うかという質問をしたんですけど、やはりこれからは市民にも、教育長部局が独立していて、聖域ですよ、ある意味ね。任命したら、市長といえどもそんなに口は出せないと。そのところに違和感を持っているのが橋下さんで、だから、教育基本条例を出して少しずつ意見を言おうと。ただ、この基本条例の中身はすごく強硬なところが、さっき紹介されたようにあるもんですから、いろんな反発がある。だけど、今度、大阪府議会は今、審議中ですかね。だけど、大阪市長は、市になると、前回は議員提案で出したのを否決されたけど、今度は大阪市長に橋下さんがなって、今度は市長提案をする。そうすると、今度の圧勝劇を受けたら、私は可決しちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

あの大阪市でこの教育基本条例案が可決して、教育委員会の形態が変わってしまうと、やはり全国に波及する。そのときに、尾脇市長、教育

長、これからの対応を今もって考えておいていただこうかなと思って、それで、橋下さんと同年代の尾脇市長がこれから市民に向けてどんな発信をされるのか。これは橋下市長の維新の会は、今度近いうちに解散があると、やっぱり第三極になってある程度の力を持つんじゃないか。そういうときに、やはり同年代の首長として、尾脇市長に対する市民の目がやっぱりそういうふうに向いてくる。だから、もっと早い段階から、やはりこういうことにも気を配って発信力を持っていただきたいと、そういう思いで今回質問をしました。

きょうは提案だけです。この質問は、今回は12月ですから、忘年会でいじめられると嫌だからやめますけど、垂水で、まず教育委員会のあり方、教育行政は確かに独立・中立でないといけないということから、今のこの仕組みができて上がっているわけですけど、本当にこれでいいんだろうかという議論は巻き起こると思うんですよ。ですから、教育長ももう4年ぐらいですかね、教育長をされて頑張っておられますけど、ここから先の独自の教育行政というものに力を注いでいただきたいと、そういう思いで質問をいたしました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、初日打ちどめとなります。いましばらくおつき合いをお願いいたします。ゆっくりとやっていきたいと思いますが、皆様の顔を見ますと、そういうわけにもいかないなという思いがしております。

早速、議長より許可をいただいておりますので、一般質問を通告に従い、順次質問していきます。簡潔・明快な御答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、24年度予算編成について質問い

たします。

さきの9月議会では、平成22年度決算結果について、まれにみる好結果を生み出したと評価されました。そして、本日の北方議員の質問でもありましたが、市の積立金総額も20億円が財務省基準との答弁がございました。それにいたしましても、ここ何年間か順調に行財政改革の成果があらわれてきていると感じているところでございます。

そのような中、24年度予算編成におきまして、11月初旬の説明会では、これまでの査定方式から枠配分方式を導入し、新たな予算編成を試みられておりますが、それに至る経緯及び枠配分方針の考え方、そしてまた政策調整枠の考え方についてお聞きいたしたいと思っております。

次に、メガソーラー事業について質問いたします。

9月議会におきまして、南中跡地の老人ホームの構想は、売却地の売却値段の大幅な相違で交渉決裂に至った経緯が説明されました。民間からの申し入れを受けた形での執行部の対応だったわけですが、果たして、設置に向けての十分な調査や条件等の整備を垂水市の施策として真剣に行ってきたのかについては、ちょっと疑問が残るところでございします。

今回、東日本大震災、そして福島原発の原子力発電所の事故に発しまして、原発にかわる自然エネルギー発電が注目される中、メガソーラーの立地計画が説明をされました。今回も民間からの申し入れを受けた形での事業展開となっておりますが、南中跡地の二の舞にならないか、少し危惧されるところでございします。

ここまでのメガソーラー事業の進捗状況を説明をいただきたいと思っております。

最後に、市道整備について質問いたします。

最近では、リーマンショックによる緊急経済対策交付金等で、思いがけず生活道路の市道整備が進んだのではないかとと思っております。一段落した

やさきに東北大震災、そして台風災害等で、今度は被災地以外は特別交付税等の減少が大変に心配されるところではございます。

そこで質問いたしますが、これまでの緊急経済対策等の恩恵によりまして、振興会要望等の積み残し等は大幅減少していると推しはかれますが、実態はどうであるのか。そしてまた、今後、経済情勢変化による市道整備への影響もあわせてお伺いいたします。

少ない予算では、優先順位をもって対処されていると思っておりますが、今後の市道整備箇所及び緊急的に割り込まなければならない箇所等もあると思っておりますが、土木課として把握されているところをあわせてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

**○財政課長（北迫睦男）**平成24年度予算編成についての御質問にお答えします。

平成24年度の予算編成につきましては、その年度に見込まれる一般財源の予算枠をあらかじめ各課に配分し、各課は、配分された一般財源の範囲内で予算編成を行う枠配分方式と言われている手法を、今回試行的に導入しております。

導入の経緯といたしましては、これまで、各課が積み上げた要求に対し、財政課が査定を行う査定方式で予算を編成してまいりましたが、この方式は、財政規律を一元的に確保できるというメリットがある反面、各課の予算要求が前年度踏襲主義になりやすく、必要性の高い事業でも、財政課の査定で一律にカットされてしまうなどの問題点もありました。そのため、さらに効率的な予算編成を行うため、より市民に身近な担当課で予算を編成する枠配分方式を今回、試行実施するものでございします。

枠配分方式の目的としましては、1番目に市の歳入規模に見合った歳出構造への転換、2番目に事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営、3番目に自主性・自立性の確保とコスト意識の向上、4番目にスクラップ・アン

ド・ビルドの促進などが挙げられますが、全国の約4割の自治体で枠配分方式を導入しているという調査結果もあるようでございます。

そこで、今回の枠配分方式の概要でございますが、人件費や扶助費、負担金などを除いた各課の歳出見込み額のうち、一般財源が充当される部分のみを配分しており、各課への具体的な配分額は、平成24年度で見込まれる一般財源ベースの歳出額62億円余りのうち、対象となる経費の約8億4,800万円から、一律3%をカットした約8億2,300万円となっております。

また、枠を超えても予算すべき経費に対する対応として、政策調整枠を設定しております。政策調整枠の考え方としましては、1つ目が、枠配分対象経費の中で、緊急やむを得ない事情等によりどうしても増額措置すべきものなどを想定した、真にやむを得ない事情による経費の増と、2つ目は、地域振興や市民福祉の向上などを目的に、平成24年度において特に重点的に実施すべき新規事業等を想定した新しい垂水づくり事業で、これは市長プレゼンテーションを行って選定する予定でございます。

**○企画課長（倉岡孝昌）** メガソーラーについての進捗状況についてお答えいたします。

進捗状況につきましては、9月の議会の折にそれまでの経過を含め御説明いたしておりますので、その後の経過についてお答えいたします。

11月に入りましてから、関係企業での再度の立地調査が行われ、地形や周辺環境、送電設備等の関係など調査され、立地に適しているのではとの判断があったところでございます。同時に、降灰に関する再度の検討も行われ、市内降灰量を含む各種気象データ、家庭におけるソーラー発電データ等を送付し、検討が行われているところでありますが、対処できるとの見方のようでございます。

また、立地を進めるには、隣接するジャパンファーム施設との調整も重要と考えておりまし

て、鳥インフルエンザ等に関する防疫上の問題や、井戸からの取水の問題などを中心に調整を進めているところでございます。このことには時間をかけて十分な調整を行うことといたしているところでございます。

そのほかに、大野地区住民の方々に対しましても住民説明会を開催し、メガソーラープロジェクトの御説明を行ったところでございまして、プロジェクトの概要や取り組み状況など御理解いただけたものと思っております。

次に、事業を始められるかどうかの判断を左右します、再生可能エネルギーにより発電された電力の買取価格と買取期間につきましてははまだ決まっておらず、年明けから第三者委員会による議論が開始されるのではないかとの情報もあるようでございます。

このほかに、今後の九電さんとの調整事項などありますが、それぞれの調整事項が整い、買取価格・買取期間が決定した段階で、事業の採算性を精査し、本市へ立地するか否かの最終的な判断がなされる予定であります。現時点では、立地することを前提に各種作業が進められているところでございます。

**○土木課長（深港 渉）** 次に、市道整備についての3点の御質問に、その方針等ということで一括してお答えいたします。

市道の維持的整備につきましては、御案内のとおり、各振興会による要望箇所をまずは優先度としてとらえているところでございます。ちなみに、22年度要望を件数で申しますと、土木課関連としまして総体で67件、そのうち40件が市道及び集落道などの道路整備関係要望となっております。

毎年度のことはありますが、予算の観点からもすべての要望に対応できないことから、現地を確実に把握し、その中でもさらに緊急度の高い箇所から整備している状況でございます。また、振興会要望におきましては、数年来にわ

たり同箇所を要望されますものの、緊急度や優先度の観点から、いまだに未整備の箇所もあるのも現状でございます。

予算的な観点から申しますと、改良を除きます通常の維持的整備の単独費におきましては、最近10件前後の年度整備という状況で推移しておりまして、実質的施行年度の21年度から23年度までの各種臨時交付金の中で、計38件の整備上積みができて、かなりの要望残の箇所に対応できたところでございます。

今後におきましては、地方交付税減への懸念、市道等の維持的整備のための新たな交付金等の財源確保が見えない中、どこの地方公共団体も同様に、一層の財源緊縮を図っていかねばなりませんので、より一層の緻密な緊急度や優先度の判定をシビアに行い、真に効果ある整備に努めなければならないと考えております。そのためにも、住民等への説明責任もますます重要なことであると認識しているところでございます。

以上でございます。

**○池之上 誠議員** 一問一答でお願いいたします。

24年度予算の枠配分及び政策調整枠の考え方については理解をいたしますけれども、行財政改革が今、順調に推移している中で、一般財源ベースで各課に枠を振ったと、8億4,000万円ぐらいですかね、それぐらいを振りましたということでした。その中で3%、97%で予算をつくってくれというふうに言われている。そのことについて、その97%にした理由というのをもう1回、簡潔にお知らせください。

**○財政課長（北迫睦男）** 2回目の御質問にお答えいたします。

各課への枠配分額の根拠でございますが、平成23年度当初予算をベースに、平成23年度、24年度に見込まれる特別事情を加味し、それによって生ずる予算の増加及び減少を加除したもの

から、歳入として充当される国県支出金、使用料などの特定財源を控除して、各課に配分する基礎額を算出しております。配分基礎額として算出された約8億4,800万円から、政策調整枠に充当する財源の一部などに充てる留保財源として一律3%をカットした8億2,300万円を各課に配分しており、各課は枠配分対象経費の予算をこの枠内で編成していただくこととなります。なお、カットされる額は全体で約2,500万円余りと、各課にとっては大変厳しい配分額となっておりますが、それぞれ内部事務経費の削減などに取り組んでいただいているようでございます。

また、人件費・扶助費・公債費・負担金などは枠対象外経費としておりますが、対象外とした理由につきましては、人件費は、行政改革大綱や定員適正化計画、人事院勧告など、市全体の大きな枠組みの計画や国の制度等により扱われるもので、各課単位での工夫や努力の範囲を超えているため、また扶助費は、高齢化の進展や国の制度改正等により、大きな影響を受けるため、同じように公債費や負担金も各課での裁量が難しいため、枠外としておるものでございます。

**○池之上 誠議員** 総額2,500万円ですね、これを削ったということで、一般財源から、この説明会の資料はあるんですけども、歳入歳出を見ますと、1億6,500万円ぐらいお金が足りんと、来年はですね。その分、だから3%カットというか、事務事業をカットするようお願いされたということです。

そういう、その2,500万円が、それは市長の政策の調整枠のほうに回すという考えでいいんだろうと思いますけれども、実際1億6,000万円ぐらい収支不足が見込まれている中で、どういった財源を使うのか。それこそ、さっきから話がありますが、財調をその分、持ってくるのか、その辺はどうなるのかはわかりませんが、要は、これまで一生懸命に市民の皆様にも協力

を願っているし、我々議員も行財政改革ということで給料カットをしたり、定数も大幅に削減したりしております。そういうみんな努力をしている中で、今、順調に伸びている。積立金の総額も14～15億円あるという中で、なぜまだこれ以上に削減をお願いしないといけないのかなという思いがしております。

枠対象外経費として、人件費、扶助費、いろいろあります。一般的に考えて、給料はそのままにして、内部の事務事業費といえ、市役所の皆さんは市民のために働いていらっしゃるだろうと思っております。突き詰めて考えれば、市民のサービスを3%カットしますというようなことじゃないかなと、私の得意のうがった見方でございますけれども、そういうふうになってしまうわけです。その辺はどうでしょうか。せめて現状維持でいくべきじゃないか。これだけ行財政改革を一生懸命やって順調な財政を、運営をやっているわけですから、その辺についてはどうか。ちょっとくどいようにすけれども、最後というか、課長への質問は最後ですが、よろしくをお願いします。

**○財政課長（北迫睦男）** 今回の枠配分方式の導入は、持続可能な財政基盤の確立を図るといった大きな目標を達成するための方策の1つでございます。同時に、マンネリ主義に陥りがちであったこれまでの予算編成を大きく見直し、限られた財源を有効活用して市民福祉の向上を図ることが目的でございます。

また、これまで総合計画と予算編成との連動をいかに図るかが大きな課題でありましたが、今回、枠配分方式を発展させていければ、そのような運用も可能性があると考えておるところでございます。

最初に申し上げましたとおり、今回は試行的に取り組むものでございまして、当然、市民生活に悪影響が出ることがないように運用については配慮してまいります、細かいところはいろ

いろと問題があるかと思っております。今後、研究を重ねまして、より効率的な予算編成ができる仕組みにしたいと考えております。

**○池之上 誠議員** とりあえず試行的ということでございます。私はこの枠配分を否定するものでもないし、積み立て方式を肯定するわけでもないんですけども、これだけ皆さん頑張っている中で、3%頑張ってくれと、今以上にまた3%頑張ってくれというのがちょっとひっかかりました。そういうところで今回、話をしたわけです。

そういう中で、市長にちょっとお伺いしますけれども、新たに政策調整枠ということ、2,500万円ですか、この配分した中では、その分が市長の、好きということはないけど、市長のマニフェストに沿って、新規事業というような形で使ってくださいという形を多分とられたんだろうと思いますが、そういう中で、先ほどからそういう質問はあるんだけど、ちょっと具体的なことを1つ、2つ。

23年度の、もう1年たちます。市長の政策予算として何を使ったのかちょっと余りはっきり見えなかったんですけども、24年度からの政策、予算をどうやって反映させていくのか、その辺をちょこっと、わかっとけばというか、そういう思いがあればひとつちょっとお知らせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 池之上議員の私への御質問にお答えをいたします。

平成24年度の予算編成は、当初予算としては私にとって実質的に初めての予算編成となりますけれども、市長に立候補して以来、マニフェストとして掲げております次の5つの項目、すなわち1番目に安心・安全な垂水まちづくりの継続、2番目に垂水ブランド販路拡大への挑戦、3番目に医療・介護・教育・福祉の充実への挑戦、4番目に行財政改革断行の継続、5番目に桜島道路架橋あるいはトンネル実現への挑戦を

実現するための予算を盛り込んだものにした  
と考えるしております。

そのために、従来の予算編成では難しかった  
新規事業の予算化などについても、今回は特別  
に政策調整枠を設けて、積極的に提案する  
よう各課に指示したところでございます。具  
体的には、防災行政無線の更新などの災害時  
の伝達システムの整備、森の駅たるみず周  
辺の整備事業を初めとする観光事業、垂水  
高校存続振興対策の予算化などありますが、  
またそれ以外にも今後必要に応じて、財  
政課の予算ヒアリングや政策調整枠の市  
長プレゼンテーションなどを通じて、予  
算の肉づけをしてまいりたいと考えてお  
ります。

以上でございます。

**○池之上 誠議員** 予算についてはもう質問を  
し終わりましたが、一律じゃなくて、やは  
り事業課、担当課によっても、いろんな課  
があると思いますね、事業をいっぱいや  
っているところ、また、その事業をちょ  
っと少しだけいじればすぐ3%が出る  
という担当課もあるだろう。一律じゃな  
くて、そういう事業を見ながらやってほ  
しかったなど。これは試行ですから、ま  
だだんだんだんだんよい方向に変えてい  
ければいいんじゃないかと思っております  
ので、その点よろしく願いしておきま  
す。

続きまして、メガソーラーのほうに入  
ります。

まだ立地が決まったわけじゃないとい  
うことで、売電とか、そういうのも国の  
方向も決まっていないうし、あと九電  
との交渉も残っていると、そういうのが  
全部クリアしてから立地の方向へ進む  
だろうということです。

そうなったときに、まず市民へのメリ  
ットというのは何かあるのか、それをつ  
くったときですね、市民へのメリット  
というのは何かあるのか。垂水市への  
固定資産税とか、そういうのが最終的  
には市民へのメリットだということもあ  
るかもしれないけれども、どうことが考  
え

られるか、簡単にお知らせください。

**○企画課長（倉岡孝昌）** メガソーラーにつ  
いての2回目の御質問にお答えいたしま  
す。

再生可能エネルギーの活用について、今  
後のエネルギー事情を考える上で大事な  
ことであるという基本的な考え方に立  
って、取り組みを進めているところで  
ございます。

メガソーラー立地のメリットは、まず  
初めに、現在、今後のエネルギー供給に  
関する課題が大きな議論になっている中  
で、先進的に再生可能エネルギーによる  
発電事業に取り組めることは、本市にと  
って大きな宣伝効果を期待できること  
にあります。

次に、個別的なメリットで挙げますと、  
メガソーラー施設建設については、地元  
でできることは地元業者に参画させて  
ほしいとお願いいたしております。雇用  
についても、多くは期待できませんが、  
常時の管理運営に携わる雇用の発生と、  
降灰除去や除草などの作業による雇  
用の発生を期待できます。

直接的な収入として、メガソーラー  
発電施設については、償却資産として  
固定資産税を付加することができるよ  
うでありますので、この固定資産税  
収入を見込めることとなります。

**○池之上 誠議員** ありがとうございます。

雇用については余りないということ  
でしょう。そして、先進地と、再生エ  
ネルギーを、太陽光発電をやっているよ  
という垂水市の宣伝効果があるとい  
うことです。そういうこともあるだろ  
うなというふうに思っております。固  
定資産につきましても、償却資産とい  
うことで、だんだんだんだんその価  
値は下がっていくわけですから、ず  
っと通年で何千万円もということは  
多分ないだろうというふうに思っ  
ております。そのメリットというの  
はそういうところだろうと。あとの、  
立地してその売電とかそういうのは、  
その運用会社が10年間あるいは15  
年間、全部持っていくだろうなとい  
うふうに思っておりま

す。

次、3回目ですね。その運用会社としてファンド「ザイス・ジャパン」ですか、そこが事業主体でやっているということですから、その利益を得た後に、じゃもういいですよと、十分投資した分は利益をいただきました。後は垂水市さんで使うなり捨てるなり、どうぞ御自由にしてくださいというようなときが来るだろうと思います。そうしたときに、垂水市はやってそのメガソーラーを運用していくかあるいは廃棄するか、その辺のファンドが撤退した後の計画について少しお知らせをください。立地した後。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 3回目の御質問にお答えいたします。

今回のプロジェクトに関しましては、今後決定されます買取価格と期間に左右されますが、ファンドとしての事業を15年程度で終えるような事業計画と聞いておりますので、そこでプロジェクトとしては一たん終了することになると理解いたしております。その後につきましては、3つのケースを想定いたしております、今後詰めていくこととなります。

1つ目として、事業終了後は、原状復旧の上、事業を終了させる方法でございます。

2つ目は、メガソーラーパネルについては、数%の経年劣化はあるものの、20年以上十分な発電能力を有するとの見方が有力でございます。化石燃料の供給に限りがあることなどを考えますと、今後も再生可能エネルギーによる電力需要は十分にあると思いますので、民間などにより事業を継続してもらうことでございます。

3つ目は、現在の事業者から、事業終了後には施設を本市へ譲渡したいという提案を受けておりますので、諸条件を勘案した上で、本市などで事業を継続するという案でございます。

**○池之上 誠議員** 3つの撤退後の計画、今、聞きました。

15年ぐらいそのファンド会社で運用して、20年間は大丈夫だということであれば、5年間でですね。5年間、どれぐらいの売却益があるのか。15年もたてば、あそこの場合は霧もあるし、灰もあるし、多分相当な修理費がかさむんじゃないかと。そういうところまでちゃんと見込んでやっているのかですね。相手が、ファンド会社が大丈夫ですよと、耐久性はありますよと言うだけでオーケーを出すのかですね。その辺をちょっと考えてもらわんと、せっかく水迫市長時代にメタンガスをやったわけですから、その二の舞というか、二の舞はきょうはたくさん出ますけれども、そういうふうにならせんかなというふうに思ってしまうのは私だけでしょうか。

この前、高知県の構原町ですね、堀内議員も言われましたけれども、視察に行きました。そこは風力発電、それはNEDOでした、やはり。そこでやったんですけれども、山のてっぺんに、ちよっぺんに2基つくって、3,500万円ばかりですか、年間、利益があると。それを、山づくり、水づくり、いろんなどころに生かしている。あと観光もですね、観光ルートをつくって、カルスト台地のすごく景色のいい場所でした。そういう事業展開をしているわけです。

そういうところで成功している理由というのは、その町長が、さっき言いましたように、町民にすべてを還元しているわけですね、その事業について。やはり、考えるというか、考えないといけないのは、やはりそういう事業を持ってきたときに、市民に対してどれだけ還元できるのかということを経営に最初に思ってやらないかん。何か事業をせないかんということで持ってきて、この前の二の舞ぐらいになれば大変なことです。その辺を十分に精査していただいて、今回、事に当たっていただきたい。

市長、聞きますけれども、そういう事業を持ってきて、一事業者のためにやるんじゃない、

市民への還元というところでどのようにこの事業計画を思って、計画に取り組む考えがあるのかちょっとお知らせを、お聞きします。

**○市長（尾脇雅弥）** お答えいたしますけれども、一事業者のためにという気持ちはさらさらございません。先ほど企画課長がお答えしましたようなメリットが本市にはあるというふうに考えておりますけれども、再生エネルギーの導入に取り組むことは、本市の政策上も非常に大事なことであるというふうに考えております。東日本大震災、そして福島原発の重大事故の教訓を受けて、再生エネルギーへの段階的に取り組む時代が来ているというふうに考えております。メガソーラー事業に取り組むことで本市の宣伝効果が高まることは、例えばほかの何らかの事業導入を計画するための事業計画を行う際に、まちの活性化に向けた取り組みを積極的に行っていることの大きなアピールポイントになると思いますし、関連して幾つかの話もっております。

市民への還元という点につきましては、この事業で得られると見込まれる収入の活用について、今後の高峠の施設整備や管理費用の一部に充当をする、高峠の観光施設としての活性化を図りたいと思っております。また、この財源を活用して、住宅用太陽光発電設置助成制度の導入についても、今後検討したいと思っております。

以上でございます。

**○池之上 誠議員** ありがとうございます。

そういう時代だろうということで、そういう時代に即した事業を頑張って取り組んでもらえればと思います。まず、本気でなければいけません。よろしく願いをしておきます。

あと、やはりそこの立地、高峠は適地だということですが、ジャパンファームとかいろいろあります。その辺のところについては、お互いに納得がいくところまでちゃんとやってほしい。

そして、メガソーラーの撤去費用についても、もし垂水市で払い下げというか、もらうにしても、もしだめになった場合は、耐用年数を過ぎたときに、その撤去費用はやはりその運用会社のファンドからもらっておくようなことまで詰めてやっとかんと、メタンガスのような、幾らやったですかね、700万円のやつが400万円だったですね、撤去費が、そういう余分なお金を出さないといけないということになりますので、その辺についてもちゃんと詰めて、計画を立てていただきたいと思います。

最後ですね、市道整備ですが、緊急対策で結構な箇所が整備されたということです。その件については、市の建設業者の方も大変に潤ったんじゃないかなというふうに思っております。

1つ、その緊急度というか、地元のことになってしまうんですけれども、市道塩田・田畑線、本城川の右岸側の道路です。そこの部分の牧橋から今川原橋までの道路が非常に悪い。アスファルトは亀の甲状、小割れがひどいです。そして路肩が陥没していると。それで最悪、そこは小学校の通学路です。そしてまた、40年ぐらい前、理喜ニットといたしましたけれども、その会社が来たところのいろんなトラックとか、いろんなものが通ります。そういうふうな大事なところですか。そういうところの現状を、土木課長、見ておられますか。それだけちょっとお聞きします。

**○土木課長（深港 涉）** 御指摘の塩田・田畑線、そのうちの牧橋から今川原橋間でございますけれども、今、議員から御指摘のありました現状でありますことは十分認識しております。なおかつ、道路の形態としても、横断的に見ますと、路肩が下がった関係で真ん中が盛り上がったような、かまぼこ状の状態がずっと続いておるといふ状況であることも把握しております。

また、当然、学童の通学路でありますとか、そういう重要な産業施設につながる道路である

ということも、当然十分認識しておるところで  
ございます。

**○池之上 誠議員** ありがとうございます。  
十分認識をされていると思います。

これは、水之上校区の、校区の要望事項に挙  
がっていると思っております。いろんな要望事  
項がありますけれども、緊急度ですね、そうい  
うところから見ても、ぜひとも早くやってい  
だきたいと思っております。

前の水迫市長は、熱意のある地域にはお金を  
落としますというようなことを言われました。  
三和センターも、今度の市報に載っていただけ  
けれども、市道に菜の花を植えて菜の花ロード  
をつくったり、あるいは彼岸花を植えて彼岸花  
ロードをつくったりですね、一生懸命やって  
おります。道路が国道も県道もないのは水之上校  
区だけなんです。市道だけです。市長、あなた  
の道路しかないんですよ。

ぜひですね、このことは水之上校区の最優先  
課題ですので、来年度、政策予算があればぜひ  
とも回していただきたいというふうに思います。  
その点について、ちょっとこっちのことだけ  
ですけども、どうですか、市長。

**○市長（尾脇雅弥）** せんだって景観セミナー  
というのもありまして、国道あるいは市道の景  
観をよくしようということで、国道は国が基本  
的にこれまで中心にやってきていただいたわけ  
ですけども、今、御意見があった市道で、そ  
れぞれの地域で努力をしていただいているとい  
うことを踏まえて、また現場も見ながら、財政  
やもろもろと相談をしながら、検討をしてい  
きたいというふうに考えております。

以上です。

**○池之上 誠議員** ありがとうございます。

水之上だけということじゃないんですよ、  
一生懸命頑張っているから、やっぱりそこに目  
がいくということが当たり前じゃないかなと思  
います。ぜひ、言われました政策調整枠、考え

ていただきたいと思っております。

市長、来年2年目です。24年度の予算、これ  
はあなたの政策調整枠もございますし、あなた  
の色が出てくる年であろうと思っております。  
ことしは1年目ですから、見えないのはしょう  
がないなというふうに思っておりますけれども、  
来年度からは、その若さがあるわけですから、  
事業をやってほしい。事業をやってもらわんと、  
我々も突っ込みようがない。ぜひお願いして  
おきます。

来年はロンドンオリンピックですからね、そ  
の年にふさわしい活躍を願っておりますが、垂  
水市の24年度のさらなる発展を祈念をいたしま  
して、平成23年度12月議会の私の一般質問を終  
わりたいと思います。

ありがとうございます。

**○議長（宮迫泰倫）** 本日は、以上で終了しま  
す。

△日程報告

**○議長（宮迫泰倫）** 次は、明日午前9時30分  
から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

**○議長（宮迫泰倫）** 本日は、これにて散会し  
ます。

午後4時50分散会

平成 23 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 23 年 12 月 7 日

本会議第3号(12月7日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年12月7日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議案第83号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第1、議案第83号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

議案第83号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、東日本大震災、原子力災害からの復興予算である国の第3次補正予算に全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る予算が盛り込まれたことで、平成24年度に計画しておりました新城小学校、柘原小学校及び垂水中央中学校の空調設備設置事業を前倒しして実施することを補正第7号で提案して、審議をお願いしておりましたが、その後、垂水中央中学校大規模改造事業の平成24年度計画分についても、県を通じて文科省より打診がありましたので、検討した結果、地財措置等優遇されていることから、今回、第8号として提案するものでございます。

今回、歳入歳出とも2億5,557万9,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は97億5,482万8,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

3ページの地方債の補正でございますが、補

正第7号で空調設備設置事業に係る分を計上しておりましたが、大規模改造事業分に係る分を追加して、補正後の限度額に変更するものでございます。

緊急防災・減災事業債の充当率は100%で、後年度に元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の明細でございますが、中央中学校大規模改造事業計画の最終年度になり、校舎のD棟と体育館の改造工事を施工いたします。それらに係る事務費と実施設計委託料、仮設校舎のリース料、工事請負費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページをお開きください。

歳入明細にお示ししてありますように、国庫補助金と市債の特定財源と繰越金の一般財源を充てて収支の均衡を図っております。

なお、今議会に補正第7号、第8号と立て続けに追加議案の審議をお願いいたしました。御説明申し上げましたような事情もあり、提案させていただいたものでございますので、御了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第83号は総務文教委員会に付託

することに決定しました。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫） 日程第2、これより一般質問を行います。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、11番森正勝議員の質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

11月24、25日、NHKホールで第51回商工会全国大会が約3,000名が参加して行われました。鹿児島県からは50名が参加いたしました。私もその1人だったのですが、民主党は直嶋氏、枝野経済産業相、自民党は参議院議員の中曽根氏、公明党は山口代表、国民新党は亀井代表があいさつをされました。その中で、亀井さんのあいさつが印象に残りました。まず、私は支持率ゼロの政党の代表であると言われ、世界じゅうが文明への反逆を受けつつある。あらゆる分野においてその波が押し寄せている。人間の欲望が文明を追い詰めている。アメリカは力を失い、オバマ大統領が立ち往生の状況である。中国も文明への反逆を受けている。そういった中で、中国に世界のリーダーの役目をさせるわけにはいかない。オバマが前に出ないときは日本の総理が頑張らなければならないと、野田総理に申し上げられたそうです。日本は震災からの復興という十字架を背負っているが、国力と資産はある。今こそ、国民の皆さんと一緒に政治家が頑張らなければならないときであると語られました。新党の構想もあるようです。相変わらずひょうひょうとされているなと思いました。

話は変わりますが、もう1つつけ加えます。

垂水商工会では、プレミアム商品券を11月6日より発売し、11月25日に完売いたしました。総額1億1,500万円でした。鹿児島県より750万円、垂水市より750万円の補助をいただき、この

事業ができたわけです。県と市にお礼を申し上げ、尽力いただいた商工観光課にお礼を申し上げたいと思います。来年もこういった事業ができますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、私の質問に入ります。

まず、桜島道路についてでございますけれども、市長は桜島道路の推進を公約されました。現在の最新情報と今後の展開について、お答えをお願いします。

2点目は、低エネルギー社会についてでございます。エネルギー消費削減のかぎは、大量生産・大量消費・大量廃棄・24時間型社会などのエネルギー消費社会の抜本的な見直しを進めることでございますけれども、これについての見解をお願いします。

3点目は、ごみ問題についてでございます。

可燃ごみは20年度ぐらいから計画処理量より処理量が上回っており、炉がフル稼働の状況のようですが、現況と今後の見通しについて教えていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥）おはようございます。

桜島架橋道路についての御質問にお答えをいたします。

知事は、平成23年鹿児島県議会第2回定例会で、錦江湾の横断交通ネットワークについて次のように答えておられます。錦江湾を横断する交通ネットワークにつきましては、現在、どういう条件のもとにプロジェクトが成立するかにつきまして可能性調査を行っているところでありまして、本年度中に可能性調査の取りまとめを行うことといたしております。このプロジェクトは、従来から本県の課題の1つであると考えておりまして、大隅地域の方々を中心に、その実現を強く求める声がありますこと、また、トンネルの掘削技術などが飛躍的に発展しておりますこと、さらに、PFI事業の導入など事業手法が多様化していることなどから、今回、

改めて詳細な可能性調査を行うこととしたものでありまして、PFI事業を採用いたしました適切な事業手法を構築できれば、主に国と民間の協力プロジェクトとして、次の段階に進む可能性が大きいと考えているところであります。このプロジェクトは、県にとりまして21世紀前半のシンボリックな大規模プロジェクトとなりますので、可能性調査の結果も踏まえまして、その時点でのプロジェクトの緊急性や意義、地域住民などの意向、事業の採算性、県議会での議論等を総合的に勘案をして、その必要性を判断することが求められていると考えているところでありますと答えられております。

このような知事のお考えや、情報として、PFIでの事業について興味を示される企業もあるように聞いておりますので、事業化は可能であり、状況も進みつつあると感じております。

次に、今後の取り組みについてでございますが、つい先日、桜島架橋推進協議会と鹿児島県議会大隅地域振興議員連盟の方々が、知事に錦江湾横断道路の実現を要望されております。行政といたしましても大隅総合開発期成会での要望活動などいたしておりますが、市においても、今後も機会あるごとに早期実現を訴えてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 低エネルギー社会についての御質問にお答えいたします。

この夏は、震災の影響や定期点検等により原子力発電所の停止が相次いだことから、全国的な電力の需給バランスへの影響が懸念されました。代替となる火力発電所などによる供給力の積み増しやすすべての需要家の節電の取り組みもあり、結果として、市民生活などに大きな影響を及ぼす大規模停電などの電力不足は回避されたところでございます。

しかしながら、九州電力管内においては、12月以降の冬場の電力需給バランスに対しても懸

念が示されており、経済産業省、また九州経済産業局が九州電力と連携し、引き続き情報提供や節電要請に努めることとなっているところでございます。

このようなことから、従来のエネルギー政策の見直し議論の必要性に加え、昼夜を問わずエネルギーに頼り過ぎる社会構造や市民生活のあり方についても、検討が必要と思われれます。本市におきましても、個人や市役所を初めとする事業所のエネルギー対策へのさらなる努力が求められるものと思っております。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** おはようございます。

それでは、ごみ問題についてお答えをいたします。

ごみの焼却については、ダイオキシン特別措置法の関係から、平成11年3月、県のごみ処理の広域化計画の策定に伴い、平成10年、当時の2市9町で広域化の検討を開始し、平成11年8月に肝属地区一般廃棄物処理広域協議会を設置、平成12年7月に一般廃棄物処理組合を設立し、事業に取り組みを行っております。

計画に当たっては、1、容器包装リサイクル法対象物及び適用対象物以外のものについても可能な限り資源として活用する。2番目に、生ごみについては資源として活用を図ること。3番目に、ごみ袋については従来どおり有料制とし、ごみと資源の価格面の差別化を図ること。4番目に搬入ごみは有料制とし、焼却施設及び管理型処分場の持ち込み価格を統一することが望ましいこと。また、事業系ごみと家庭系ごみの搬入料金の格差についても検討を行うこと。5番目に、ごみ収集については、原則として資源となるべきものを重点に収集する。この5つの肝属ルールを策定し、平成11年ごみ処理量より、各市町村40%の減量を目標に、ごみの減量化を推進してまいっております。

当時、1日処理量70トン炉2基、140トンで計

画が推進され、平成15年度には、対11年度比約41%を達成したことから、平成16年11月に、1日処理量64トン炉2基の128トンに変更し、年間の計画処理量は、270日稼働で年間3万4,400トンの計画で建設を行い、平成20年度より稼働いたしております。

処理量につきましては、平成21年度までは、少しではありますが、減少をしてきておりましたが、平成20年度3万4,476トン、平成21年度3万4,380トン、平成22年度は3万7,381トンとなっております。

今後の見通しについてであります。広域的処理を行っていることから、現状のままでありますと増加するのではないかと心配しているところでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 一問一答方式で質問いたします。

まず、桜島道路についてでございますけれども、架橋につきましては、風による橋梁のたわみやねじれ、振動が懸念され、風洞実験等により強風の対策に関する十分な検討が必要とされております。錦江湾の自然条件は、このネットワークのような大規模橋梁にとっては大変厳しいという結果が出され、県としてはトンネルを推進する方向のようです。

7月の南日本新聞によりますと、どちらかというと、国は架橋を進めているような内容でございました。これについてはどのように考えておられるのか、お願いをいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 桜島道路関係について、2回目の御質問にお答えをいたします。

さきの新聞報道では、今、森議員がおっしゃったように、国は現段階で、防災、事業経済性の観点から、架橋方式が優位と判断していると思われると記事にありました。一方で、県で実施しておられます錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査では、鹿児島から桜島ルート案をト

ンネル方式で検討することが適当とする調査結果のようでございます。

このような議論が進みますことに、この取り組みの進展を感じるところでありますけれども、市といたしましては、技術的な観点、事業経済性、景観的な観点など議論をいただき、いずれにしても、早期の実現を目指して取り組んでいただくことを望んでいるところでございます。

**○森 正勝議員** 再々質問をいたします。

8月の桜島架橋推進協議会の方々の九州地方整備局への陳情で、九州整備局の山内道路部長は、鹿児島市から鹿児島市にかけの橋であるので、大隅半島だけでなく鹿児島市内の盛り上がりが必要だと、地域が一丸となつての要望が必要だと、市内の団体も同様に要望に来てほしいというようなことを返事をされております。

そこで、垂水市議会も錦江湾横断道路調査特別委員会をつくっているわけですが、大隅半島の各市町の議会との連携や鹿児島市との連携等を考えますと、やはり活動費というものが不可欠なんでしょうかというふうに思います。ぜひ予算の計上をお願いしたいんですけれども、市長はどのように考えておられるか、お願いをいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** お答えいたします。

連携をして活動していくということは非常に大事なことでと考えております。ただ、各種要望活動、これ基本的には議会において御議論いただいて予算要求をしていただくということになりますので、これまでの動きを見ますときに、今後集中した要望活動なども必要というふうに思われますので、要求内容を検討させていただいて、所管課の間で調整をさせていただくということになろうかと思っております。

私自身、この桜島道路の実現は、本市はもちろんのことですけれども、大隅半島また鹿児島県全体の発展のために必要不可欠であると考えております。橋なのか、あるいはトンネルなの

か、一長一短あると思いますけれども、大きなプロジェクトでありまして、伊藤知事も、錦江湾横断道路可能性調査の3年目というのが近く終了して、一定の結論を出していくということでもございます。また、国のほうも、新たな調査を開始していただくような動きもあるということもございます。

当面、この県の調査結果で得た方向性を検証して、鹿児島県あるいは国、さらには鹿児島市の動向も見ながら、情報収集をし、それに対して予算措置をしながら、前向きな活動を行っていきたいというふうに思っております。

**○森 正勝議員** 予算につきましてはよろしくお願いをいたします。

月曜日に国会議員の森山事務所のほうから連絡がございまして、少し前向きな報告が出されております。国の厳しい財政状況の中で、民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、次の5つのたぐいのいずれかに該当する官民連携事業の導入を検討するため、全国から具体事例を募集したと。1つ目が民間開発活用型、2つ目が公共施設等運営事業型、3つ目、附帯事業活用型、4つ目、包括マネジメント型、5つ目、その他の先導的事业。四十数件の応募がありまして、これをもとに課題を設定し、7件の検討業務を実施することになり、7件のうち公共施設等管理運営事業等におけるリスク分担等に関する検討業務について、錦江湾横断道路の事業を株式会社三菱総合研究所が業務受託したとのことでした。平成24年3月26日まで調査研究するということでもあります。国もいよいよ一歩踏み込んでいただいたということになるかと思えます。架橋かトンネルかの問題も3月26日までに結論が出るのではないかと期待をいたしております。

私たち錦江湾横断道路調査特別委員会といたしましても、大隅地区の市議会あるいは町議会

とのネットワークを構築する必要があるのではないかと考えております。何か市長、答えがあれば、お答えをお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、森議員がおっしゃったような方向でかなり、これまでは県が可能性調査ということで3年目を迎えたわけですが、連動するような形で国がいろんな動きを始めているという現状でございます。

もう御承知のとおり、九州新幹線が全面開通をいたしまして、福岡博多駅から鹿児島中央駅まで1時間20分で来られる時代になりまして、その恩恵といいますか、指宿を中心に、非常に観光を中心に伸びております。これを垂水、大隅に導いていくためには、交通的な手段というのが将来的にも必要になってくるというふうに考えておりますので、60万鹿児島市との時間的な距離を縮めるということによって、垂水、大隅あるいは鹿児島県全体の浮揚につながっていくというふうに考えておりますので、B/Cにおいても1.0を超えるということで、事業性も十分見込めますし、日本で一番人を運んでいるのが桜島フェリーであり、2番目が垂水フェリーという現状も考えても、必要であるというふうに考えておりますので、連携をしながら、しっかりと努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**○森 正勝議員** 次に、低エネルギーについてでございますけれども、節電等の関連から、公共施設の自動販売機を減らすことを勧めたいのですが、今、自動販売機が全国に528万6,850台あるそうです。奈良県生駒市が27施設にあった44台を22台撤去、茨城県東海村が庁舎や公共施設の35台を撤去、東京多摩市では65台のうち32台を休止しているそうでございます。東京都庁も70台の電源を切り、使用停止にしたそうでございます。愛知県豊田市では112台あった販売機を109台撤去したとのことでもあります。

そこで、垂水市の公共施設には何台の自動販

売機があり、電気代、それから市の収入はどのくらいになっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

○総務課長（山口親志） 森議員の質問にお答えいたします。

現在、公共施設の自動販売機の設置状況であります。垂水市公営施設管理公社で管理しております台数が、市役所に2台、体育館に3台、うち1台は健康食品で、キララドームに2台、うち1台は健康食品です。陸上競技場に2台、テニスコートに2台の合計11台を設置しております。

また、災害対応型自動販売機として契約している分としまして、市民館、体育館、新城・牛根の公民館に各1台の合計4台を設置しております。

公営施設管理公社で設置しております自動販売機については、各施設利用者からの要望もあり、また、市役所の自動販売機については、職員対応のため設置をしております。

また、電気代については各施設で支払い、設置者の会社から電気代相当及び売上げの手数料として月5,000円から8,000円を徴収しております。健康食品の自動販売機については月1,000円を徴収しております。

災害対応型自動販売機については、メーターを設置しまして、設置会社が支払っております。約2,500円から4,500円程度が電気代であります。また、設置してあります自動販売機のうち数台は節電対応がしてあります。

以上であります。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

自動販売機を1台撤去すれば、月当たり大体210キロワットの節電効果があるそうでございます。単純に計算しますと、垂水市の11台を撤去すれば、2,310キロワットの節電効果があるようでございますけれども、すべて撤去というわけ

にはいきませんので、できるだけ減らす方向でお願いできないかというふうに思っております。

垂水市では、ほかに低エネルギー対策としてどのようなものがあるのか、教えていただきます。

○総務課長（山口親志） 自動販売機の減らす方向での質問であります。先ほども申し上げましたとおり、運動施設については、利用者の要望もありまして設置をしたものであります。また、市役所の庁舎内においては、お茶等の各自持参に対応するため、職員のために設置をしております。

そこで、森議員が今言われましたことに対しては、そこあたりを考慮しまして、各施設、それから設置会社とも協議をしまして、減らす方向で対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○森 正勝議員 低エネルギーについての最後の質問ですけれども、答弁は要りません。

私の店にも6台の自動販売機がございます。できるだけ減らしていこうというふうに思っております。市も、これ以上自動販売機をふやさないようにしていただければというふうに思っております。余り強く言えません。

原子力の専門家の小出先生という方がいらっしゃいますけれども、あの方が、もし安全な地球環境を子供や子孫に引き渡したいのであれば、その道はただ1つであると。足るを知るしかありません。代替エネルギーを開発することも大事ですが、まずはエネルギーの消費抑制にこそ、目を向けなければならないということをおっしゃっております。確かにそうだろうと思えます。答えは要りません。

次に、ごみ問題についてでございます。

今後の見通しについて、現状のままであるとごみは増加するのではないかという回答があったわけでございますけれども、その原因は何なのか、また、増加した場合に焼却はできるのか、

また、今払っていらっしゃる負担金は、平成23年度あたりをピークにいたしまして減少するようでございますけれども、この負担増にはならないのか、教えていただきたいというふうに思います。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 平成19年度までは、広域内旧施設、鹿屋市清掃センター、肝属東部清掃センターにより焼却をいたしたところでございますが、広域の焼却施設が完全稼働するまでは、プラスチック類は焼却せずに、燃やせないごみとして処理をしていたところでございます。しかしながら、平成20年度より本格稼働したことにより、プラスチック類の燃やせるごみへの変更により、ごみ量で平成20年度は対前年比17%の増で、2万7,812トンが3万2,586トンとなり、一方、燃やせないごみは8,300トンから1,500トンに減少をしてきております。本市も同様、1,431トンが2,191トンということで増加し、燃やせないごみも561トンから82トンに減少してきております。また、昨年のごみ分別表の変更により、汚れたプラスチック類の増加により2,434トンとなっております。

焼却につきましては、先ほど申しましたとおり、1日64トン炉2基の128トンで処理であります。平成20年度から稼働実績を見た場合、1日当たり、1炉67から69トン処理している状況にあるようでございます。また、年間1炉270日の稼働で計画をいたしておりますが、整備点検等の休止期間の短縮等の努力により、焼却処理を行っている状況です。しかしながら、数量にも限度があるということで考えますことから、組合全体で今後についての協議を進めているところでございます。

また、ごみの焼却量が増加しますと、増加した市町村は、負担割合の50%をごみ量で算出していますことから、一般的に増加するというふうに考えております。

以上です。（「課長、負担金はどうなるか、

ちょっと」と呼ぶ者あり）

負担金には、先ほど言いましたとおり、50%をごみ焼却量でしております関係で、増加するというところで考えているところでございます。

**○森 正勝議員** 大幅には増加しないということで理解してよろしいんですね、負担金は。それは次に答えてください。

ごみの減量化でございますけれども、私はやはり原点に戻って分別を徹底すべきだと思うんですけれども、我々も実際やってみますと、どちらに分別していいのかわからないというのが多いようでございます。これから、ごみの減量化ということについてどのような取り組みをされるのか、お答えをお願いします。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 具体的にどのような取り組みをされるのかということでございますが、計画数量より増加しております関係から、広域事務組合の関係市町の検討会で、ごみの減量化を図るために、搬入手数料の見直し、事業系ごみと家庭系ごみの関係、周辺自治体との価格差、草木類の処理問題、産業廃棄物、建築廃材について検討いたしておりますが、これらにつきましては、検討を重ねて、平成24年度の組合議会による決定の後、周知期間を設けて、平成25年度より実施する予定で進められているところでございます。

また、本市につきましては、粗大ごみ等、旧清掃センターへの搬入を無料で行っておりますが、広域清掃センターまでの運搬経費もかかることから、搬入手数料と広域組合への手数料とあわせて検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、ごみの対策として、平成22年度ごみ分別表の見直しにより、分別資源ごみが低下していることが考えられ、今後、ごみステーションの美化コンクール、地域全体での意識高揚を図りながら、ごみ分別講習会などによる分別の指導・啓発を行ってまいりたいというふうに考え

ております。

また、先ほどありました負担金の関係につきましては、全体的な中では、炉の傷みがどうなるのかというのが非常に心配されるところでございます。したがって、可燃ごみがふえることによりまして修理費等が増加すれば、その分が上乘せとなってくるということで、逆に修理費が膨らまなければ、ごみ量がふえることによって、その市町村、ふえなかったところはかなり減額になるんじゃないかというのも逆に考えられますけれども、ごみ量がふえれば、おのずと修繕料がふえるんじゃないかというのが心配されているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 最後の質問になりますけれども、振興会あたりの要望がございましたら、市のほうから分別の指導に来てもらえるのかどうかお聞きして、最後の質問にしたいと思っております。

○生活環境課長（感王寺八郎）生活環境課では、「ごみ分別の分け方、出し方」と題しまして出前講座を実施しておりますが、議員からありましたとおり、ごみ分別については地域みんなで取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。特に、ごみの分別の指導につきましては、地域によっては奉仕作業の後にごみ分別についての講習会を行っているところもございます。そのようなことで、地域の方々が参加しやすい時間を考え、御連絡をいただければ、喜んで出席をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森 正勝議員 ありがとうございます。これで終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時20分から再開いたします。

午前10時10分休憩

午前10時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今、地方自治体は地域主権一括法の成立で、新たな段階に地域主権改革が入ったと言われております。今後、さまざまな条例改正や制定を行わなければなりません。これを好機ととらえ、地方自治体の仕事である福祉の増進のまちづくりを進め、3・11を踏まえた地域の実情に合わせた防災に強いまちづくりの道を進んでいくことが、垂水市にも強く求められる時代に入っていることを、まず訴えたいと思っております。

そして、今、平成24年度の予算編成も始まっている中、このような観点と決算の総括も踏まえながら、6点を質問をしたいと思っております。

最初は、来年度の予算に関しての質問です。

1つは、財政調整基金に関して質問いたします。

決算認定でも問題ではないかと指摘もしました剰余の問題です。適度な剰余とは後年度の財政調整の範囲内に求めるべきであって、おおむね標準財政規模の3%から5%が望ましいと考えられる。それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てるべきものであると求めることが剰余のあり方であり、目安であることを事例を引きながら述べました。

この基金は、年度内の財源の不均衡を調整するための積立金であり、経済不況などによる税収や災害の発生など、思わぬ支出の増加を余儀なくされる場合などがあり、計画的な財政を行うための財源の余裕のある年度に必要な程度の基金をしていくことは、当然必要なことです。

一方、過度な積み立てで住民要求が抑えられ

ることがあってはならないと考えます。自治体の目的は住民の福祉の増進にあり、積立金は必要に応じて積極的に取り崩して、住民のために真に緊急かつ必要な建設業の実施、そのほか住民福祉の増進のために活用できるように努めることが求められています。

そこでお聞きしますが、平成22年度の決算の結果は、市民の福祉の暮らしや、またそれを支える等、行政の責任をどのように果たされたのか、見解を伺います。

また、財政改革で財政調整基金の目標は7億円であり、その目標も超えましたが、議会や市民への変更の説明はあったのか、お聞かせください。

さらに、雇用や仕事おこし、福祉対策など、住民の福祉の増進のために、限られた財源の中で、基金をもって活用することが必要ではないでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

2番目は、予算編成方針で、特別会計に関して、原則として一般会計からの法定外の繰り入れはしないとなっています。国保の質問のときでも、必要に応じて対応するとなっていました。これまでの方針は変わったのか、伺います。

次に、介護保険について質問いたします。

介護保険法が改定が成立をし、来年度から介護保険の制度改変が始動します。しかし、まだまだ不明な点もあり、また、社会保障と税の一体改革の影響も考えられることから、制度が大きく揺れることも予想されます。

そんな中、市では、2012年から2015年、3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業が進んでいると思います。先日、計画へ向けての住民懇話会に参加しましたが、この取り組みは住民参加で計画がつくられるという有意義な点では大変評価できるものだと思います。

その中で、3つの特徴を感じました。1つは、家族介護から社会介護だったのが、いまだに家族への負担が大変大きいということであります。

2つ目は、負担が重たく、利用しにくい介護サービスの実態も明らかになりました。3つ目は、公的責任ではなく、自己・地域責任が強く求められていることでした。

そこで、最初の質問として介護保険料の問題です。

法の改正で、財政安定化基金の取り崩しが可能になりました。先般、県との交渉でこの問題も取り上げて、介護保険料の軽減に充てるように強く県にも要望してきたところでもあります。市長に対しては緊急の要望書も提出をし、国や県に被保険者の立場に立って働きかけてほしいと求めましたが、どうだったのか、お聞かせください。

次に、この段階での保険料はどうなるのか、お示しいただきたいと思います。

次に、改定介護保険法では、要支援者の保険給付外しの仕組みが持ち込まれました。介護予防・日常生活支援総合事業です。要支援1、2と認定される人は介護保険でヘルパーやデイサービスを利用することができます。ところが、総合事業が導入されると、自治体が介護保険給付のサービスを利用させず、総合事業の訪問・通所サービスに移しかえることができるようになります。総合事業は保険給付ではなく、財源が保険給付の3%と制限される地域支援事業なので、介護保険のサービスのような水準は保障されません。これは公費抑制が目的と言わざるを得ません。

ある自治体では、慎重に検討する、現時点で保険給付の削減を目的とした検討を行う考えはないと方向を示しています。今、自治体に安心できる介護体制をどうつくっていくのか、この点から求められています。この事業を導入するかどうかは市町村の裁量で決められます。自治体として、安心できる介護保障をつくっていく責任からも、要支援1、2の人でも介護保険が安心して利用できるように引き続きしていくた

めに、総合事業は導入しないように強く求めます。見解をお聞かせください。

次に、在宅介護支援の支援問題について伺います。

厚生労働省は、昨年、家族世帯を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査・研究事業を実施し、7月に調査結果の報告がまとまりました。調査結果は、多様な介護者の実態を浮き彫りにしました。勤務時間を減らしたり、退職・休職・転職をし、収入が減った人が3人に2人、多くの方が休息・休養が欲しい、在宅介護手当の問題など、多様な支援策を切実に望んでいます。本市でも、実態調査と支援のあり方を協議していく必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、生活保護行政について伺います。

先日も新聞で、生活保護費から国保税を求めている実態が報道をされていました。生活保護法は、保護費の差し引きや天引きなど強制徴収を禁じています。また、市税等の滞納については、滞納処分の執行停止や免除の法的措置があると認識をしています。本市では問題ないのか、また、法的な見解をお聞かせいただければというふうに思います。

また、可能であるというのであれば、その法的根拠を示していただきたいと思います。

次に、懸案になっている住宅リフォーム助成制度と小規模修繕希望登録工事登録制度の創設について、これまでの議論、取り組んでいくという視点に立って、来年度への方向について伺います。

垂水市の総生産額は、この10年間を見ましても、ほぼ横ばい状態で推移してきていますが、うち建設業を見てみますと、台風災害があった年を除外して見てみると、下降傾向にあり、平成12年度と平成19年度では約半分に落ち込んでいます。このことは、市内の経済の大きな損失であり、技術的にも職員の育成が困難になって

いくことが懸念をされます。

私は、このような問題を打開するために、住宅リフォーム助成制度と小規模修繕希望登録工事登録制度の創設を求め、全国の取り組みの紹介や、特に経済波及効果が大きいことを強く主張してまいりました。この取り組みの意義を改めて主張しますが、民間需要を引き出し、仕事おこしや雇用の創出につながり、住宅の安全性を高め、地震対策、環境、エコ、福祉対策及び災害での生活支援にもつながっていくことも可能であります。このことは多くの取り組みで実証もされています。この取り組みへの強い決意と見解を伺います。

次に、農林漁業の再生問題について伺います。

1点目は、政府が我が国の食と農林漁業の再生のためとうたった基本方針と行動計画が閣議決定されました。基本方針は、危機の原因や外国との自然条件の違いを考慮せず、もっぱら国内農業に競争力の強化を求めています。TPPとの両立を図るための農地の大規模化・集約化を図るとしていますが、この方針は、歴代自民党政権が失敗を重ねた構造改革路線と変わりません。大規模化を無理やり進めれば、生産を担う農業者を追い出し、農業をさらに疲弊させます。私は、無理な大規模化ではなく、食料自給率の向上を最優先課題に据えた政策と農産物価格の安定対策こそ大事であり、幅広い担い手と後継者対策に力を入れることが重要だと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、垂水市の農業再生へ向けての方向について伺います。

総務文教委員会は、さきに所管視察で高知県南国市を食育推進の先進市ということで学んできました。自前の学校農園、栽培学習や収穫した作物の給食利用や調理実習、さらに給食食材の地産地消の調達に努め、生産者や産地などの情報を子供たちに伝えたり、生産者や地域住民を招いた給食交流会も開催されています。

ポイントは、この成果を地域全体に広げ、地産地消の促進、食育のまちづくり条例の制定など、方向性と目的・役割・責任を明確にした地域づくりに取り組んでいることです。

今、T P Pの問題など、生産性の向上や競争力の強化を一面的に追求するなら、多くの地域で農林水産業は成り立たなくなる危険性が生まれてまいります。今さらに、自然条件や農家と地域経済における役割を含めた対策を明確にすることが重要だと考えます。それは、住み続けられる地域づくりに取り組むことだと考えます。グリーン、ブルー・ツーリズムや地産地消、朝市、直販所は、取り組みの1つの試みと考えます。

そこで、いちき串木野市など、食育に関する条例を制定している地域を紹介していますが、地域の食料自給率対策、生産者と消費者との協力、そして地域に根差した食と農の再生・振興にこれらはなっているということでもあります。課題等はありませんけれども、市民の声や要望を反映させながら、市民参加型で地域産業の振興に取り組んでいることです。垂水の再生へ向けての提示をしているのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

最後の質問は、軽油等の免税恒久化へ向けての取り組みの必要性と、市長の決意をお聞かせください。

これまで、農家や漁業、山林業に貢献してきた免税軽油制度が、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方税法の改定によって、このままでは2012年3月末で廃止されようとしています。道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税を減免してきた制度で、農業用機械や船舶などで申請すれば、減免が認められてきました。この制度は、基幹産業の農業や漁業の育成や地域経済活性化に貢献してまいりました。しかし、このままだと来年4月から課税となり、実質増税になることから、経営にも大きな影響が生ま

れます。特に、燃料代が大きな割合を占める漁業関係者にとっては重大な問題になっていきます。私はこの制度の存続と恒久化が必要と考えます。

そこで、垂水の利用の実態と影響について教えてください。また、免税制度の存続と恒久化へ向けての取り組みが重要な段階になっていきますけれども、市長の姿勢と見解をお聞かせください。

これで、質問を終わります。問題点があったら再質問をさせていただきます。

**○財政課長（北迫睦男）** 来年度予算に関する御質問にお答えします。

まず、平成22年度決算の御質問でございますが、実質収支は3億3,700万円余りで、ここ数年ではなかった決算でございました。その理由は、国保会計で医療費の増加に伴い赤字決算が見込まれたことから、一般会計からの法定外の繰り出しを予算計上しておりましたが、結果的に黒字の見通しが立ったために、繰り出しを執行しなかったことや、生活保護費の医療扶助費が見込み以上に支出が少なかったことなどにより、繰越額が多くなったものでございます。

適度な剰余の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、実質収支比率は、目安としては標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされております。本市に当てはめると、標準財政規模が約57億円でございますので、約1億7,000万円から2億8,000万円程度でございます。本年度は先ほど申し上げましたような理由でございしますが、例年はほぼ一致しているのではと考えております。

ちなみに、類似団体の決算額では、平成21年度が5億4,000万円となっております。

なお、予算の執行につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などを中心に、市民福祉の向上に努力した予算編成を行ったつもりでございます。

次に、財政調整基金の目標額の御質問でございますが、北方議員の御質問にもありましたように、第2次財政改革プログラムでは、確かに平成26年度末で7億円と設定しております。目標額の設定については、当時の状況としては適当であったと考えておりますが、行財政改革の成果や国の施策等により、予想以上に早く達成できました。

御質問の、変更は説明されたのかとの件につきましては、特に公表はしておりませんが、国の財政状況や今後の財政負担を考慮し、積み立てのできるときにできるだけ積み立てたほうがよいとの県のアドバイスや他市町の状況等を勘案して、目標以上に積み立てを行ってきたところでございます。

財政調整基金の活用の御質問でございますが、本市の財政状況は、これまで基金を積み立てる余裕などなく、市民一体となった行財政改革に取り組んでまいりました。その結果、少しずつ財政状況は好転し、やっところまで改善できたところでございます。もちろん市民の福祉の向上のための予算でございますので、必要な市民ニーズには対応していかなければなりません。

今後、この基金を有効に活用していくためには、ばらまきではなく、事業の峻別が大事と考えております。そのために、本市の歳入規模に見合った予算編成の新たな試みとして、枠配分方式の導入を図りました。導入のメリット等については、池之上議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、このことにより市民ニーズに対応できる予算編成ができるものと考えております。

次に、国保会計への法定外の繰り出しについての御質問でございますが、確かに、来年度予算編成方針の中で、原則として法定外の一般会計繰り入れは行わないこととすると記載しております。このことがこれまでの繰り出しの質問に対する答弁と変更になってきたのかとの御指

摘でございますが、これまでに一般質問で、平成23年第1回定例会で市長より、国保加入者の負担も限界があり、支援事業として法定外繰り入れを実施する方向で考えると答弁し、第3回定例会では私のほうから、恒常的な繰り出しというものは想定しておりませんが、昨年度のような急激な医療費の増大に伴い、一時的な歳入不足が見込まれる場合には必要な対応をまいりますと答弁しております。

今回の予選編成方針の中に盛り込みました文言は、特別会計の独立採算性の原則の観点から努力をお願いしているもので、以前の答弁を変更しているものではございません。状況により対応してまいります。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 介護保険問題につきまして、持留議員の国や県への働きかけについてをお答えをいたします。

特別に国や県への働きかけについては行っておりませんが、全国市長会において、平成21年度の介護報酬改定、サービス利用者の増加など、想定を大きく上回る給付費の伸びにより、総費用が急激に増大し、介護保険財政が厳しい状況に追い込まれている現状、また、介護給付費は年々増大し、介護保険料は上昇の一途をたどり、高齢者にとって過重な負担となっていることから、国に、介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望しているところでございます。

1つ目には、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分財政措置を講じること。1つ、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%にふやすこと。1つ、財政調整交付金については、介護給付費負担金の国の負担割合を確実に配分した上で、第1号被保険者の保険料が過大とならないよう、国庫負担金とは別枠で財政措置を講じること。1つ、介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、

次期介護保険事業計画の期間となる平成24年度から26年度においても、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減のため継続して交付すること。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 介護保険料問題について、そのアの財政安定化基金の取り崩しについて若干説明したいと思います。

県では、財政安定化基金の取り崩しについてでございますが、第5期の介護保険料は、全国の平均基準額が5,000円を超える見込みとなっていることから、財政安定化基金の一部を取り崩し、市町村に交付することにより、保険料の上昇を抑制しようとするものでございます。

財政安定化基金の残高につきましては、平成23年3月時点で63億1,800万円でございます。現在のところ、基金を取り崩して市町村に交付される額や時期についての具体的な通知はないところでございます。ただ、県は、基金条例の一部改正を12月議会、上程しております。その後、市町村へ通知があるのではと考えております。

また、本市介護給付費準備基金についても、保険料上昇の抑制のため積極的に活用するよう考えているところでございます。

次の介護保険料の試算についてでございますが、現在、第5期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を策定中であり、具体的な試算までは至っておりません。試算となりますと、介護受給者の推計だけではなく、介護サービスや施設の整備、介護報酬の改定なども考慮していかなければなりません。これまで、高齢者実態調査、生活圏域、ニーズ調査、地域懇話会等、市民の意識やニーズの調査を実施しており、あわせて第4期計画の精査や国のワークシートに基づく人口や要介護者の推計を行っております。これらのデータ等を整理し、医療機関や事業所の代表者等の委員で構成されている介護保険運営協議会にお示しし、具体的な検討・協議をお願いすることになり、その審議結果を踏まえ、

介護サービス、施設整備の方向性や介護保険料の決定をすることといたしております。

最終的には国が示す各自治体の介護保険料の見込み状況や介護報酬改定の動向等を見きわめなければならないため、本市の介護保険料の決定は来年2月までかかるものと考えているところでございます。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業問題についてお答えいたします。

日常生活支援総合事業につきましては、平成24年度施行の改正介護保険法で創設されるもので、市町村が地域支援事業で、地域の実情に応じ、要支援者や二次予防対象者に介護予防や配食等生活支援サービスを総合的に提供するものでございます。現行の地域支援事業でも生活支援サービスを任意事業で実施できますが、日常生活支援総合事業では、従来の介護保険の財源の中でも、第2号被保険者からの保険料が投入できるものとされております。

本市では、現在、地域支援事業の任意事業で生活支援サービスの一部を実施しており、今後につきましては、日常生活支援総合サービス事業の基本的事項に沿った内容の政令や省令、指針のほか、地域支援事業実施要綱改正などを参考に、第5期計画期間の途中年度に位置づけることも可能なことから、現在考えておりますのは、利用者にとってもマイナスにならないよう十分検討していきたいと考えているところでございます。

次の在宅介護者の支援策についてでございますが、平成24年度から第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、既存データでは把握困難な実態や意識調査・意向調査を分析するため、基礎資料として、昨年行いました高齢者実態調査で一般高齢者調査等を含め、在宅介護者についてもあわせて実態調査を行っております。

内容でございますが、13種類で、58項目の間

題についての調査を行っております。これらの調査データにつきましては、本年度策定中の第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に十分反映していきたいと考えているところでございます。

次の生活保護行政についての御質問についてお答えいたします。

生活保護法第1条に、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その充実を助長することを目的とするとなっております。最低限度の生活を保障する基準とは、保護者の年齢別・世帯構成別・所在地域別に、その最低限度の生活の需要を満たすために国が定めておりますので、保護費から市税等の差し引き支給することはできないようになっております。ただし、生活保護受給前の市税等につきましては、被保護者と担当との間において納付の約束がなされ、被保護者の自主的な依頼に基づいた場合のみ、差し引き支給するという事で、差し引き支給することは可能であると考えております。

以上でございます。

○**税務課長（葛迫隆博）**生活保護の適用開始及び停止につきましては、その都度、福祉事務所長から市民課と税務課に報告がなされているところであります。この報告を受けまして、税務課内の各係で滞納処分等の執行停止の事務手続を行っております。

なお、根拠法ですが、生活保護法第58条の差し押さえ禁止、及び地方税法第15条の7の滞納処分の執行の停止の要件等の条項によりまして、事務決裁を行っているところであります。したがって、生活保護受給費から市税等の給付を請求した事例はございません。

○**土木課長（深港 渉）**次の4点目の住宅リフォーム助成制度等についてお答えいたします。

なお、小規模修繕等のほうは、先進地のほとんどすべてが小規模修繕工事等契約希望者登録制度という名称で呼ばれておりますので、このようにお答えしますことを御了承いただきたいと思っております。

本県の両制度につきましては、本市議会におきまして議員より幾度も御提案されておられますことや、各種資料の提供も受け、また今議会には請願も提出され、その創設の目的や趣旨は十分に認識しており、全国的な創設の動向にも注視しているところでございます。

創設へ向けての取り組みでございますが、まず、住宅リフォーム助成制度につきましては、さきに策定しました建築物耐震改修促進計画、これによる一般住宅の耐震化工事への助成につきまして、市の補助制度を確立することにより国の補助も活用できることから、これにあわせて、同様の住宅改善として住宅リフォームの助成制度も取り込めないかなど、並行して検討し、創設したいと考えております。

その創設時期としましては、県内の市町における耐震改修促進計画、この策定のほうがほぼ過半数を超えようとしておりまして、現時点で国は、この耐震化率を平成27年度末までに90%とする目標を掲げており、推進のための市町による補助制度確立が急がれておりますことから、本市も来年度中には耐震及びリフォームの助成制度の明確な創設に向けた十分な調査・研究を行い、25年度以内には運用できればと考えているところでございます。

また、現在までに創設しておる他市のリフォーム助成制度の運用につきましては、住宅エコ改修補助制度などと同様に、基金的な予算を擁立し、その基金がなくなるまでというような推進を図っておられ、その原資は各種臨時交付金等を活用されているようでございます。

本市の創設におきましては、今後における臨時交付金等の先行きが見えない中、原資の確保

という観点も重要視しまして、有利な事業等の検証も含め、創設という運びになり次第、各種手段による早目の市民への広報、十分な周知を図りたいと考えております。

一方、小規模修繕工事等契約希望者登録制度でございますが、全般的に見ますと、比較的人口の多い、言いかえますれば、個人事業者等の多い市等が創設しているようでございます。本市におけます小規模の修繕等、例えば市営住宅におきましての畳、ふすまなどの建具とか、室内の塗りかえなど、これは現に建設工事入札参加資格のない事業者が発注している現状ではございますけれども、それも発注者側が把握しております数年来の事業者であり、人口が少ないとはいえ、把握していない各種事業者も多々いらっしゃることは想定できるところでございます。このような事業者の活性化が地元経済の浮揚策ともなりますので、行政主導として創設への推進を図りたいと考えております。また、この制度は、さきのリフォーム助成制度の運用にも大いに活用できるものとして関連してまいりますので、登録の管理所管課の明確化なども含め、来年度は並行して一体となった庁内会議を図ってまいります。

特に、運用開始前には、現状の受注者とともに、埋もれた各種事業者の掘り起こしのために十分な周知、それと十分な説明責任も重要になってまいりますので、それも含めまして慎重な推進を図りたいと考えているところでございます。

○農林課長（森下利行）農林漁業再生に向けた基本方針・行動計画に伴う見解はということでございますが、今回示されました基本方針等から考えますと、本基本方針は、我が国の食と農林漁業再生の姿、全国対策として講ずべき方針であるとされており、このことより、食料・農業・農村基本計画に基づく食料自給率50%の達成等を目指すこととされ、また、今後5年間にお

いて、高齢化等で離農される方が大量に見込まれることから、実質的な規模拡大を図り、平地では20から30ヘクタール、中山間地では10から20ヘクタールの規模の経営体がおおむねを占めることを目指すとされております。

高齢化が進行している中では、農地集積等を推進することにより耕作放棄地等の防止等につながるとは思われますが、今回のAPECの首脳会議におきまして、野田首相はTPP交渉参加に表明をされたところでありますが、実際TPPに参加しますと、日本の食料自給率は13から14%に減少されると言われており、また、我が国の国土の70%以上が中山間地という国土条件にあり、農地の集約やコスト削減に努力しても、生産条件が全く異なるアメリカやオーストラリアなどのような農業大国と同じ農業を志向することは、日本においては難しいものではないかと考えているところでございます。

続きまして、地域資源を生かした地域の産業振興やまちづくりのために、目的や役割等についての条例化等につきましては、確かに、食のまちづくりに関する基本理念や基本原則を明らかにして、食のまちづくりの基本施策を定めることが重要なことであると思っておりますが、現在、本市におきましては、農林課を中心としまして関係各課と協議を重ねながら、食育推進計画の作成に取り組んでいるところでございます。

まずは、食育推進計画を今年度中に作成したいと考えているところでありますことから、食とまちづくりに関する基本理念や基本原則の作成に当たりましては、幅広い分野にわたりますことから、関係各課と今後、協議をさせていただきたいと思っております。

続きまして、軽油及びA重油の免税措置恒久化への取り組みについての質問にお答えいたします。

農業関係におきます軽油及びA重油の農家の利用状況と経営の影響についてでございますが、

大隅地域振興局によりますと、現在、垂水市で軽油の免税申請を行っている農家の方は3名で、うち1名の方につきましては、4名の共同利用でありますことから、実質は6名であります。また、経営への影響でございますが、それぞれ農家にとって、利用の申請量は異なりますが、農家全体では9,000リットル申請されております。減免額が1リットル当たり32.1円ですので、影響額は28万8,900円となっております。申請されました6名の方にとりましては少なからぬ影響はあると思われまます。

なお、A重油につきましては、申しわけありませんが、減税済みでの販売されていることから、把握することはできませんでした。

以上でございます。

**○水産課長（岩元悦郎）** 持留議員の質問にお答えいたします。

漁業関係の利用状況と経営への影響についてというお尋ねですけれども、軽油に係る軽油引取税1キロリットル3万2,100円、A重油に係る石油石炭税1キロリットル2,040円の免税還付措置がなくなりますと、軽油引取税の影響についてですが、垂水市・牛根両漁協からの聞き取りですけれども、約65隻の養殖給餌船が軽油を使用しております。これに毎月の使用量約1,400リットル、1年では推計、65隻掛ける1,400掛ける12で1,092キロリットルとなりまして、金額にすると3,505万3,200円となります。これが漁業者の負担となることが予想されます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 免税制度の恒久化に向けて、市として国などへの働きかける必要があるのかの見解についてお答えをいたします。

水産業においては、11月9日、全国漁業協同組合の呼びかけで全国規模の決起大会を開催し、漁業用燃料に係る免税措置を恒久化するよう決議をしております。この大会には、全国規模で約1,000名、鹿児島県からも30名参加をしております。

その後、地元国会議員の先生、県議の先生、呼びかけはしており、いろんなお願いも随時しており、体制は整えておるとのことでございます。

本市としましても、県漁業協同組合連合会などから要望があれば、本市の基幹産業でもあり、国等に対して積極的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** それでは、一問一答方式でお願いしたいと思います。

前後しますけれども、今の軽油及び重油の免税恒久化についてはぜひとも、今のような現状、特に漁業関係にとっては大変な痛手になります。きのうからも、支援策とか、それからまた魚価の低迷とかいうことがあります。まさにこれがなくなってしまうと大変な打撃を受けるということもありますので、ぜひ市長も積極的に、呼びかけがというんじゃなくて、市長みずからもやっぱりぜひ呼びかけて、恒久化を求めて、継続を求めて取り組んでいただきたいと思っております。また、産業委員会でも、ぜひ議会としてもこれに対しての意見書を上げていただければと、この場から委員長にも強くお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、一問一答方式で、今のはもうそれで終わりたいと思っております。

まず、来年度予算の関係、財政調整基金の問題についてお聞きをいたします。

きのうから、またこの間いろいろと議論になっている点だと思うんですが、私たちが目安とするものは一体どこに置けばいいのかというのが非常にわかりづらいんです。そうしないと、市民に対してもこのことについて説明がつかない、私たちも説明ができないということなんです。例えばですね、第2次財政改革では7億円ということが言われていました。そしてその前の9月議会では、財務省の調査によっては3カ

月、20億円が必要なんだというようなことで、そういう方向性も示唆されました。一体どこに私たちはその財政調整基金の適当な額というのを求めていって、なおかつ、その中で、私たちは今の市民の福祉の増進にもっと使うべきじゃないか、仕事おこし・福祉対策・教育、使うべきじゃないかということを使うわけなんですよ。ところが、きのうからの議論でもなかなかそここのところと言えないと。

では、目的、適当な額とか、また適当な基金のあり方というのをどう見ればいいのか。そのことを考えたとき、この間の経過というのは常にその時々が変わっていくんですよ。前は7億円、今度は20億円だと。じゃ今後はもっと、当然国が要請してくれば変わるという、そういうことも言われていました。一体この基金のお蔵は、ありようをどう見ていけばいいのかというのが非常に判断として、また基準としても見えにくいんですよ。そうしますと、私たちは何も主張できない。何のための議員かというのも一方ではあるんです。私たちは、やっぱりそういう限られた財源の中で、市民のやはり声にこたえていかなきゃならない。そのために政策提案や積極的なまた要望も出していくわけです。そういうときに、一体この基準というのをどう見ていけばいいのかというのを非常に私たちも困っているんですよ。その時々で変化になる。これでは本当に私たちは指し示す方向もできないと思うんですけれども、議論にもなっていないと思うんですよ。その点をどのように考えていけばいいのか。この点について、市長でもいいですし、財政課長でもいいんですけれども、返答ください。

**○財政課長（北迫睦男）** 目安の御質問になるかと思いますが、これまで本市は、先ほども申し上げましたように、非常に財政が不安定でございまして、財政調整基金をどれだけ目標として積み立てるかということで精いっぱい、行財

政改革等を進めながら努力をしてまいりました。9月に、平成22年度の予算のことで池之上議員から質問がございましたときに、初めて積立金月収倍率というものをお示したんですけれども、国の施策等もございまして、目標より早く積み立てられたことは事実でございます。

しかしながら、いろんな状況を見てみますと、7億円、それぐらいの目標ではまだ足りないと、財務省からの指摘も受けましたので、特に、先ほど申し上げましたように、公表等はしておりませんが、20億円というのを一応目安にしたところでございます。

きのうあたりから、いろんな委員会等でも議員の皆様からいろんな指摘がございまして、使え使えと、そういったことを言われておりますけれども、ちょっと考え方を、今の10億円の内容をお示したいと思っておりますが、（発言する者あり）そういった状況で、まだできるだけ状況を見て、状況により変化していきますので、そういったことにより御理解いただきたいと思っております。

**○持留良一議員** 確かに財政運営については評価する点もあろうかと思っております。

しかし、私たちはこの時点で考えなければならぬのは、基金を確保しながら、安定的な財政運営に到達しているということを私たちは言っているんです。それ、議員の皆さんも同じ評価だと思うんです。そうやってきたときに、やっぱり過度な積み立てになっているんじゃないか、そこを言っているんです。基金を何でもかんでも使えと言っているわけじゃなくて、過度な積み立てになっているんじゃないかと、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのことを私たちは主張しているんです。

そのために、先ほど言いました基準とか判断というのをどこに求めればいいのか、その時々で変わってきて、そのたびに私たちは対応を変えなきゃならない。じゃ20億円か、じゃそれで

いいですよ、簡単にじゃ私たちは認めていいのか。そのことを市民に対して本当に表明していいのかということがあると思うんですよ。

だから、そここのところを私は議論をしたかったんですけども、また機会がありましたら、この点については議論をしていきたいと思えますけれども、言いたいのは、私はもう、今の現状の中で、これまでの基準とか考え方の中で、やはり過度な積み立てになっているんだということを中心していききたいと思えます。

次に、介護保険の問題に移ります。

介護保険の問題なんですけれども、先ほど、マイナスにならないように検討していきたいということとか、それから財政安定化については、市長も積極的に国には市長、議会通してやっているということも言われて、大変評価できる点もあるかと思えますけれども、やはりこの点については、何よりも介護者の方々が、被保険者の方が大変な状況になっているんだということをお理解して、その立場に立って取り組んでいきたいと思えます。

私たちが取り組む署名の中で、こういうことが封筒の中に入ってまいりました。介護保険料はこれ以上絶対値上げしないしてほしい、暮らしていけなくなりますと、こういう形で来ました。私は、1つの声ですけれども、この署名用紙に書かなきゃならないくらい、今、切実な状況になっているということを、この高齢者は訴えられたと思えます。先ほど実態調査の報告もされましたけれども、それだけ今、この介護保険料の値上げはどうなるんだろう、上がるんだろうか、非常に心配をされているし、そのことですごく生活に影響している、このことが言えると思えます。

年金も今後また下げるようなことも議論されていますけれども、ますますこれらの料金が生活に影響していくことはもう明らかだというふうに思うんですが、そういう意味でも、先ほど

課長が言われたとおり、財政安定化基金の問題や介護給付準備金、ぜひこれは徹底して、本来であればこれは被保険者の保険料ですので全額、できたら、値上げできないように、抑制するように取り組んでいただきたいと思えます。これは要望をしておきたいというふうに思えます。

生活支援総合事業なんですけれども、先ほどの回答によると、マイナスにならない検討をしていくということがありましたけれども、これは保障されるのでしょうか。というのは、省令では、対象者は要支援者や第二次予防対象者に限定をするということなんかも言われています。こういう中で、本当に課長が言われたような形でできるのか、それとも今の時点では、やはり保険でサービスを受ける、そういう保障があるならば、やっぱりこの総合事業というのを導入していかないと明確に示したほうが、市民のためにも安心して介護が利用できるんじゃないでしょうか。この点について。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今、御指摘の件につきましては、垂水市だけが日常生活支援総合事業を導入しないということとはできないと考えております。ただ、今、地域支援事業等やっている分につきましては、先ほど言いましたように、マイナスにならないようにすることは約束できるというふうに考えております。

**○持留良一議員** じゃ、そのことを確認をしていきたいというふうに思えます。そのことはまた今後、随時検証もしていきますけれども、基本は先ほど言ったとおり、財政的な問題等も含めて非常に厳しいと、そういう中でやっぱり抑制策としてこれが取り入れられているんだということでもありますので、先ほど課長が言われたとおり、そういう立場でぜひこのことは、サービスは下げないような形でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思えます。

次に、生活保護の問題なんですけれども、先ほど

答弁では、福祉課と税務課がちょっと矛盾した発言をされていたように思うんですけども、一方で、本人の確認同意があればできるんだと、ところが一方は、そういうことは絶対しちゃいけませんよと言っているんですよ。この矛盾について見解を。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）保護申請の段階で調査しているところなんですけど、実際、保護者の中から、税金等をすべて支払いしながら保護を受けたいという申請があったようでございます。先ほど申しましたように、保護者の自主的な依頼に基づいた場合、しているという現状はあったようでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そうなりますと、生活保護法第1条に、ある意味では違反しているんじゃないですか。（発言する者あり）本人がそういうことを言ったとしても、こんな見解もあるんです。これは首都圏の岡部卓教授ですけども、滞納の分の納付が自主的であろうと、最低生活を割る生活をさせていることになる。本人が払うと言っても受け取らないのが正しい対応だと。法に基づいて、条例に基づいてやるというのが本来行政の責任じゃないんですか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）先ほど申しましたように、生活保護適用以前の市税等についての申し出につきましては、本人の申し出により、その取り扱いしているということでございます。

○持留良一議員 それでは、先ほど言われた税務課長は、そういうのは滞納についての停止、こういうことができるんだ、その旨を連絡受けたらするんだということを言われる。ということは、そのことがないということですね。そうでなければ、そういうことは起こらないはずなんです。法律の立場に立って、なおかつこちらは法律に基づいて、国税徴収法や地方税法の立場に立ってやれば、滞納処分ができるんですよ。

なぜそれをやらないんですか。それをやることによって、生活保護を与えたとか、給付したとか、その1条に対してもこれは決定的に違反しているんですよ。その人の生活を守っていないんですよ。これが正しい対応だと言われますか。両方からちょっと見解を。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）何回も言いますように、受給前の市税等についての対応でございますが、本人の自主的な依頼に基づいた場合にのみ可能という立場をとっておりますので、これで今までしているということでございます。

○税務課長（葛迫隆博）先ほど根拠法を申しましたが、この根拠法に基づきまして、垂水市税条例にもしっかりと市民税、固定資産税の減免規定は条文に盛り込んでおります。市税条例第24条、それから51条では市民税の非課税の範囲、そして51条では減免規定、さらに71条では固定資産税の減免ということで、いずれも生活保護法により生活扶助を受けている方々がこの減免の対象となっております。

ただいま福祉課長が申しましたことは、確かに私ども税務課でも福祉事務所長からの適用開始等の報告を受けまして、決裁を行っております。生活保護法適用開始の対象者の中にも、もう例えば高齢者の方でどうしようもできない状態の方もいらっしゃるれば、若くして生活保護の適用開始を受けざるを得ない状況になった方もいらっしゃると思います。そのようなことで、例えば若い方で生活保護の適用を受けた方、この方が、税務課としましては、確かに滞納処分の執行停止等は事務決裁は行いますが、その方が、若い方が、例えば自分がまた再生できる生活になった場合はまた納税をしますよという意思があるということが確認できれば、その際は、滞納処分の執行停止を即行うということは確かにできない状況もございます。

現在のところ、生活保護の適用を受けるという方はほとんど滞納額が大きい方で、いろんな

そういった滞納が多い方が現実でございまして、ほとんどの私ども税務課では滞納処分の執行停止ということで手続を行っております。

先ほど保健福祉課長が説明したのは、そのような状況もあり得るということでございますので、御理解願いたいと思います。

**○副市長（寺地浩一）** 済みません。今、議員の御質問の内容と、あと答えた内容について、もう1回ちょっと内部で協議いたしまして、整理をしたいと思います。そうしないと、ここの議論でどれが正しいのか、どういう取り扱いが正しいのか、ちょっとはつきりしませんので、今後、持ち帰りといいますか、内部で協議をして、何が正しいのかということ整理をしたいと思います。よろしくお願ひします。（発言する者あり）

**○持留良一議員** そういう方向でしていただければ助かります。

厚生労働省も、好ましくないと言っています。そしてなおかつ、そういう法でも禁じているわけですので、そういうことは絶対避けていただきたい。最低生活を守るというその法の立場でぜひ運用を今後、図っていただきたいと思ひます。

時間等も差し迫ってきましたので、次、リフォームとかこの小規模について、本当に長年課長とも議論をさせていただきましたし、一定の方向性が出たということで心から感謝しながら、今後さらに私自身もこの具体的な取り組みに向けて、さらにまた努力をしていきたいというふうに思ひます。

農業問題について、最後になりますけれども、先ほど言われたとおり、いろいろ議論はあるんですけれども、問題は、TPPと農林漁業再生の問題とが両立を図るといふような形でこの問題が出されてきたというところに、1つのポイントがあろうかと思ひますよね。いわゆる大規模化を図ると、最大の眼目ですけれども、大

規模化を図ると。しかし、このことによって小規模の農家が追い出されてしまうと、ある方は、もう10人のうちに9人は追い出されてしまうんじゃないかと、そういう中で、果たして日本の地域や農業を守っていくことができるのか、このことがあると思ひますよね。このことはもう議論は避けたいと思ひますけれども、そういう問題点があるんだということを私たちは認識をして、今後ぜひ垂水の農政の問題については、運営に当たっていただきたいというふうに思ひます。

大事なものは、今後のやっぱり地域づくり、垂水は特に農業、漁業の基幹産業になっています。それを中心としたまちづくりをどう進めていくのかということでありまして、いちき串木野市のが非常にまた私たち、身近なところでは学ぶべき点があるんだなというふうに思ひます。この新聞での紹介ですけれども、マグロ・ポンカン・つけあげ、特産品に恵まれ、これ御当地めぐり開発が盛んな、生かしたまちづくりを進めようと2009年3月に制定をされていますけれども、市・市民・事業者、食を利用し、主体的に地域の活性化に参加することを目的として、食の安全の確保や健康の維持、産業全体の発展、食育に取り組むことを基本理念として、基本計画を定めることや市・市民・事業者の役割などを明記をしているということで、非常に全体が、市民全体が一体となって地域づくりを地域資源を生かした形で進めていこうと、その1つの食の憲法みたいなものできているわけなんですよ。だから、それがあると、やっぱり私たち自身も責任もありますし、何をすればいいのかということも明確に見えてくると思ひますよ。今、垂水は、やっぱりそういうものを持った取り組みが必要になってきているんじゃないかなというふうに思ひます。

先ほど、食育基本法がまだできていないと、非常に私自身はおくれているなというふうに思

うんですが、これだけやっぱり農業・漁業を基幹産業としていくまちであるならば、それをもっともっと積極的に推進をしていく取り組みを早くしなきゃいけないというふうに思うんですが、先ほど、今から進めていくということでしたけれども、市長、そういうことも踏まえて、またこの事例なども踏まえまして、市長として、この問題について、特に食と農業の問題については市長も相当な力を入れていらっしゃるというふうに思うんですが、その点について最後に見解をお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** TPP問題も含めてなんですけれども、きのうも感王寺議員の質問にお答えしましたけれども、TPPの問題というのは、所によって、また業種によって答えがそれぞれ違ってくるんだと思います。

ただ、垂水市の現状を考えたときに、基本的に、今のままのTPPへの参加というのは反対でありますし、ただ同時に、1つその流れがあるかと思しますので、農業のあり方というのを、きのうも堀内議員からも御提案がありました6次産業化もひっくるめて、そういったことを新しく見直さなければいけないと思っておりますので、その辺も協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○持留良一議員** もう時間がないと思っておりますけれども、今回の議論を通じて改めて感じているのは、やっぱり市民の目線、立場に立った取り組み・対策・対応が必要だということが改めて浮かび上がってきたと思います。特にこれは3・11後の自治体のあり方、行政のあり方、職員のあり方、議員のあり方も含めて、問われているというふうに思います。そういう意味では、非常に今、重要な時期に来ているということを改めて訴えて、また私自身は来年度の予算編成については市長に提出をしていきたいと思っております。よろしくまたお答えをお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** 次に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

**○川尻達志議員** 去年は宮崎県で口蹄疫がありました。ツルの飛来地出水では鳥インフルがありました。ことしは東日本の大震災、毎年毎年大変な出来事が起きるもんだなと思っております。

そういった中、私どもの垂水は、ここ数年台風の襲来もなく、平穏な年が過ぎております。非常にありがたいことだと思う反面、歴代の先輩方が災害に強いまちづくりをされた結果、これにはやっぱり敬意を表すべきなんだろうと思います。

しかし、何も無いということは、次に来ることです。ぜひ市長以下執行部に警鐘を鳴らしておきたいと思っております。

そういった中、きのう初めて聞いたんですけれども、危機管理監の坂崎さんが勇退をされる。あの未曾有の災害からこっち、多分本市の災害時におけるマニュアルづくり、基本計画をすべてつくっていただいたんだろうと思います。心から感謝を申し上げたいと思っております。これからの危機管理監は多分楽をされるんじゃないか、そのようにも思います。

次に、これは通告をしておりますけれども、千本イチョウのことです。きのう堀内議員が非常にいいことだと、私も本当にそう思います。ただですね、あの道路は、垂水南之郷線、県都鹿児島市と南之郷をつなぐ道路であります。これが片側1車線の道路が何キロも渋滞します。通行の迷惑にもなります。ジャパンファームであり、大隅ミートであり、産業道路でもあり、さらには大野の皆さん方の生活道路でもあります。これが何キロも渋滞しますと、私が一番心配するのは火事であり、急病であり、事故であります。

通告をいたしておりませんので、答弁は、できたらしていただきたい。なぜなら、ちょうど予算ヒアリングの時期でもあります。消防はこの実態把握をされるのか、されておるのか。それから土木課、野久妻線の道路は通れるのか。総務課には、渋滞情報は流さなくていいのか。このことについて、答弁できたら答弁していただければありがたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

来年度の予算編成についての大きなポイント、これはきのうの池之上議員の質問の中で、枠配分システムを導入したいということで了解をしますが、市長も1年を経過されて、垂水市の長所と短所はしっかり把握されているんだろうと思います。これを課題といいます。この課題に基づいて来年度予算は編成をすべきであります。市長は、本市の課題をどうとらえていらっしゃるのか。

それに財政課長、市長のその方針に基づいて、現在、予算ヒアリングに臨んでいるのか。まずこの点をお伺いします。

それから、改革合理化ですけれども、水迫市長時代に大変皆さん方も汗をかかれて、我々議会もかかれて、改革をしたと、我々議会も協力しました。そして、我々議会は既に改革委員会を立ち上げて、1回目の会合も終わっております。なかなか、執行部の取り組みがされているんでしょうけれども、見えてこない。

そこで、現在の取り組みの状況について教えてくださいたいと思います。

農政についてであります。きのう以来、TPPの話も出ておりますが、あと10年後、TPPが発効する。果たしてそのときまでに本市の農業が存在するのかな、後継者不足であります。このことについて非常に危惧をしているんですが、ここ数年でも結構です、農林課長、後継者の推移と園芸、インゲン・キヌサヤだけ

でも結構です、売上額の推移を教えてくださいたい。

それから、漁業対策ですけれども、きのう以来、川畑先輩も質問をされました。損失補償ができない。そうであれば、新たな支援策は検討はされていないのかということをお伺いします。

商工観光対策ですけれども、道の駅、これについては、私はこれには反対をした経緯があります。なぜなら、赤字になったときには一般財源から補てんをする。この一言で私は反対したんであります。ところが、赤字になってしまいました。このことについて詳しく言うつもりはありませんが、ただ、皆さん方に、執行部に監督責任は必ずあったんだろうというふうに思います。なぜなら、重油の問題、かなり大きな出費だと思うんですよ。これも多分高かったのかなという思いがしています。そういったことについて指導も多分されなかったんだろうと思います。やはり大きい支出については、監督責任がある以上、口を挟むべきであります。だって、風呂の配管がスケールで詰まったときには、市で出したんですよ。だから、やはり赤字にならないような、最低ならないような指導はすべきだと思います。

そこで、今までの道の駅のとりあえず灯油の部分だけ、どのような値段だったのか、ほかと比べて、ということをお願いをしたいと思えます。

それから、バイオマスですけれども、バイオマスのここに報告書があるんですが、これは商工観光課に行けばありますので、目を通してみてください。すべての個別評価が、よかったという評価なんです。ここに、目標と評価、すべて目標達成、すべてです。目標達成と言いながら、ことし原発問題でエネルギー危機のときに、ファイルしたまま1回も取り出した形跡がない。じゃ、このバイオマスはどういうことだったん

だという思いでいっぱいです。もう過去のことには触れませんが、今後、このバイオの事業はどういうふうに取り組まれていくのか、お伺いをします。

これで、1回目の質問を終わります。

答えられなければ、答えなくていいよ。

○議長（宮迫泰倫） ああ、そうですか。（「気構えの問題」と呼ぶ者あり）

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員の千本イチョウに関連して、答弁をさせていただきます。

今、御指摘がありました、渋滞があっているということでございまして、産業道路であり、生活道路であり、火事や事故等が心配である、御指摘のとおりだと思います。特に、12月4日の日ですね、とんとこ祭り、そして大野いきいき祭りも重なりまして、またタイミングよくといますか、事前に南日本新聞等にも大きく取り上げをいただきまして、非常に集客という意味では喜ばしいことではございましたけれども、一方で安全面ですね、今回のこういった千本イチョウに対しまして、県のほうも駐車場を30台整備していただきまして、予備の駐車場と合わせて60台を確保いたしまして、我々も当日、大勢の人が来られるということで警備員も3名配置をして対応をしたわけですが、私どもの予想を超える大変な人出が来てしまったと、初めてのことでございまして、本当に御指摘いただいたことは課題として残るなというふうに思っております。

来年度以降といいますか、きのうの状況なども分析をしますと、ある程度落ちついてきたということでございますので、ピークは少し越えたのかなと思っておりますけれども、来年度以降も同じような状況に、課題が残らないように、例えばシャトルバスの運行でありますとか駐車場の整備、そういったものも、今後いろんな関係機関と相談をしながら、御指摘のあったことがないように対処していきたいというふうに

思っております。

○財政課長（北迫睦男） 来年度予算についての御質問にお答えします。

市長の意向を反映して予算ヒアリングに当たっているかとの御質問でございますが、今回の予算編成は、大きな特徴が2点ございまして、1点目は、まず組織別の枠配分をしたこと、（「それはきのう聞いたからいい」と呼ぶ者あり）もう1点は、政策調整枠を設定したことでございます。

政策調整枠の考え方でございますが、配分の枠外予算措置をするもので、新しい垂水づくり事業に関する予算でございます。これは市長のマニフェストに基づく事業で、各分野ごとに地域振興や市民福祉の向上などのために、特に重点的に実施すべき新規事業等に充てるものでございます。各課の積極的な提案を求めているところでございます。各課ヒアリングの最後に市長プレゼンテーションを実施しまして、決定することとしております。

それらの事業につきましては、現在ヒアリング中のためにお示しできませんが、新年度の目玉事業として3月議会には提案できると考えております。

○市長（尾脇雅弥） 予算関係につきまして、川尻議員の私への御質問についてお答えをいたします。

私が考える本市の課題は何かという御質問でございますけれども、いろいろありますけれども、本市は主要産業の低迷や経済・雇用問題など、さまざまな多くの問題・課題を抱えていると考えております。そのことを踏まえてマニフェストを掲げ、市長選を戦ってまいりました。その中でも、やはり少子高齢化と人口減少が一番の問題ではないかと考えております。人口減少は、社会生活や行政運営にもさまざまな影響を与えますし、何より市に活気が失われることが心配をされます。

今は、日本全体が政治の不安定あるいは景気低迷、東日本大震災の影響で、冬の時代とも言えるのではないかなと思いますけれども、その影響をさまざまな分野において、今後いろんな形で感じられることが予想されます。公務員、民間のよいところを生かして、課題解決に努力をしたいというふうに考えております。

また、先ほど財政課長が、来年度の予算編成について政策調整枠の答弁をいたしましたけれども、これらを充実をさせて、効率的かつ効果的な予算の執行に努め、住んでよかったと思えるまちづくり、元気な垂水の実現に向けて頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○総務課長（山口親志）** 改革合理化についてであります。

まず、前市長が行財政改革を行って、今の段階でなかなかストップしているんじゃないか、見えてこないということですが、この行財政改革についての認識は、当然のこと、私たちが行財政改革を進めていかないと、最初スタートしましたその気持ちは全然変わっておりませんので、ストップしているとか緩やかになっているとかいう気持ちは全然ありません。

なかなか市民に行財政改革が見えないところがありますが、というのが、職員の意識改革や職員の定数減や、それから給料削減とかそういった部分がありますので、なかなか見えてきておりませんが、このことは先ほども申し上げております、本市が生き残る道でありますので、行財政改革はおのずと断行していくつもりであります。

その中で、新定員適正化計画に基づきまして、職員数も削減しておりますし、引き続き、職員の給料の削減も行っております。職員数についても、来年24年の3月に早期退職予定者を含めまして8人の退職予定者がありますが、4人しか採用しておりませんし、それから給料の削減

に対しても、ラスパイレス指数等で県下でも下位にありまして、効果が出てきておりますので、このあたりは随時、行財政改革も進めております。

それと、庁内での取り組みを少し御報告させていただきますが、行政改革会議も3回、政策調整会議も4回、それから5つあります部会も9回開催しておりますして、行財政改革の意識を持ちまして引き続き断行してまいります。

それと、意識の問題ということで、通告外の質問でしたが、千本イチョウの交通渋滞に関しての防災無線等の報告ですが、今の段階で急に言われましたが、交通渋滞に関しては、交通違反等もありますので、総務課で防災無線で渋滞の御連絡をすることはちょっとまずいんじゃないかと思っております。

以上です。

**○農林課長（森下利行）** 川尻議員の農政についての御質問にお答えします。

まず初めに、新規就農者の推移ということですが、資料的に持参してはおりませんが、ここ5年ぐらい続きまして、1名ないし2名の方が就農されているのが現状でございます。

それから、本市の重点作物でありますインゲン・キヌサヤの生産額でございますが、まず、サヤインゲンでございますが、ピーク時が平成7年でございますので、このときの生産額が約14億6,200万円となっております。また、現在が11億5,700万円となっております。それから、キヌサヤエンドウにつきましては、ピーク時が昭和60年でございますして、生産額は約7億8,000万円となっております。それから、現在におきましては2億1,200万円というような形になっております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川尻議員の漁業対策についてお答えをいたします。

昨日も川畑議員にもお答えをいたしましたけ

れども、水産業は本市の基幹産業であります。損失補償につきましては、前市長の水迫市長が、今後損失補償はしないと断りをした経緯もございました。しかしながら、漁業の振興ということは非常に重要であるということで、貸付金の増額を図ったところでございます。

垂水市漁協では、20年10月に作成した10カ年の経営計画の達成率が思わしくないことから、さらに大幅な経営改善計画、ただいま資料作成中と聞いておりますけれども、その損失補償の件につきましては、繰り返しになりますけれども、現在の状況では難しいという旨を伝えているところでございます。

また、ブルー・ツーリズムや農家民泊など、漁業振興は本当に大切なことであると思っておりますので、新しい取り組みによって漁業を盛り上げていこうということを考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春）川尻議員の御質問の道の駅の温泉の灯油問題について、お答えいたします。

さきの産業厚生委員会におきましても、議員御指摘のとおり、道の駅の赤字の原因につきましては、レジオネラの関係で源泉を60度まで上げる必要がありまして、そのために灯油ボイラーを使用している関係で、灯油代によるものが大きい状況であることは御説明いたしました。

灯油につきましては、昨年度1年間の灯油使用料は14万1,200リッター、料金にしますと1,059万円になっております。現在の灯油単価は1リッター当たり87円で購入しており、市の購入単価は84円でございますので、若干高い状況でございます。また、灯油の使用料と購入費につきましては、10月の1カ月間で比較をしますと、昨年10月が使用料1万2,500リッターで購入費93万7,100円で、今年10月が9,800リッターで購入費85万2,600円で、2,700リッター減少しております。対前年比78.4%になっているようで

ございます。この使用料の減少は、新指定管理者の努力によるもので、タンク内の温度を外気温に応じて微量に調整している結果だと思っております。

また、このほかにも、熱交換器を上げる検討や、タンク内の温度保持等、灯油使用量の軽減策を検討しているようでございますので、その状況把握に努めまして指導してまいりたいというふうに思います。

次に、バイオマスに関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成18年度より3年間、NEDOのバイオマス熱利用フィールドテスト事業に取り組みまして、豚のふん尿を利用したバイオガスによる燃焼や発電等をテストをいたしました。実験後の成果といたしましては、メタンガスが熱エネルギー、いわゆる燃焼エネルギーです、燃焼エネルギーとして使えることがわかったこと、それから電気エネルギーとしての活用はコスト的に問題があること、規模が小さいと事業化が難しいこと、この事業結果を参考にして、バイオマスタウン構想を策定できたことが挙げられます。また、このバイオマスタウン構想を策定したことで、今後バイオマスタウン事業を実施する場合、国の補助事業が受けられるということになります。

今後の事業の取り組みにつきましては、構想策定以降は農林課のほうに所管が移管されておりますので、農林課長のほうでお答えいたします。

次に、冒頭でおっしゃいました千本イチョウの通行対策の件なんですけれども、早速、次の土日がまたピークだろうということで、きのうの5時以降、幹部派出所に行きまして、上り片側車線につきましては駐車可と、しかし、下り車線につきましては一定区間、駐車禁止をお願いしたところでございます。そして、来年度以降の対策としましては、例えば垂高の第2グラ

ウンドに駐車場を置きまして、そこからシャトルバスを走らせるような方向で検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**○土木課長（深港 渉）** その千本イチョウの県道の渋滞に対する市道としての見解とか考え方について、ちょっと述べさせていただきます。

御指摘の道路は市道高峠線という形で、当然、県道に並行して通っているわけでございますけれども、現状でも一応通行は可能でございますが、御案内のとおりカーブがきつい、それから幅員が非常に狭いということで、なかなか交互交通が厳しいんじゃないかと考えております。

また、特に、ほぼ全線にわたり、片方ががけになっておりまして、そこに生えております草類の除去というのも非常に重要なこととなりますので、それにつきましては、今のところ維持管理として年1回程度しか行っていないということを踏まえまして、この千本イチョウの見ごろの時期に合わせたそういう対策、あるいは一部の段差解消等もしなければならぬと考えておりますけれども、いずれにしましても、ことしの現状を踏まえまして、来年に何らかの策ができないかということを検討してまいりたいと思います。例えば、事業所に勤められる通勤の方に利用していただくとか、時間帯によってですね、そのような一定の制限を設けるとか、いずれにしましてもまたそのような対策を協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○消防長（宮迫義秀）** 通告外ではございますが、千本イチョウでの交通渋滞であります、実態調査は消防としては行っておりません。しかし、火災・救急要請時に、交通渋滞に伴いスムーズに通行することができない状況が発生しますと、当然、現場到着がおくれることから、被害の拡大、患者の容態悪化が予想されること

になります関係で、早急に実態調査を行い、また関係機関と対応を今後、図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○川尻達志議員** 通告外の質問にも大変丁寧に答えていただきました。ただ、やはりこれは危機管理だと思います。皆さん方の能力の高さを再認識をいたしました。

1点目の質問ですが、市長と、一番垂水の問題は何かということでも共有できたような気がします。やはり人口が減っていくことだろうと思います。なぜならばですね、我々は年をとります。そうしますと、中央病院がペイしなくなったときに我々はどこに行くのか。国分の方は多分霧島でしょう、鹿屋でしょう、それから鹿児島でしょう。横断道路の話もありましたけれども、多分フェリーよりも高くなります。病院に行くのに、こっち側のバスの便もどんどんなくなっていくはずですね。そうしたときに、中央病院を何としても存続させることが、市長がおっしゃる安心・安全なまちづくりにも必要であります。ぜひ、垂水からこれ以上人口を減らしちゃならない、この政策で皆さんが一致していただきたい。そのための予算であってほしいという、私の質問の趣旨であります。

そこでですね、せっかく皆さん方が来年度予算に向けてしっかりと編成をされているのであります、全部に聞きたいんですが、2、3の課長の皆さん方にそれぞれの各課の方針なりをお聞きしたいと思います。教育総務課長、総務課長、お二人、とりあえず。

**○教育総務課長（今井文弘）** それでは、教育総務課の平成24年度予算、政策調整枠で考えられる、そういうことについて申し上げたいと思いますが、市長のマニフェストの中に、まず垂水高校存続に向けた取り組みがございますが、このことにつきましては、教育総務課では、平成24年度予算に、魅力ある垂水高校づくりの振

興支援策に基づく具体的な取り組みとしましてはいろいろとあるわけでございますが、その中で予算を伴うものとして、垂水高校生が資格取得を行う際のその費用について助成する、この予算について市長の政策予算として要求をしているところでございます。

この支援策は、在学中の全員に、資格取得するすべての検定種目における受験料を補助しようとするものでありまして、そうすることによりまして就職・進学目標の実現にもなりますし、また入学増にもつながるといふふうに考えております。

この予算は、財政課長のほうからもありましたけれども、この後、市長のまたヒアリング、そういうものを受けて確定するということになってまいりますので、確定したものではございませんが、今、教育総務課としてはそういうことを考えているところでございます。

以上です。

**○総務課長（山口親志）** 総務課が目玉にしております24年度の、まだ財政課とのヒアリングが終わっておりませんので、正式な内容はまだ楽しみにしていただけたいと思っておりますが、防災関係で、県の予算で津波の標高の、電柱への標高とか、それから防災無線の整備とか、そのあたりを今回は頑張っておきたいと思っております。ちょうど3月11日の東日本大震災の関係でタイムリーな予算になってくるんじゃないかと思っておりますし、市長のマニフェストの1つでありますので、まず防災関係の充実を図りたい。

それと、やはり先ほども行革関係等もありました関係から、やはり広聴機能を充実させることが非常に市民への、市からの市民への発信になるんじゃないかということで、広報機能の充実に関して予算の要求を行っておりますので、このあたりを柱にしながら24年度の財政課との要求を詰めていきたいと思っております。

以上です。

**○川尻達志議員** 今、お二人の課長さんからお話をいただきました。ありがとうございました。

市長、やはりこの枠配分システムについては、一言だけ言わせてください。予算というのは、それぞれ各課が自分のやりたいこと、課長が、これの予算の分捕り合戦だと、それぞれが真剣に、市長の方針に基づいて予算を組む。これを市長と財政課長、幹部職員がしっかりとヒアリングをしながら、実現可能なのかどうなのか、ここが一番私は必要だと思う、予算というのは、やる気を引き起こす、何よりもですね。一定枠というのは、これはどこにも責任がなくなる。めり張りなんですよ、垂水はこっちの方向に向かうべきだと思ったら、少々の予算は削ってでも、これだよと目玉をつくっていく。めり張りだと思う。市長が今回こういう方針を出されたので、ことしは試験的ということですので、やられて結構だと思いますけれども、基本的には、やはり各課が競り合って予算の分捕り合戦、予算をとった課長が能力が高いんですよ、うそでも八百でも。予算というのはそういうものだ。

ぜひですね、市長だけでなく副市長、それからほかの課長さん方も、このことについてはもう1回原点に戻って、市長の方針どおり、例えば農林課は、市長の方針どおり、こういう事業をやらなきゃならない。水産課もそうです。特に事業課と言われているところは、ここらについては、市長が何と言おうとも、おれのこの予算を通すことが市長のためになり、垂水のためになると、そういう強い思いでやっていただければありがたいと思っております。これについて答弁は要りません。ぜひ、私も1回言ったことはしっかり覚えておりますので、またの機会に聞きたいと思っております。

それから、改革合理化の件ですけれども、今、報告をいただいてちょっとは安心をしているんですが、私は昔、市の監査におりまして、その

ときに皆さん方の事務分掌、要するに一人一人がどういう仕事をしているのかというのをチェックをいたします。そのときに思ったのが、この事務分掌の整理合理化が定員削減の大きな合理的な方法である、そのように思いました。ただ、漠然と減らすんじゃなくて、皆さん方の事務分掌を整理・統合していくことが、必ずこれはつながるはずです。あれを見れば一目瞭然です。ぜひそこらについても、本当に必要な事業なのか、作業なのか、皆さん方の仕事の根幹である事務分掌について、もう1回見直しをしていただきたいと思いますが、総務課長。

**○総務課長（山口親志）** 議員の指摘のとおり、事務分掌の見直しは非常に重要な部分だと思っております。しかしながら、各課の事務分掌を整理をすること、合理化することはスリム化になって、合理化につながるんだと思っておりますが、ただ、現在、国や県からの権限移譲等の仕事も入ってきておりますし、そのわずかな事務分掌の中に、市民生活に対する必要な部分もありますので、そのあたりを考慮して見直しを行って行って、そのことを課長に、ちょうど事務分掌等の見直しは異動の時期に提出をさせていただきますので、そのときに課長に今言われたことをもう1回お願いしまして、事務分掌の見直せる部分は見直して合理化を図っていきけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

**○川尻達志議員** 前向きな答弁、ありがとうございます。

それとですね、この前、国の人勸と県の人勸の取り扱いの話がありましたけれども、やはり今、先ほども議員の方が言われましたけれども、垂水は私は非常に瀕死の状態だと思います。市長のその方針もいいんだろうけれども、やはり農業もそうだし、それから漁業もそうだし、カンフル剤として今使わなきゃならない、人口を維持するには、そういう面も多分にあると思う

んです。

そのためにも、やはり人勸の勧告だって県のやつを採用するとか、やはりそういった大胆な取り組みも必要なのかな。この前あの報告を聞きまして、そう思いました。あえて今回、せいとは言いませんけれども、やはりそこいらも市民感情からいいますと、鹿屋がやっているんだから、そういう対象になってしかるべき問題、これは言われてからやるんじゃなく、やはりみずから切りかえていくことが市民の理解も得やすいんです。3%カットということで、市民はまた厳しい我慢をしなければならぬ。これは当然します。ただ、そういった人勸の勧告でも敏感に反応していただきたい。

先ほど申し上げましたけれども、私ども垂水市議会は、既にここ15年の中で、定数も8つ削減し、そしてまた今、定数削減とは言いませんけれども、議会の改革について取り組んでおります。ぜひ、痛みは公平に分け合うということで御理解をいただいて、市長。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、鹿屋市役所の例もありましたけれども、私が知る範囲では、これまで余り鹿屋市役所というのはそういったことに積極的でなかったのかなと、また合併をした事情も違いますので、我々は我々の中で一生懸命、できる限りの努力はしているというふうに思っています。

各課を中間ヒアリングで回っておりまして、共通して皆さんおっしゃることが、人が足りないということとお金が足りないということです。それはそのとおりだろうと思います。定員適正化計画に従って減らしておりますし、予算も厳しい中で、また景気低迷の中で、そういった中でやっていくと。その中でどういった方法があるかということで、人に関しては、やっぱり機構改革的な、中身を見直すということが大事だろうと思っておりますし、予算の面に関しては、今回、新たに先ほど財政課長が申し上げ

たような方式を取り上げていきたいというふうに思っておりますので、それで十分とは思いませんので、そういった中で、必要な部分に関してはまた投資をしなきゃいけないと思っておりますので、そのような考え方であるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○川尻達志議員 市長、よくわかりました。

ただですね、金と人が足りないというのは、いつの世でも、どこでも出る話であります。ここをやるのがやはり市長なんだろうと思います。特に今、大阪の橋下市長、それから名古屋でもいろんなそういう改革派の首長さんたちが出て、しっかりやっつけいらっしゃいます。これは、市民が支持したから彼らも市長になれたんです。変えることがトップの責務でもあると思っておりますので、ぜひ、大変でしょうけれども、役人の皆さん方と大いに議論をしていただいて、市長の思う方向に進んでいくことをお願いいたします。

それから、農政ですけれども、先ほどちらと申し上げましたけれども、私が、これだけで大体8億円ぐらい今、減っているわけですよ、インゲンとキヌサヤで。そうしたときに、ここに職場として私はとらえたいんですよ。企業農業であり、農事法人であり、その育成をしていくこと。だって、そのことが人口増にもつながるんです。職場としてとらえたときに、それだけの収入があれば、まだ雇用はふえていくんだろうと思います。ところが、一人一人の農家を育成するにはもう時既に遅しです。親が年をとって、子供もいない。農業の技術を伝えられないんです。そうしたときに、企業農業とか農事法人とか、組織にその分をしょっていただく。そのために私は投資をすべきだということは、総務課長が農林課長時代にこの場で話を申し上げたことがあります。その後、その取り組みはどうなっているのか、お伺いをします。

○農林課長（森下利行）議員が申されました

とおり、本市の農業につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地などの維持発展が困難になりつつあるところでございます。また、中核となる認定農業者につきましても、高齢化が進んできている上に、小規模農家や兼業農家が多いことから、今後5年から10年後の先を考えますと、厳しい状況がやってくるのではないかと懸念をしているところでございます。

また、本市の農業の営農類型につきましては、さきの感王寺議員の回答にもお答えしましたとおり、土物を主体とする土地利用型農業ではなく、比較的小規模な規模で収益を得られる集約的農業でありますことから、担い手農業者においても、栽培できる面積も限られております。このような状況を打開するためには、議員が指摘されましたとおり、企業の農業への算入は必要であり、ひいては本市の農業振興につながるものと思っております。

その企業についての取り組みでございますが、現在、この部分、企業参入に対する取り組みにつきましては、個別で農地法や農事生産法人の設立、並びに土地のあっせんなどについての相談を農業委員会と一緒に受けているところであり、また、補助事業等の説明も同時に行っているのが現状でございます。

企業参入の実態につきましては、現在のところ9件の相談を受けているところでございますが、実際の希望数の把握はできておりません。今後、希望者の実態把握と企業参入を推進するために、県や農業会議の協力等をもらいながら、企業参入や6次産業化等を含めた形での説明会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

一例を申し上げます。やはりこういったことについては、市長、ぜひ、税金の投入もやむを

得ないんですよ。例えばですね、あるところで聞いたんですけど、企業が外から人を連れてきた。宿がないという話をよく聞きます。ここいらにどうすれば援護射撃ができるのか、家賃の補助でもいいんだろうし、例えばそういう農事法人が、道路が悪いとする、道路をつくってやることも1つの方法である。就業した人に対する賃金の補助もできるはずですよ。そういったことをしっかりとそれぞれの各課が考えて、市長に話をすべきなんです。人のことだと思っちゃいけない。私は、この情報は当然新聞、マスコミで知っているんです。

企業に直接金を入れることはなかなかできないんでしょけれども、バックアップは幾らでもできる。そのバックアップの体制をつくっていただきたい。そのための先頭に農林課、ならなきゃいけない。垂水の農業を守るために、農地を守るために。ぜひ農林課長、お覚悟をお聞きます。頑張ります。

**○農林課長（森下利行）**先ほども申しましたとおり、この企業参入につきましては、今後の垂水市の農業の部分の一翼を担ってくれるものと考えております。実際、高齢化、そういうものが進んできておりますので、そういった形での部分でしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○川尻達志議員** 漁業対策ですけれども、地元の川畑先輩がああいうことをおっしゃって、非常に言いにくいんですけども、元年災がありました。あのときに時の八木市長は、政治判断であります、損失補償。垂水の基幹産業である水産業と雇用を守るために。そのかいあって今まで来たんだらうと、これは間違いのないところであります。

ただ、今から振り返ってみますと、垂水市は損失補償をただけで果たして、詳しくわかり

ませんけれども、門外漢ですので、漁協に対して指導したのか、そういう跡があったのか、ここが非常に重大なところであります。出した以上はしっかり、大丈夫か、どうなっているか、こういうことをされたのかどうか。こういったことをされずに来ているとするならば、これは行政側のミスであります。このことについて答弁ができる方はいらっしゃらないと思いますので、残念だけれども、ぜひこれは市長、副市長、財政、これでもう1回、どういうことがあったのか検証をしていただきたい。その上で、それがなかったから、また今回のような事態になったんだらうと思います。

市長、非常にお立場はよくわかります。ただ、八木市長の話をしましたけれども、トップはそういうつらい判断もしなきゃならない。あえて私は損失補償とは申し上げません。新たな支援策を早急に模索をしていただきたい。

しかし、今、きのう水産課の答弁で、再建策をつくっているということでしたけれども、これも早くつくることが条件です。そうしないと間に合わないはずですよ。早くつくらすためにどのような努力をされているのか。そうしないと支援策も決まらない。漁協が立ち上がるために、例えば持っている土地を処分をする、職員を減らす、給料を下げる、やはりそういったことをしっかりとやっていければ、必ず立ち直れると思うんです。そのための支援なら、これは市民も何も言わない。私はそう思います。

ぜひ市長、漁協のその再建策についても、ちょっときのう水産課長には小言を申し上げましたけれども、リスクはしょわないという発言もありました。行政がリスクをしょわないで、どうする。厳しいからお願いをする。リスクを共有するんですよ、漁協と我々で、垂水市で。これは筋が通ってれば市民は必ず理解してくれます。前向きに、守るじゃなく。繰り返し申し上げますけれども、市長。

○市長（尾脇雅弥）今、川尻議員のほうから話がありましたけれども、そういった、今言われたような条件というのが、絶対必要であるというふうに思っております。八木元市長がそういった決断をされて、その後、継続的に損失補償が支援をされてきたわけですけれども、そのことのツケという部分も結果的にはあるのじゃないのかなと。これまでの経緯の中でしっかりと適宜チェックをしながら指導してくれば、こういった状況にもならなかったのではないかなということも考えております。

そういった中で、現況の状況はかなり好転はしているというものの、ここへ来て先月、10月ぐらいから魚価が低迷して、また新たな貸付金の返済等も始まりまして、大変な状況であるということは理解をしておりますので、ただし、川尻議員が言われたみたいに、まずはやるべきこと、しっかりとやるべきことをやった上で我々が何ができるのかということを実際に検討していきたいというふうに思っておりますので、せんだつても青年部の総会、きょうもこの後、業者会の総会、懇親会にも私も足を運んで、いろんな方々の御意見も聞きながら現状を把握して、今後、こういった方向があるのかということを実際に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 この件については、今、市長の前向きな答弁をいただきましたので、終わります。

道の駅、バイオマスについてですけれども、道の駅については好転したかどうかという話を1点だけ、まずお聞かせください。

それから、農林課ということですので、農林課はこの間、この構想についてどのように動かれたのか、お聞きをします。

○商工観光課長（塚田光春）川尻議員の2回目の質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、道の駅の赤字の原因が温泉浴施設の維持管理費であること、その主な原因が灯油代であることは明白な事実でございます。

現在の灯油につきましては、これまで、地産地消の観点から地元である牛根地区の業者から納入しておりますが、芙蓉商事が現在管理運営しております南大隅町のネッピー館につきましても、やはり地元の業者が納入しておりますが、少しでも赤字のリスクを少なくするためには、市内のほかの業者を交えた入札についても今後、考慮しなければならないのではというふうに認識をしております。

そこで、まず入札をする前に、今現在、市が購入しております単価と同じ単価で購入できないか、今後、相談してみたいというふうに思います。また、芙蓉商事により提示のあった灯油ボイラーの燃費向上につきましても、引き続き状況を確認しながら、さらに改善するように指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○農林課長（森下利行）バイオマスについて、農林課がどのように活動を行ってきたのかということですが、まことに申しわけありませんが、今回のこの電力供給におきます問題点の中では、農林課の中では協議をなされたことはなかったわけですけれども、今後、バイオマスタウン構想が作成されておりますので、実際民間によります焼酎かすを利用した飼料の開発とか、堆肥センターの新設など、また木材チップを使ったボイラーの設置などを行う場合につきましても、バイオマスタウン構想に掲載してありますので、今後、こういったバイオマス関連の補助事業を活用しながら、予算についてもしっかりとっていききたいと思っております。

以上でございます。

○川尻達志議員 先ほども申し上げましたけれども、私はこの道の駅については非常に関心があったんですけれども、ただ、この間、ほとん

ど質問もしておりません。赤字を出さんようにやれよということは何回もあちこちで申し上げております。今、こういうことになってみますと、あのとき言っとけばよかったなとつくづく思います。

ここで1つだけ、要するに、こういう事態を招いたということは、執行部の側、監督責任はあるのかどうかということをもっとお伺いをします。

それと、温泉のあれにスケールがつきます。そうしたときに、このスケールをとる作業があります。それとか、温泉の話もそうです。要するに私が何を言いたいかというと、道の駅に垂水市として、大きな出費については多分本市で見なきゃいけないと思う、当然のことながら。それだけ出資をする以上、監督責任があるんですよ、いちゃもんをつけられるんですよ。このことが今までなされてないから、これだけの赤字を招いた。指定管理者をかえざるを得なかった。これは全く監督責任そのものなんです。

市長、この監督責任があるのかどうかということについて、1点だけお伺いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えいたします。

法令的なものは別としまして、道徳的に、結果としてこういった状況にまでなってしまったということにおいては、責任があるというふうに思っております。

○川尻達志議員 何でこういう話をしたかといいますと、バイオもそうです。道の駅もそうです。それから南中の話もそうです。森の駅もまた、森の駅も国がつくってくれる、8割、9割出してくれると。ところが、今回やるこの金は、やろうしている運営物は多分垂水市の予算なんです。事業導入するときには念には念を入れてくださいよ、この話をしたかったんです。事業導入して、少ない予算がどんどん分散されていく。このことを私は恐れる。予算は重点配分すべきなんです。ぜひ新たな事業の導入について

は念には念を入れていただきたい。

今度、太陽光のやつ、これについても池之上議員から質問が出ましたけれども、解体費用、どこに捨てるのか、だれが経費を持つのか、ここいらもしっかり詰めていただく。これに金がかかるとするならば、導入したときにはそれはそれでいいでしょう。そのかわり、あなたのほうで撤去してくれるかと、やはりそういった厳しい議論もしていただきたいと思います。そのことが将来に責任を持つ行政だろうと思います。この件について、答弁は要りません。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時16分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 昼食も終わり、眠たい時間が来たと思いますが、少しの間、時間をいただきたいと思います。

私も4月に議員の皆様方の仲間入りをさせていただき、住民の方々の声を聞き、また行政の勉強の毎日、早いもので7カ月が過ぎ、23年の師走に入ってまいりました。行政では、24年度の予算編成の時期で忙しいことと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、公共施設の震災対策についてであります。

特に、市役所庁舎の震災対策について質問をいたします。

耐震については、3月議会で池山先輩が質問されたそうですが、重複するところもあるかも

わかりませんが、お許し願いたいと思います。

市役所庁舎は、昭和30年代初めで、やがて50年経過するんじゃないかと記憶しております。そのような中、地震等災害発生時は、市役所庁舎は災害対策本部となる重要な施設であります。平日は多くの職員が勤務し、また、住民が訪れるところでもあります。耐震対策が行われていない施設で住民を守れるでしょうか。このことは東日本大震災を教訓としても歴然としていることです。現在の耐震基準による市役所庁舎の施設の適合状況について、財政課長に伺います。

次に、浜平自治公民館のトイレ改修について伺います。

浜平自治公民館は、1階が駐車場、2階に会議室等がありますが、2階にトイレがありません。浜平地区の振興会長さん方は、会議時はわざわざ1階においていかれます。災害等の発生時には地区民の避難所にもなろうかと思えます。選挙の投票所として利用されておられるわけですので、整備はできないものか。1階のくみ取り式でなく、2階に水洗トイレの場合、浄化槽が大きくなり、金額が高つくということですが、簡易水洗トイレの設置を行うとしたら120万円程度の金額がかかるということですが、どのような事業があるか、社会教育課長の答弁をお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

**○財政課長（北迫睦男）** 市庁舎の耐震対策についての御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、本市庁舎の本館につきましては、昭和33年の竣工でございます。中庭の新館が平成5年の竣工、西側の別館が昭和53年の竣工で、平成7年に取得しております。また、消防庁舎が昭和37年、38年、44年に各竣工で、平成13年に取得しております。

耐震構造につきましては、建築基準法等の改正の中で、昭和56年に大きな改正が行われてきておりますが、本館・別館・消防庁舎、いずれ

も改正時の基準を満たしておりません。新館のみが昭和56年の新耐震設計基準を満たしているところでございます。

本市の耐震対策は、まずは児童生徒が集い、災害時には市民の避難所となる学校施設からということで、耐震診断を行った後、耐震補強工事をそれぞれ行ってきたところでございますが、市庁舎関係となりますと、関係課での認知事項ではありましたが、意見交流としてしか行われておりませんでした。

しかしながら、昨年度において、垂水市建築物耐震改修促進計画を策定いたしましたので、今後、本庁舎は本部機能を喪失することがないように、庁舎関係課で検討会を設置した上で、しっかりとした年次計画を設定していければと考えているところでございます。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** 浜平自治公民館のトイレ改修の建設費用、及び市からの補助金はあるのかとの川越議員の御質問にお答えいたします。

まず、垂水市内の公民館には、地区公民館と自治公民館の2種類ございます。地区公民館は基本的には各小学校区にございますが、つまり、境・牛根・松ヶ崎・協和・垂水・水之上・大野・柘原・新城の9つでございます。そしてもう1つは、各振興会や大字ごとに振興会組織が管理をする自治公民館、地域によってはクラブと称しているものがございます。

御存じのとおり、公民館は、地域住民の教育・文化・福祉活動、さらには議員がおっしゃいましたように、災害時の避難所など、あらゆる分野で利活用され、コミュニティセンターとしての役割を担い、社会教育事業推進やまちづくりの拠点とも位置づけられております。したがって、公民館の環境整備につきましては、これまで必要に応じ、予算の範囲内で改善に努めておるところでございます。

そこで、川越議員の御質問でございますけれ

ども、自治公民館の新築や修理につきましては、垂水市自治公民館建築に係る補助金交付規則により、各自治公民館より設計書や見積書等の申請が提出されたときに、その都度、財政課や土木課などと相談をさせていただきながら、規則にのっとり補助金を交付しているところでございますので、浜平自治公民館より申請書が提出をされましたら、今申し上げました手続に入りたいと考えております。

以上です。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

関係課長の答弁をいただきました。それでは、一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、市役所庁舎の件については、財政課長より答弁をいただきました。

厳しい財政事情、また莫大な経費を要することは私も承知しておりますが、補強工事、または建てかえ新築工事等の検討を早急に行うべきではないかと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 市庁舎の耐震対策について、市長としての見解を述べさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、あの東日本大震災の惨状はまさに想像を絶する状態であったと思います。私も現地に出向きまして、しっかりとそのことを脳裏におさめてきているところがございます。また、個人的にも、先日上京いたしました際に、御家族を亡くされた陸前高田の戸田市長様とお話をさせていただきながら、本当に大変な状況であったなということを感じたことでございました。

この惨状を思い浮かべますときに、本市に置きかえて考えますと、大震災も含め、さらには桜島の大爆発、大型台風の来襲と自然の猛威が数多く想定されているところであり、現在、自主防災組織の組織率の向上と、国や県に要請して、大がかりな防災訓練の導入にも力を注いで

おりますけれども、庁舎や各施設の流出や損失が決してあってはならないという意を強くするところがございます。

先ほど財政課長より、垂水市建築物耐震改修促進計画策定を受けて、検討会の設置と年次計画の設定を考えているとの答弁がありました。しっかりとした検証を重ねて、年次計画を立てて、実施していきたいと考えております。

それからもう1点、現在、財政課と協議を重ねていることがありますので、いい機会ですので、少しこの際に報告ということで御理解をいただけたらというふうに思っております。

実は、各課所管の施設が、経年により非常に修繕料や設備の更新料がかさんできておまして、今後はなお一層、その経費の高騰が考えられると聞いております。そこで、各施設の建てかえも含め、修繕や設備の更新などができる、仮称ではございますけれども、市優先施設整備基金の創設について検討をしております。実際、この基金が活用できるまでは、ある程度積み立ての期間が必要となってまいります。予算編成上、単年度での高額負担を回避できるとともに、年度間の平準化が可能になってまいります。まだ協議を重ねていく必要がありますので、しっかりと協議を重ねた上で皆様に御提案し、審議をしていただけたらと考えております。

以上です。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

先ほどから申しておりますが、市役所庁舎は垂水の顔でございます。駐車場も完全ではないと思います。ぜひ、垂水市を背負う職員、住民の安心・安全のためにも、早急な検討を行っていただきたいと思います。これは要望といたします。

次に、浜平自治公民館のトイレの改修について、事業をお聞きいたしました。この事業に市からの補助金があるようですが、例えば120万円ぐらい工事費がかかるとすれば、どれぐらい

の補助金になるのか、教えていただきたいと思  
います。

○社会教育課長（瀬角龍平）川越議員の2回  
目の御質問にお答えをいたします。

垂水市自治公民館建築に係る補助金交付規則  
第6条によりますと、自治公民館及び大字公民  
館の修理の補助交付額は、修理費総経費の40%  
を超えない範囲とし、最高36万円の補助額とす  
るとありますとおり、例えば、議員のおっしゃ  
いましたトイレ改修に120万円程度の修理費用が  
かかったとして、その費用の40%の48万円が補  
助されるべきところでございますけれども、上  
限の36万円の補助金となります。差し引き84万  
円程度が地区振興会の持ち出しということでご  
ざいます。

したがいまして、浜平地区公民館のトイレ改  
修につきましては、建設会社等の見積書等を添  
付していただいた申請書が提出をされましたら、  
規則によって所定の審査を経た後、ただいま申  
し上げました基準に沿って金額は決定をし、そ  
して交付することとなると考えております。

以上です。

○川越信男議員 先ほども申し上げました自治  
公民館は、地域のよりどころ、また地域振興を  
図る重要な場所であります。整備を行うことで  
高齢者のサロンの活用も広がっていきます。市  
内各自治公民館の整備のための事業の啓発に努  
めていただきたいと思います。

このことは要望としますが、最後に、宝くじ  
事業による国の公民館整備事業を潮彩町が実施  
しているようですが、どのような事業なのか、  
企画課長にお聞きします。

○企画課長（倉岡孝昌）御質問は、財団法人  
自治総合センターが宝くじの普及広報を目的に、  
コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備す  
るために助成しておりますコミュニティ助成事  
業のことだと思しますので、お答えいたします。

この事業の中にコミュニティセンター助成事

業というのがございまして、公民館などの集会  
施設の建設と修繕に対する助成をするというも  
のでございます。助成額は、事業費用の5分の  
3以内で、上限が1,500万円となっておりますが、  
修繕については、建物の主要構造部について行  
う大規模な修繕を想定しており、屋根のふきか  
え、壁やフローリングの張りかえなど、建てか  
えに近い改修が対象になるようでございます。

したがいまして、ただいまお聞きしたところ  
のトイレの改修ということであれば、そのまま  
適用いたしますと、対象外になるのではないかと  
思われます。

以上です。

○川越信男議員 ありがとうございます。こ  
れで、質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、14番徳留邦治議員の  
質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 皆さん、こんにちは。

一番眠たい昼の時間に質問をさせていただき  
ます。お耳のほうをちょっと拝借をお願いいた  
したいと思います。

平成23年度第4回定例会におきまして、4点  
ほど質問通告をしており、議長の許可を得まし  
たので、質問の順序に従いまして、一問一答式  
で質問をさせていただきます。執行部の皆さんの  
明確な御説明、御回答をよろしくお願いいた  
します。

まず1点目、牛根地区の鉄道跡地について。

松ヶ崎の大中野地区から麓の大迫川、大迫川  
から牛根麓駅跡地までは未整備として残ってい  
ますが、今後の見通し、計画はどうなっている  
のか、お尋ねいたします。

2点目、道の駅交流施設について。

10月1日、芙蓉商事に指定管理者がかわり、  
約2カ月間が過ぎました。いろいろな思いの中  
での道の駅ができ、6年が過ぎ去りました。赤  
字続きの中での6年間、当初から言われていま

した、民間委託経営ということはなかなかことではありません。指定管理者の設置に伴い、従業員の動向はどうであったのか、また、出荷者への支払いがなぜおくれたのか、金額にして幾らぐらいであったのか、何人分であったのかを御説明をお願いいたします。

3点目、220号線の市道の環境整備について。

旧国道220号線、桜島口から牛根麓までの区間は、ごみの捨て放題の道路となっています。また、歩道にはカンネンカズラのツルが歩道を覆い、道路まではみ出していますが、整備の計画はないのか、お尋ねいたします。

4点目、牛根地区の小学校について。

牛根地区唯一の中学校が垂水中央中に統合されて、地域としましては大変寂しい思いをしております。今後、過疎化が進み、人口が減ってくる中で、小学校の統廃合も考えなくてはならないのではないかと思います。複式学級は各校区幾つあるのか、また、職員数、生徒数、将来的には統廃合をどうお考えなのか、御説明をよろしくお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

**○農林課長（森下利行）** 徳留議員の牛根地区の鉄道跡地についての御質問にお答えいたします。

松ヶ崎地区の鉄道跡地の整備につきましては、これまで宮崎川から居世神社（127ページの発言により訂正済み）までの区間につきまして、県単事業やきめ細かな臨時交付金事業等により、平成13年度から平成22年度にかけまして整備を図ってまいったところでございます。

松ヶ崎地区の残りの未整備部分の整備につきましては、林道海潟麓線の整備において、仏石川から道の駅手前の大迫川までの区間、約700メートルの舗装工事を平成21年度から実施する予定でありましたが、県土木によります砂防工事の実施に伴い、工事車両等の出入りで舗装が損傷するおそれがあることから、砂防工事の完了ま

での延期になっているところであります。このことから、工事施工は砂防工事の完了以降になると思われまます。このことにつきましては、県の職員のほうにも確認済みでございます。

また、林道海潟麓線の仏石川から大迫川までの区間が完了しますと、居世神社（127ページの発言により訂正済み）から大迫川までの区間におきましては、居世神社（127ページの発言により訂正済み）から仏石川までの区間が未整備のまま取り残されることになり、交通の利便性を考えますと、整備の必要性は感じているところでございます。このことから、まずは、危険箇所（橋梁部分）の防護さく等をまず設置を考えているところでございます。

また、大迫川からの残りの区間につきましては、年次的に実施することは確約できませんが、今後、現地を確認しながら、通行に支障を来すような箇所につきましては部分的舗装ができるように、財政課長と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○商工観光課長（塚田光春）** 徳留議員の道の駅の交流施設についてお答えいたします。

まず、9月末の出荷者の販売品の支払いがおくれた理由についてお答えいたします。

9月末までの支払いですので、本来、前指定管理者であった管理組合が行うべきところでしたが、薩摩おごじょ企画・芙蓉商事グループへ引き継ぎをする際に、管理組合の出納閉鎖をしましたところ、1,928万4,173円の未払い額があったことから、現金が足りずに出荷者等への支払いができなかったため、管理組合がこれまで購入した備品を新指定管理者へ買っていただいたところでございますが、この交渉に時間を要したため支払いがおくれたものでございます。

支払いがおくれた金額は176件、そのうち市内が103件、市外が73件で、金額にしますと約1,090万8,000円でございます。もちろんこの未払い

金額の中には、平成21年度から22年度までの2カ年連続による赤字額1,307万円も含まれておりますが、このほかにも、2年に1回の温泉の揚湯管の清掃がちょうど9月実施ということもありまして、揚湯管の清掃代、それに一部買掛金もございました。

次に、職員数の動向でございますが、前指定管理者では、正職員4名、パート職員37名、全職員を合わせますと41名でございましたが、新指定管理者では、正社員13名、パート社員22名、全社員数を合わせますと35名で、6名の減になったところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（深港 渉）** 3点目の牛根地区にあります旧国道、現在市道でございますけれども、この路線の整備方向という形の中でお答えをいたします。

まずは、本件道路を市道として管理することになった経緯でございますけれども、御承知のとおり、国交省早崎防災事業の一環として、新迂回路的国道を整備されておりますけれども、以前の旧道沿いのほうには、住家あるいは漁協の事務所でありますとか、養殖施設、これ等がありますことから、桜島口南側の海潟地区、早咲大橋の旧道部と違いまして、交通遮断することができず、その管理について、新国道供用開始に合わせ、平成20年3月に垂水市へ移管を受けまして、市道桜島口牛根麓線として管理しているものでございます。

この路線の現在の維持管理としましては、ほかの市道と同様に、草払い、降灰清掃などは実施計画に盛り込み、実施しているところではございますけれども、その頻度は少なく、特に全区間におけます草払いは年1回程度で推移しておりまして、部分的にはその都度、環境整備班で行っている状況でございます。このような頻度では、御指摘のとおり、的確な維持管理とは言えない状況であり、必然的にごみ捨てに至る

状況にあることは否定できないところではございます。

整備という観点からは、明確な整備計画はないところでございますけれども、今後は、草払いの頻度をふやせないかなど考慮いたしまして、維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**○教育総務課長（今井文弘）** 牛根地区の小学校についての御質問で、複式学級・職員・生徒数の現況につきましては、私のほうでお答えいたします。

牛根地区の3小学校の現在の状況でございますが、境小学校は、1・2年生と3・4年生が複式、5年生に在籍がないため、6年生のみの単式学級、計3学級で、牛根小学校は、3・4年生と5・6年生が複式、1・2年生、それぞれ単式で計4学級です。松ヶ崎小学校は、1・2年生と5・6年生が複式で、4年生に在籍がないため、3年生のみの単式学級で、計3学級となっております。3校合わせますと10学級ありますが、そのうち、複式となっておりますのは6学級であります。

次に、職員数であります。県費・市費負担合わせて、境小学校が7名、牛根小学校が10名、松ヶ崎小学校が8名の計25名となっております。そのうち市費負担による職員、学校主事それと特別支援員になりますが、5名となっております。

また、児童数につきましては、10月末現在で申し上げますと、境小学校19名、牛根小学校22名、松ヶ崎小学校15名の合計56名となっております。

ちなみに、5年後の平成28年度の児童数見込みと比べてみますと、境小学校が18名で1名の減、牛根小学校は23名で1名増、松ヶ崎小学校が11名で4名減となっていくようでございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） それでは、牛根3小学校の今後の統合についての考え方について、私のほうで御説明いたします。

本市では、平成18年3月に垂水市立学校規模適正検討委員会から、教育環境の整備、複式学級の解消、適正規模の確保などの点について検討した答申をいただいております。そのときの答申内容は、1番目が、市内中学校を1校に統合する、2番目が、牛根小学校3校を1校に統合する、3番目が、新城小学校、柗原小学校も統合を検討することが望ましいというものであります。

1番目の中学校統合につきましては、昨年度、平成22年4月から市内4中学校を統合して、垂水中央中学校がスタートしたところであります。

今回の御質問の牛根地区の3小学校の統合につきましては、平成10年の6月議会で最初に出されたのが契機だというふうに思っておりますが、その後、翌年ですかね、平成11年には、新城小学校、柗原小学校の統合問題も出ております。その後の議会で、統合するからにはまず中学校が先であろうということが話し合われまして、そして、去年の統合に至ったということでございます。

また、小学校は、中学校と比べて、学校によっては2倍以上の長い歴史がございます。また、より地域に密着したものであると考えております。学校の統廃合に当たりましては、望ましい教育環境を整備するという視点から、保護者・地域住民の期待に沿える新しい学校づくりを目指す必要がございます。そのためには、保護者や地域の理解と協力を得て計画を進める必要がございます。統廃合は、児童数だけで行われるものではありませんので、やはり地域の皆さんが統合してほしいという意見が多くなりますと、統廃合について検討しなければならないと考えておりますけれども、現時点では、何年後に統合するという具体的な検討はいたしておりませ

ん。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 申しわけありません。先ほどの答弁の中で、居世神社と言ったところなのですが、正式には居世神社の間違いでございました。申しわけありません。訂正させていただきます。（125ページで訂正済み）

○徳留邦治議員 牛根地区の鉄道跡地については、八木市政のころから要望いたしまして、もう二十数年たっているわけなんです。その中では、当時は転換交付金が余計あったものから、その中で整備をするということをしていただいて、そしてなかなかされなくて、その転換交付金も今度は一般会計へ繰り入れて、金額は3,000万円でしたかね、三千何百万円から6,000万円、ちょっと定かではないんですが、長年検討する、検討するで二十数年過ぎたもんだと。その中にはまた地元議員からも要望もあったわけなんです。なかなか進んでいかない。

そしてまた今度、商工観光課長がレンタサイクルの構想があるように聞いております。その中で整備をして、サイクリング道路等の活用もできるのではないかと思います。何とかして整備をして牛根の活性化に結びつけたいと思っております。質問をしているところであります。

検討、検討するではなかなか進まない中で、今後、またそのレンタサイクルですか、道の駅とマッチした活用を考えるためにも、何とか整備はできないのか、再度質問をいたします。

○商工観光課長（塚田光春） 昨日、堀内議員の質問で、道の駅に自転車を置いて、レンタサイクルで歴史探訪をするというお話は申し上げましたけれども、この中で、ハード的な各史跡がありますところの回遊する道路の整備ですね、そこまではまだ商工観光課は考えておりませんが、ただ、史跡が整備されますと、またレンタサイクルがまたお客さんが多くなりますと、当然また観光客、また観光バスと、そういったも

ろもろが集客が多くなってきた場合、当然また土木課もしくは農林課のほうに道路の整備を観光課のほうから、また要望していきたいというふうに思います。

**○徳留邦治議員** 観光課長が答えていただきまして、また、ありがとうございます。そういう構想の中で、マッチしたものを活性化のために考えていかなければ、史跡めぐりもでしょうけど、その史跡めぐりで整備した道路を活用して行ってほしいというのがあります。

そしてまた、県が工事が砂防ですかね、済まない、後の整備、県の分ができないということですが、県の砂防がこととして済むのかどうかですね、そして、そこらはどう県のほうから回答をもらっているのか、済み次第、県が来年度中には済むのかなと思うんですが、そこらはどうですか。

**○農林課長（森下利行）** 県の土木のほうに問い合わせましたところ、当初、この工事につきましては、平成24年度完了という形で考えていたところなんですけれども、県におきましても、予算、そこあたりの部分の削減とかそういうものがありまして、現在、24年度の完成については無理だということで、あと、私どもの回答の中では、あと何年かかるか、ちょっと今の段階では、今後の見通しの中では、何年度に完了するというのは今のところは予算的なものがあるから言えないという部分はあるというか、回答でございました。（「県の分ですよ」と呼ぶ者あり）県の部分での、県の予算の中でも、その限られた予算の中で実施していくということですので、今、何年度に済むというのをはっきり年度は言えないということの回答でございました。

この後の工事の着工につきましては、今の担当者の方のほうも、前担当のほうから、工事が済み次第そっちのほうの工事にかかるというのは、引き継ぎを受けているということでありま

す。

以上でございます。

**○徳留邦治議員** そういう中で、何とか市のほうからも要請を、短期間で工期が済むようお願いをいたしたいと思います。そしてまた、防護さくとかそういう手近なものは、できる範囲内から整備のほうに投入して行ってほしいと、これは要望にさせていただきます。

次に、2点目の道の駅の交流につきましては、指定管理者がかわって、市の本来の備品等がかわらなかったのか、大から小にかわったとか、中にかわったとかというようなのは、備品がかわったようなのはなかったのかですね。

その点と、指定管理料については、最初、要らないということでありましたが、今、その時点で動いているのか。やっぱりこの指定管理料というのは、私は、赤字が続いていけば将来的には、来年、再来年ずっと続くようであれば、やっぱり払っていかねばならないのかなと思っている次第であります。また、いろいろと指定管理がある中で、ほかのまた、関連をいたしまして、指定管理料が幾ら払われて、また指定管理者が何人おられるのかをお伺いいたします。また、それについての料金は幾ら支払っているのかですね、その点をお聞かせをお願いいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 徳留議員の2回目の質問にお答えいたします。

前指定管理者であります管理組合は、これまで、91品目の備品を購入しまして、取得価格は3,163万332円ありました。そこで、本市は9月30日をもって管理組合から備品の無償財産譲渡を受けまして、それを薩摩おごじょ企画・芙蓉商事グループへ備品として、先ほどの未払い分1,928万4,173円で買っていただいたところですが、先ほども申し上げましたが、この交渉に期間を要したことから、出荷者への支払いがおくられてしまい、出荷の皆様方へ多大な迷惑をおか

けし、おわびを申し上げたところでございます。

次に、指定管理料につきましては、垂水市道の駅交流施設の管理運営に関する協定書の第23条によりまして、市は、指定管理料は支払わないというふうになっております。また、利益の取り扱いにつきましては、第24条で、売り上げ総利益の50%については垂水市に納付し、売り上げ総利益の20%については垂水市ふるさと応援基金等へ拠出するというふうになっております。したがって、売り上げ総利益の70%が垂水市へ入ってくるようになっておりますけれども、ですので、今後、黒字決算になるように、市のほうとしても経営委員会等で監視していきたいというふうに思います。

先ほどまた、今、垂水市において指定管理者が何件いるのかということについては、ほかの課のほうで、企画課ですかね、企画課のほうで答弁させていただきます。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 公の施設の指定管理について、私のほうからお答えさせていただきます。

公の施設で本市が指定管理で管理運営をしておりますのが、今、御質問のあります道の駅たるみず、ほかに中央病院、コスモス苑の3カ所でございます。どこも指定管理料としての支払いはないようでございますが、詳しい支出内容につきましては、担当課の保健福祉課長に答えていただきます。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 垂水市立医療センター垂水中央病院、指定管理料ということ、今、委託料で払っております。中央病院につきましては8億4,812万7,544円、平成22年度です。垂水市立介護老人保健施設コスモス苑でございますが、平成22年委託料で支払った分が1億6,446万2,750円でございます。

以上でございます。

**○徳留邦治議員** 委託料については知らなかったもんですから、ちょっと聞いてみようかなと

いうことでお聞きしたわけでございます。

出荷者への支払いがおくれた理由についてはいろいろとお伺いしましたがけれども、毎月の7、8、9、ここらの毎月の利益が道の駅であるはずなんですよね。年間を通して、冬場と春、夏場の一番利益の上がる時期で支払いの分がどれだけ、売り上げの分で残っていたのか、そして何日ぐらいおくれたのかですね。ある出荷者に聞けば、おたくだけは払いますから、ほかのところには黙っておってくれというようなことまで言われている。そういう経営のやり方で、私はどうしてこれから先の黒字が出ていく見込みがあるのか、こんなやり方ではとてもじゃないけど、経営というものはそういう簡単なものじゃありませんよ。（発言する者あり）

さきの市長が、3年間は赤字でいいと言っておられましたけれども、3年が6年、6年がその倍になって、建物も老朽化する、いろんな維持管理費がかかってくる中で、とてもじゃないけど、黒字を出していくような要素が全然見当たらないわけなんですよ。その点で民間委託をされたわけなんですけれども、芙蓉商事さんも薩摩おごじよと合わせて黒字をこれから出していくというのは、私は目に見えて大変なことだろうと思います。

その中で、従業員のカット、給料のカット、いろんな方法もとられるでしょうけど、最初の施設の目的が、枝本市政のときなんです、老人憩の家がないということで、牛根地区にも老人憩の家をつくってくれということが発端の始まりで、これは麓の冷泉を引いて、それなら老人憩の家をつくって、温泉を年な者に入ごっせんならということで、最初の発想なんです、これが。そしてまた、だんだんと今の国土交通省ですね、乗ってきたりして、駐車場、そしてまた交流施設、物産館をつくるということで農林水産省、いろんな形の中で今の形になったわけなんですけれども、いろんな人の話を聞く中

で、どうして温泉が高いのか、料理が悪いのかと、いろいろと話も指定管理者にかわってから聞きます。

その中で、やっぱり市民のニーズに合った声を聞かんとですね、経営もなかなかで、ただ、一見客が通って、こういう言葉がありましたとか、森の駅にしてもそうですよ、ただ、1人、2人の人がつり橋をつくってくれ、こういうことがあったら、つり橋をつくったら、登山をする登山者、初心者の方には登山者の経験の人もついていかなければならん、いろんな面でまたそういう方向にもなっていく。道の駅もまたそういう方向ですね、ウォークボードもつくった。だけど、歩く人もいない。灰がたまっているだけ。掃除もない。だから、いろんな試行をする中で、皆さんが英知を結集して、していかなんことには、もう本当に道の駅も黒字が出るというようなことはまずありません。

そういう中で、今回は出荷者のその金額がおくれたから、議会でもちょっと言ってみてくれんかということで、いろいろと聞いたわけなんですけれども、これから今後の見通しはどうなっていくのか、ちょっと商工観光課長にお尋ねをして、質問を終わります。

**○商工観光課長（塚田光春）** 今、徳留議員がおっしゃったとおり、確かに新指定管理者にかわりまして、民間ということで我々は少しはちょっと安堵してはいたんですけれども、いろんな、今先ほどおっしゃいましたように、料理の問題だとかそういったもろもろ、クレームも承っております。ですので、やはり経営に参画するのはいかなものかとは思いますが、今後はそこら辺まで、やはり日常的に行きながら、お客さんの声とかいうのをいろいろ聞いて、今後、十分な指導をしていきたいと思えます。そしてまた、協定書や業務計画書に基づき適正に遂行されているか、業務の実施状況を業務報告書にて提出させまして、庁舎内で構成

します道の駅の経営委員会と、年3回ほど実施する予定でございますけれども、これを薩摩おごじょ・芙蓉商事グループ出席のもと、ヒアリングをしながら、指導していきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○徳留邦治議員** 観光課長が言われるとおり、しっかりとヒアリングをしたりしながら、道の駅の指定管理者と、そしてまた出荷者の声も聞きながら、今後、黒字の方向になるように協議をしていってほしいと思います。

次の3点目に入りたいと思います。

旧国道220号線については、早崎防災の関係の中で、私はもう防災会議員の1人でしたので、その中でちょっと当時の松岡課長でしたかね、いろいろと話をしました。その中で、私は旧国道は要らないと。なぜかという、維持管理費が余りにも高くついていくのではないかということ、当時の松岡課長に話をしましたら、松岡課長が、橋をつくる条件で、市があとを管理するというふうになっていたようであります。じゃっどん、どこも財政がない中で維持管理は大変やっで、国交省のほうでしてくださいと、再三お願いをしたわけなんです、私と市長と国交省の防災会議、9名の中の一員に加えていただきまして、いろいろまた議論もしました。そしてまた、雨量の関係とか、ゲートの問題とか、そしてまだ未整備の部分とかもいろいろしましたけど、そういう中で国交省からマップが送られてきてまして、どうしても旧国道は市で管理をしなければならないようになったようです。

これについては、名所である橋が牛根地区にできました。だから、旧道を利用する人も多いです。そういう中で、どうして整備・維持管理していったらいいのか、私もまた、ない頭をひねり切って、どのようにしたらいいのかなというふうに考えている中で、1つ、歩道でも片側通行にでもして桜でも植えて、桜の名所でもつ

くったらどうかかと、そうしたら整備もできるんじゃないかと、目も届くようになるのではないかなというふう考えたわけでございます。

そして、先日の一般質問の中で、池之上議員が彼岸花の道をつくったと言われました。牛根の土建業の方とか、ほかのところには負けないように、今、桜の国道沿いをつくろうということで、環境整備をしようということで一丸となって、今、福山寄りの牛根境の北のほうから桜を植えてやっています。そういう中で、桜の名所でも整備はできないかなということをお尋ねをして、質問をさせていただいています。そのことについて土木課長の御見解をお願いいたします。

**○土木課長（深港 渉）** 今、旧国道を利用して、あるいは一方通行化して、桜の植栽を植えて、牛根大橋と一体となった景観名勝的な利用等ということで御提案があったわけでございますけれども、そもそも議員のほうからありました、議員みずからが国道沿いに自分の土地等に桜の木を植えられていらっしゃることは、よく御承知と申しますか、認識しております。そういった中で、今の旧国道への御提案でございますけれども、現時点の状況で申しますと、推進という形での明言というのはちょっとはつきりとは言えない状況であるとしか言えないということでございます。

と申しますのが、1点目が、本道路は、道路機能としての管理移管を受けたものでございまして、用地そのものは国交省のままであります。この中に、例えば路面を片方つぶして、掘削してあるいは植栽する、桜の木を植えるとか、このような構造的変更になりますので、地底であります地権者の国交省との協議も必要ではないかと考えているところでございます。

また、一方通行化の御提案につきましても、例えば、こうしますと交通量の減につながり、遊歩道的な利用もしやすくなるとは考えており

ますけれども、これにつきましても、現在の表面上の管理者であります市独自では移行しがたいと考えておりまして、必然的に、一方通行化になるための有識者の提言でありますとか意見とか聞き、あるいは公安委員会等との協議が伴うものではと考えております。

当然、この御提案につきましても、観光浮揚策という一環としても考えるべきとは思いますが、御指摘のありましたとおり、本道路は現在も降雨量による通行止め規制の対象路線でありますことから、現状の地形的な不安も考慮しまして、関係部署一体となって慎重な検討が必要ではと考えているところでございます。

以上でございます。

**○徳留邦治議員** 土木課長の御明確な御回答、今後の状況を見きわめてまた検討していかれるようお願いいたします。

次に、4点目の牛根地区の小学校の統合については、総務課長から、るるいろいろと御回答がありました。教育長が言われました、平成10年に統廃合の議論がなされたと言われましたが、正確には平成8年に統廃合の議論が出ております。中学校の統廃合より数年前に、人口減の観点からいろいろと議論されているようであります。

中学校がなくなりまして、次はやっぱり地元の方も寂しい思いをして、次は小学校の番だなということは、るる認識をしております。その中で、何とか地元で支えようというのが小学校でありまして、小学校に対しましても、地域住民の集団下校の指導とか、それから防犯パトロールとかいろいろなされて、小学校に対して協力をなされています。またその中でいろんな行事にも参加いたしまして、校区民と一体となった運動会もなされて、3小学校ともなされているようであります。

そういう中で、130年の歴史を持つ牛根校区の小学校ですが、いろんな思い出、歴史もありま

す。私はまた、中学校の統廃合にも賛成をしなかった、反対した1人でもありますが、時代の波には逆らえないで、そうになりました。

この統廃合については、時期尚早とは思いますが、やっぱり地元民といたしましては、これだけ過疎化が進んでくれば、いつごろやっぱり統廃合になつのかなというものは考えて、心の片隅にでも思っていかなければならないのではないかと思います。また、そういう中でのメリット・デメリットはどんなものがあるのかなと、中学校と違って小学校はどうなのかなというのがありますが、教育長はどう考えておられるのか、わかっていた点で、メリット・デメリットの点をお聞かせを願いたいと思います。

**○教育長（肥後昌幸）** 先ほども申し上げましたけれども、小学校と中学校、歴史が倍以上違つくと、また小学校というのは本当に地域に密着して、自分たちの心のよりどころになっている学校がほとんどだろうというふうに思います。ですから、これはできるだけ地元の方々の思いを大事にしなければならないというふうに私は思っております。

メリット・デメリットですけれども、牛根3小学校、先ほど教育総務課長が申し上げましたように、3校合わせても今、56人です。5年後はこれが52人になるということになります。これを3校統合しても、これは複式学級になってしまうんですね。非常に寂しいことだと思います。

ただ、今、1人しかいない、さっき3・4年生は単式というふうに言いましたけれども、単式というのは、隣の学年がだれもいないために単学級になっているんですね、事実上。というのは、例えば松ヶ崎小で言いますと、3年生に1人だけ、教頭が来たもんですから、教頭が子供を連れてきたために、3・4年生はいないところが、1名出て、4年生はいないんですね。

そういう状況でございます。しかし、それが統合しますと、そういうのはなくなるだろうと。いわゆる1人きりとか、そういうのは解消されるかもしれません。

それから、人数がふえるということでいろいろな行事をするときに、集団でする行事もたくさんあります。そういうのができるということにもなります。また、友達がたくさんふえるというのもあります。そういうのがメリットだろうというふうに思います。

それから、デメリットというのは、やはり何ととっても、子供にとりましては通学距離が長くなってしまいます。バス通学ということになるだろうと思います。それからまた、地元がなくなりますので、地域の行事等に参加、なかなかしにくいのもあるのかもしれないですね。

しかし、子供がいなくなるわけじゃございませんので、これは中学校も一緒ですけれども、しかし、それにしても、学校がありませんので、そういう寂しさというのは出てくるだろうというふうに思っております。

**○徳留邦治議員** ありがとうございます。

そういう中で、地域としても本当に寂しい思いをしていくのかなと。そういう中で、いろいろ市長としましても、あると思いますが、市の職員も集落から1人もいなくなります。前、水迫市長が言われていた地域職員ですね、地域職員に値するのも1人もいない。あと2～3年したら、境校区から市の職員は1人もいなくなります。そういう点から、子供が少なくなっていくのもやむを得ない。今後、どのようにしていったら過疎化を切り抜けていけるのか、これはもう市長・議会・職員一丸となって考えていかなければならない課題だろうと思います。ということで、私の質問を終わらせていただきます。

最後に、ことしのトリを務めさせていただきまして、大変恐縮ではありましたが、要を得な

い質問ではありましたが、皆さんに御迷惑をおかけいたしまして、どうもありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）以上で、一般質問を終わります。

○副市長（寺地浩一）済みません、終わったところで。

先ほど午前中の持留議員の一般質問の生活保護行政についてという部分で、市税等の未納を生活保護費から差し引き支給することはできるのかという御質問がございまして、2人の課長が答弁をいたしまして、ちょっとそごがあるように、皆さん感じたと思いますので、そのところをちょっと整理ができましたので、御報告を申し上げます。

税務課長が申しました福祉事務所から市民課と税務課に生活保護の適用開始の報告がなされた場合は、確実に滞納処分の執行停止は行っております。先ほどの保健福祉課長の答弁で、被保護者の自主的な依頼があった場合は、差し引き支給という言葉を使いましたけれども、実際はですね、その御本人が税を納めたいというような場合につきまして、福祉の担当職員に、納付書と、あと生活保護費を一たん受けた後に、これでかわりに納めてほしいというお話があった場合は、それを受け取って納付をしているというようなことのごようございまして、市のほうで請求をしているというような状況ではないということございまして。

あと、市税等という言葉も使いましたけれども、例えば住宅使用料でございしますれば、住宅費について生活保護費の中で見ている場合は、それは当然、納めていただくわけですので、それについて納めていただくとかいうような部分はあるということございまして。

納得はないかもしれませんが、一応確認した段階ではそういうことございまして。

○議長（宮迫泰倫）本日の日程は、全部終了

しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明8日から15日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、16日の午前10時から開きます。

△散会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会いたします。

午後2時37分散会

平成 23 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 23 年 12 月 16 日

本会議第4号(12月16日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年12月16日 午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫） 日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会委員長から所管事項調査の報告及び議会改革調査特別委員長から中間報告の申し出がありますので、これを許可します。

総務文教委員長北方貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教委員会の報告をいたします。

去る11月14日から16日にかけて、総務文教委員8名と随行1名により、高知県南国市及び高岡郡梶原町において所管事項調査をいたしましたので、報告いたします。

最初に、南国市であります。高知市の東隣に位置し、高知市に次ぐ高知県第2の都市で、人口約4万9,000名ほどでありました。

今回、市民と地域、学校給食の結びつき等を検討・検証するため、南国市において、食育を柱とした学校給食のあり方について、その取り組み状況等をさまざまな視点から調査してまいりました。

南国市においては、平成11年学校教育基本方針以降、知育・徳育・体育に食育を加えた4つの領域を教育の柱に位置づけ、教育活動の全領域で、学校給食を中核とした食育の取り組みを実践されておりました。

学校給食は、地産地消を心がけ、平成9年度から地元南国市の中山間地域の棚田米を利用し、平成15年度からは週5日制の米飯給食を実施しておられました。また、平成10年度からは家庭用炊飯器を各クラスに置き、炊きたての御飯を提供したところ、子供たちの食べ残しがほとんどなくなったとのことでした。さらに、季節食材につきましては地産地消を心がけ、約80%を地元産の食材を使用しておりました。

地元の棚田米を利用することで、学校給食会等との熾烈なせめぎ合いがあったとのことでした。地産地消と食育を旨とし、農業担当課や農業委員会、学校給食担当課の連携した努力で解決したとのことでした。

また、子供たちは棚田米の田植えと刈り入れを実践し、農業者とも交流していることや、学校の花壇等を利用して学校菜園をつくっている等のお話もありました。子供たちの給食に棚田米を使用することとなってから、中山間地域の農業振興にもつながり、耕作放棄地の減少や生産者の意欲の向上が見られたとのことでした。

本市のセンター方式と南国市の自校方式との違いにより、なかなか難しいことがあると思いますが、地域と行政、教職員の理解と、保護者と子供たち、生産者の共通の理解の上で、本市も次世代を担う子供たちの健全育成に根差した取り組みを、時間をかけてでも実践すべきであろうと思います。本市も、食育基本法の推進のために推進体制の確立が急がれるところだと思います。

次に、現在の電力供給にあって、石油資源の枯渇や、本年3月の東日本大震災の東京電力福島原子力発電所放射能漏れなどに代表され、今日的に課題となっており、「環境」をキーワードとした施策の推進と再生可能エネルギーへの取り組みを検討・検証するため、梶原町において所管事項調査を実施しました。

梶原町は全国からの視察が多く、北海道音更

町、埼玉県所沢市、我が垂水市と、3市で合同の研修を行いました。

梶原町は、高知県の西部山間部の日本三大カルストの四国カルストに位置し、清流四万十川の源流域にあるところでした。面積は236.51平方キロメートル、本市よりかなり広い面積ですが、その91%は山林が占めており、町の標高差は南部の低いところで海拔220メートル、北部では1,455メートルと、実に自然豊かな町でありました。かの坂本龍馬を初め、土佐藩士が脱藩した脱藩の道・維新の道として歴史ある趣がありました。

人口は3,800名余りで、失礼ながら相当にこじんまりとした印象を持っておりましたが、昨年、22年度一般会計決算75億円ほどとなり、町並みは実に多彩で、かつ整然としており、この町の多面的な豊かさを実感することでした。

この梶原町は、全国に先駆け、風力・水力・太陽光・地熱の地球環境に優しい自然エネルギーを活用したまちづくりを展開されており、町内各所にその自然エネルギーを利用した施設が点在し、絶妙な農村都市を形成していました。

5年前に建てられた役場庁舎は、防災の拠点機能、住民の利便性、地元梶原産材の利用をコンセプトに、災害時の避難場所やイベント会場として多彩な空間を持たせ、木材を利用することで「木の町」としての梶原町にふさわしい空間ができており、また、空気中の一酸化炭素濃度を固定し、地球温暖化規制に貢献しています。さらに、毎時80キロワットの発電量を誇る屋根一体型の太陽光発電システムを取りつけ、庁舎内の電力を賄っていました。

梶原町の風力発電は、平成11年12月に、標高1,300メートルの四国カルストに毎秒3メートルからの風で発電するデンマーク製の風車を2基設置し、最大で1時間600キロワットの電気をつくっていました。総工費4億5,000万円ほどで、現在、四国電力への売電が年間平均3,500万円程

度あるとのことでした。その利益は森林整備交付金として森林保全に還元され、さらに豊かな森を再生するように使われておりました。

豊かな森から生まれる豊富な水力を利用して、わずか6メートルの落差を利用した小水力発電所を建設し、その電力は、昼間は小・中学校の電力として、夜は街灯の電力を賄っておりました。

さらに、平成10年には、地下100メートルから地熱のエネルギーにより、日を問わず利用できる町営温水プールも建設されておりました。

また、太陽光発電普及のため、1キロワットに20万円の設置助成金を出すなど、まさしく自然エネルギーの循環型社会を実践しておられました。

梶原町は、バイオマス事業にも取り組んでおられ、地の利を生かした間伐材、廃材を利用し、木質ペレットを生産し、冷暖房やボイラーの熱源として利用されておりました。

まだまださまざまな取り組みをされ、全国的に有名なエコタウンである梶原町は、その前段階として「利益を町民に還元する」という基本姿勢を貫いておられ、活用可能な資源の調査、関係省庁との職員交流を含め、研修・連携による事業導入、わずか職員70名ほどで連携して職務を遂行する行政職員の地道な努力、要所で説明いただき、梶原町議会産業委員長の職員に対する厚い信頼など、実にさすがしく、感服させられました。

梶原町は、地形や自然、史跡など無駄なく活用し、それぞれの発電施設の立地場所も観光と密接に関連づけ、今後、2050年までに40基の風力発電の増設を構想されており、現在求められていることをしっかりと分析し、先を見通す取り組みや体制が整っております。

本市も、地形、地勢、自然、歴史など、梶原町に全く引けをとらない条件下にあります。脆弱な予算規模ではありますが、市長を初めとし

て、職員の皆様や我々議員、市民の皆様で知恵を出し合い、工夫しながら、魅力あるまちづくりをしていく必要を肌で感じた調査となりました。

以上で、総務文教委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、産業厚生委員長大藪藤幸議員。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）皆さん、おはようございます。

それでは、産業厚生委員会の調査内容を御報告申し上げますが、産業厚生委員会では長時間にわたり、しかも多岐にわたり調査をしてまいりましたが、かいつまんで御報告を申し上げたいと思います。

去る10月31日から11月2日までの沖縄県国頭村、同じく沖縄市において、私ども産業厚生委員会の8名及び随行1名は所管事項調査を実施したので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、国頭村について報告いたします。

国頭村では、廃校舎を再利用しての住民福祉向上に役立てる社会福祉複合施設の取り組み状況と課題について研修いたしました。

国頭村は、人口は約5,000人で、沖縄本島の最北端に位置しており、面積は県内で4番目に広い194.8平方キロを有しております。中央部は原生林が生い茂り、国の天然記念物に指定されているノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴガネ等の貴重な動物たちが生息し、東洋のガラパゴスと言われております。

また、国頭村最大の特徴である多様性に富んだ、かけがえのない地域資源を各種機能別に有効活用し、「森と水とやすらぎの里“くにがみ”」づくりに取り組んでおりました。

国頭村の東部地区に位置する楚洲区は自然環境に恵まれた地域であります。村の中心地から最も遠い地域であり、過疎化が著しく、平成

15年に地元より「廃校後に地元の活性化につながる有効活用を」と村当局に要請があったこともあり、平成16年3月に楚洲小学校が廃校となり、跡地利用施設整備を進め、平成16年度に社会福祉施設整備計画書、児童福祉施設等整備協議書を提出し、校舎の改築などを行い、平成18年に定員20名のデイサービスセンター、定員14名の生活支援ハウス、定員30名の僻地保育所、定員62名の宿泊施設の社会福祉複合施設「楚洲あさひの丘」が開設されました。このような多機能をあわせ持つ社会福祉複合施設は珍しく、沖縄県でも初めての試みであるということでございます。

施設建設に要した総事業費は約4億1,000万円で、そのうち約1億2,000万円は国庫から交付されておりました。

過疎化が進んでいる地域においては、「楚洲あさひの丘」のように1カ所に複数の施設を集中させることで、コストや人員配置を効率よく運用するメリットは大きいと感じました。また、廃校舎を再利用して施設整備費用が軽減されることを考えると、本市にあります3つの廃校跡地の利活用について、大いに参考になると感じました。

国頭村については以上でございますが、市内の中学校が統合され、その跡地の利活用についてさまざまな議論がなされておりますが、国頭村の取り組みについては大変参考になるところが多く見受けることができました。

次に、沖縄市についてですが、沖縄市では、企業誘致による産業振興と雇用拡大について研修いたしました。

沖縄市は、沖縄本島のほぼ中央に位置し、人口約13万人、総面積49平方キロを有しております。市の9割が標高100メートル以下の地形で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が西北部の丘陵地へと広がっています。市の北部は米軍嘉手納基地となっており、市の36%を占めてお

ります。

「にぎわいの創出と住みよい生活空間」をテーマとして「沖縄市中心市街地活性化計画」を策定し、地域資源の活用や新しい魅力の創造に積極的に取り組んでいました。

沖縄市は、人口が年々少しずつではありますが増加しており、若年者を中心として失業率が高い状況で、全体の失業率は13.6%、若年者は17.3%となっていました。産業別事業所を見ると、隣接している嘉手納基地に依存したサービス産業、建設業を中心とした経済構造でございました。

失業率対策が課題となっており、情報関連産業企業の誘致を初め、農業・漁業・製造業など地場産業の振興を含めた産業の創出に積極的に取り組んでいました。

沖縄市では、企業誘致支援メニューとして、1番目、民間施設賃借補助金、2番目、新入社員研修奨励金、3番目、市民雇用奨励金、4番目、情報通信産業施設整備補助金、5番目、地域総合整備資金貸し付け、6番目、産業集積支援補助金などがあります。加えて、国や県などの支援メニューもあり、これらを利用してさまざま企業が立地しておりました。

また、沖縄市には、市直営の沖縄市テレワークセンター、沖縄市ITワークプラザ、沖縄市モバイルワークプラザの3施設が整備されており、それぞれの施設整備費は、沖縄市テレワークセンターが約11億円、うち補助額約4億円で、コールセンターが2社立地しており、487名雇用。沖縄市ITワークプラザが約10億円、うち補助金約7億円で、コールセンター1社、CG制作会社2社立地しており、212名雇用。沖縄市モバイルワークプラザが約5億円、うち補助金3億円で、コールセンター2社、ソフト開発会社2社、データ管理会社2社立地しており、499名雇用で、家賃補助などの支援策を活用したことにより、他の施設や民間ビルにも企業が集積し、

立地企業21社で雇用者数約2,000人、そのうち市民約871人となっていました。

3施設に対する市の負担としては年間約300万円で、企業から市民に年間約8億円の賃金が支払われており、市民生活が安定してきているとの説明がございました。

最近までIT関連の企業を誘致することで雇用拡大を図ってきたが、今後はIT関連の企業以外の誘致にも積極的に取り組んでいこうと検討しているとのことでした。

以上が、沖縄市での研修報告です。本市につきましても、企業誘致の取り組み方について大いに学ぶ点が数多くあると感じました。

以上で報告を終わりますが、今回の視察研修は垂水市にとって参考になる事例が非常に多くあったことを報告して、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、議会改革調査特別委員長川尻達志議員。

[議会改革調査特別委員長川尻達志議員登壇]

○議会改革調査特別委員長（川尻達志）おはようございます。

議会改革調査特別委員会の活動報告を行います。

去る9月20日、11月10日に議会改革調査特別委員会を開催しましたので、その内容を報告します。

委員会の中で、今後の特別委員会の日程や方向性について委員からさまざまな意見が出されました。

まず、議会改革調査特別委員会を開催する日程については、会期中に1回、その間に1回、合計年に8回開催し、2年間を目途に各調査検討項目の結論を出していくということになりました。

次に、調査検討項目についてですが、各委員より活発な意見が出され、議会基本条例制定に

向けて、議員定数について、予算委員会の設置検討、市民への情報公開の4つの調査検討項目をメインに取り組んでいくこととなりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、諸般の報告を終わります。

△発言の申し出

○議長（宮迫泰倫）ここで、水産課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○水産課長（岩元悦郎）12月6日、川畑三郎議員一般質問に対する1回目の答弁に対し、漁協からは、市内各金融機関への融資がスムーズにできるよう市からもお願いの文書を出してほしいとの要請もあり、そっちのほうは市がリスクを負わないのであれば問題ないと思われるので、どういう内容にするか、今、漁協と調整しているところですよという趣旨の答弁をいたしました。漁協からは、市内各金融機関への融資がスムーズにできるよう市からもお願いの文書を出してほしいとの要請もあり、そっちのほうは問題ないと思われるので、どういう内容にすればいいか、今、漁協と調整しているところですよ」というふうに修正させていただきます。

（57ページの発言を訂正）

以上でございます。

△議案第73号～議案第83号、陳情第3号～陳情第6号、請願第4号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、議案第73号から日程第12、議案第83号までの議案11件及び日程第13、陳情第3号から日程第17、請願第4号までの陳情4件及び請願1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案

議案第74号 鹿児島県市町村総合事務組合を組

織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

議案第75号 垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について

議案第76号 垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について

議案第77号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

議案第78号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第79号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第80号 平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案

議案第82号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第83号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案

陳情第3号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について

陳情第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情

陳情第5号 郵政改革法案の早期成立の意見書の提出について

陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書

請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」と「小規模修繕契約希望工事登録制度」の創設を求める請願書

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長大藺藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藺藤幸）去る11月28日

の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、12月9日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第75号垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について及び議案第76号垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第4号T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情については、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号「住宅リフォーム助成制度」と「小規模修繕契約希望工事登録制度」の創設を求める請願書について、採択することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長。

〔総務文教委員長北方貞明議員登壇〕

○総務文教委員長（北方貞明）去る11月28日及び12月7日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、12月13日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第73号垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

議案第74号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の減額補正や各種事業の不用額、不足額について審査をいたしましたが、審査の中で、特に危機管理監の報酬引き上げについて、なぜ残任期間での報酬増額があり得たのか、設置要綱や報酬に係る規則との整合性などについてや、危機管理の体制についてのさまざまな質疑が出されました。

なお、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出で、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の報酬15万円と共済費1万9,000円を減額する一方、14款予備費、1項予備費に16万9,000円を組み替えようとするものであります。

修正案提出者の趣旨説明の概要は、危機管理監報酬の増額に対するものでありましたが、その増額は、設置要綱に基づく増額でないということで、現危機管理監との入れかわりによる残任期間については、前任者の報酬額と同額であるべきではないかというもので、審査の結果、当委員会としては、本案件に対する修正案について賛成多数により可決決定いたしました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、賛成多数により原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第78号垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案については、原案どおり可決しました。

次に、議案第79号垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

議案第81号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案につきましては、原案のとおり

可決されました。

議案第82号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更については、森の駅周辺の環境整備事業でございますが、委員から、森の駅の冬場の利用についてや、その利用に関しての調査・研究などを行ったか、さまざまな意見が出され、意見も出尽くしましたので、議案第82号を原案のとおり決することに異議がないかと諮ったところ、異議がありましたので、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第83号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第3号川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、採択することとし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

次に、陳情第5号郵政改革法案の早期成立の意見書の提出については採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○川尻達志議員 ただいま総務文教委員会の中で修正が出たということですがけれども、議案77号一般会計補正予算の中でどのような内容のやりとりがあったのか、御報告いただければありがたいと思います。

○総務文教委員長（北方貞明） 危機管理のことなんですが、まず委員の方から、どういう経緯であったかということなんですけど、市長のほうからは、しかるべき方から履歴書をいただき、前任者に比べても遜色のないとでありますということの報告もありました。それで、そういうことで、基本的にはその方のことを信頼し、新しい管理監を採用する方向にいったと。そし

て、その新採用される方と会ったかという質問に対しては、会ってはいないと。

そして、報酬の面では、まず自衛隊側から、正職にしてくれないかという、まずそれが最初あったそうです。そして、その中で、交通費を支給してくれないかということもあったようです。それに対しては、今現在、市が人員削減などをやっている関係上そういうことはとてもできないということを返事されたと。

それで、30万円の件については、こちらからは全然反論はなかったようで、30万円ありきで受け入れたというようなことです。そして、30万円受け入れるに対して、今まで25万円で管理監はおるわけです。その中で、5万円上げるにはどうしたらいいかという検討をされた結果、今、4日勤務を5日にすると、そして30万円との整合性を保つというような話もありました。

そして、一番の言われたことは、管理監が必要ということで情報が欲しい。そして、管理監は、OBであれば米国のNASA、そういうような情報が入る。そして、その中で、米情報と言えば、インターネットなんかではもちろん英語で書いてあるわけですがけれども、その英語にも通じておるから解読ができる、そのような内容もありました。

それで、委員からの質問で、4日間でやっていけないのかと質問が出されましたら、4日間でも十分危機管理監はやっていけるというような答えも、執行部からの答えが返ってきました。

そして、天下りについてはどうかということですが、12月15日自衛隊の方は退職されるという話がありました。そして、1月から勤務となれば、一般的には天下りと思われても仕方がないというふうな答えでした。

それから、委員からの要綱など文書の決まり事は守らなければならないと思うがということに対して、市長は、考え方としては私は理解していますというようなことも述べられており

ます。

以上のようなことが議論されました。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑は。

○川尻達志議員 この危機管理監制度ができたのは、御承知のとおり、大変な人災やら災害があったから。今、災害がないからいいんですけども、この前も申し上げましたけれども、災害のないときは、次の災害が来るんだと、そういう思いでいるべきだろうと思っております。今回の東日本大震災もそうであります。何も無いときに必ず備えをしておかなきゃならない。これは危機管理の鉄則だろうと思えます。

そういった意味で、私は危機管理監については活用方法だと思うので、ぜひ使いこなしていただきたいということと、あわせて、やはり何と申し上げても厳しい状況ですので、本市としては、市民の理解を得るような環境というんですか、ここらもしっかり検討されていっていただきたいということをお願いをしておきます。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 私は産業委員で総務委員会を傍聴しておりませんので、そのときの内容を今、委員長が報告をされましたけれども、しっかりとした内容が本当に質問に答えているのかと、議事録があるはずでございますので。

というのが、執行部のほうも、ちょっと後ろの先輩たちからも、そういう内容ではないんじゃないかというような話がちらっと聞こえるもんですから、やはりこれ採決をすることになりますと、自分の判断能力が鈍ってしまうということで、何か議長、総務委員会の内容そのものをしっかりと伝える方法はここでございますか。

○議長（宮迫泰倫）ちょっとお待ちください。

ただいまの質問にお答えします。

委員長報告による議案の内容についての質疑を行うことは、質疑の繰り返し、蒸し返しとな

りますので、認められません。委員長報告は、委員会の審査経過と結果に対する質疑となりますので、御了承願います。そういうことです。

以上です。

ほかに御質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

議案82号と陳情5号について、反対の立場で討論をしたいと思えます。

まず最初に、議案82号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について、反対の立場で討論をいたします。

計画自体を否定する立場ではありません。事業運営において問題点を明らかにし、対策をとっていくことは、責任上、当然の取り組みだと思えます。

そこで、問題点の1番目は、今回は、その打開対策のために事業内容からも相当の財源、税金を投入することになります。交付税措置があるなど有利な財源構成ではありますが、市の持ち出しも相当なものになります。

何よりも問題視するのは、多くの公共施設が、建設したのはよいが、事前の計画の検討や対策が十分でなかったこと等で、その後の維持管理に多額の費用を要することが本市でも全国でも問題になっていて、財政改革や財政運営の取り組みに大きな影響を与える点であります。このことを前提としながら、今回の提案を検討する必要があったと考えます。この点を克服していくことが、この事業の打開策の必須の課題だと考えます。

提案するに当たっては、さまざまな角度から

の分析、単に利用者からの要望や意見だけではなく、県下の類似施設の分析や専門家等の助言も必要だったと考えます。

2点目は、事業経過からの課題や今日の施設運営で求められている節電やエコ対策など低エネルギー社会への取り組みの視点、環境保全対策など社会が求めている取り組みです。そのことは、経費削減という運営上この施設に求められている課題でもあります。この点での取り組む観点が見られませんでした。

3点目は、この施設は2009年12月議会での設置条例のときに議論したように、2つの異なる目的を持つ施設ミッションです。このことが事業運営上どのような影響を与えているのか、明らかにされませんでした。この点を明らかにしないと、今回の事業目的を果たすのが疑問と感じざるを得ません。

以上のような観点から納得のいく提案でないことから、現段階では反対をしたいと思います。

次に、陳情第5号郵政改革法案の早期成立の意見書の提出について、問題点を指摘し、陳情に反対いたします。

陳情の要旨で目的は明らかにされています。現行の民営化法では郵便事業の全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金、保険が提供されない郵便局があらわれ、公益性、地域性が失われるおそれがあると指摘し、これらを解消するために郵政改革法案の早い成立が必要と求めています。

しかし、国会の議論で明らかなように、郵政事業の見直しを求めるのであれば、郵便、貯金、保険のサービスを全国の郵便局一体で受けられるようにすることが必要です。ところが、現行のゆうちょ銀行、かんぽ生命は、金融ユニバーサルサービスを提供する法的な義務を負っていません。法案では、金融の全国一律サービスの義務づけは親会社だけで、直接金融サービスを

提供する金融2社には義務を課さないとしています。

金融ユニバーサルサービスとは、たとえ不採算の地域であってもサービスを提供することにあります。株式会社は利益の最大化が目的であり、もうからない地域から撤退する可能性があります。現に、過疎地や離島では民間の金融機関が店舗を減らす中、郵便局は唯一の金融窓口というところが少なくありません。

郵政事業のあり方について、利潤の追求ではなく公共の福祉の増進を事業の目的としてはっきりさせる方向への改革が必要だと考えます。陳情が求める目的のためには、全国二万四千余の郵便局ネットワークによって提供されている、生活に不可欠なサービスを全国一律サービスとして保障する公的な事業体として再生することを目的とすべきと考えます。

このような点から、陳情には賛成できません。

以上で、討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

総務文教委員長報告で修正のありました議案第77号及び御異議のありました議案第82号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第82号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

これから、議案第77号の採決を行います。

総務文教委員長の報告は、修正です。

まず、委員会の修正案について御起立によつ

て採決します。

委員長の修正案に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

次に、議案第82号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

御異議がありますので、陳情第5号を除き、陳情第3号から陳情第6号までの陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第5号を除き、陳情第3号から陳情第6号までの陳情3件は、いずれも採択することに決定しました。

次に、陳情第5号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、陳情第5号は採択することに決定しました。

次に、請願第4号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

議員の皆様方にお知らせいたします。

ただいまから全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、御参集願います。

午前10時53分休憩

午前11時5分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

△意見書案第3号～意見書案第6号一括  
上程

○議長（宮迫泰倫）日程第18、意見書案第3号から日程第21、意見書案第6号までの意見書案4件を一括議題とします。

意見書案第3号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書 案

意見書案第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書 案

意見書案第5号 郵政改革法案の早期成立の意見書 案

意見書案第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書 案

○議長（宮迫泰倫）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）

九州電力は2011年1月12日、国へ川内原発3号機増設に係る原子炉設置許可申請をおこない、2013年度着工、2019年度運転開始を目指しています。しかし、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発などによる「原発震災」は未だ収束の目途が立たず、空や海や陸地へ大量の放射性物質が放出され、多くの人々が故郷を追われ、多くの国民が被曝に怯え、多くの農業や水産業などの従事者は放射能汚染被害とその「風評被害」に苦しめられ、国際社会からも強い批判を受けています。原子力安全・保安院は、史上最悪とされるチェルノブイリ原発事故と同じ国際評価尺度のレベル7と暫定評価しました。

政府は福島「原発震災」を受け、川内原発などの原発新增設を盛り込んだ「エネルギー基本計画」を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置付け、省エネ社会の構築を打ち出し、脱原発・減原発へ進もうとしています。

第一に、これまで原子力発電所は「止める・冷やす・閉じ込める」という「多重防護」によって絶対に過酷事故は起きないと言われてきましたが、この「安全神話」は脆くも崩壊してしまいました。原発事故被害の大きさと甚大な経

済的損失は、人類が原子力と共存できないことを示しています。

第二に、川内原発増設計画を中止しても社会全体の自主的な省エネを強めれば電力供給に不安はありません。九州電力の原発を全て停止しても、電力供給力に余裕があることが九州電力の資料によって明らかになりました。

第三に、安全性や核兵器拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなどの多くの問題を抱えている原子力発電中心のエネルギー政策を転換し、地球にやさしい温暖化対策のためにも、再生可能エネルギーを軸にした地域分散型小規模発電ネットワークづくりが求められています。

よって、以下の事項について強く要請します。

記

- 1 手続きを凍結している川内原発3号機増設計画を白紙撤回し、中止すること
- 2 川内原発の定期点検後の稼働については、九電が「緊急安全対策」として平成26年度初めまでの完了を目指している重要機器の防水対策などの実施後、福島第一原発事故の事故原因の究明とそれを踏まえた政府による抜本的な安全対策を行った後、避難対象となっている地域を参考にして想定し得る関係自治体・議会及び住民の了解を得ること。
- 3 九州電力内の全ての原発が停止しても最大電力需要時に対応する供給力が十分にあり、アジア諸国の電力事情を踏まえ「電力事情」を理由にした企業の海外進出はありえないことを明らかにすること。併せて、社会全体の省エネを促進し、ガスなどのエネルギーの多様化を推進すること。
- 4 福島第一原発などの事故を踏まえてEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の大幅な拡大や防災訓練などを抜本的に見直すとともに、モニタリングポストの地震・津波対策や第二オフサイトセンターを川内原発

から30キロ以遠に移設するなど、防災体制を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

垂水市議会議長 宮迫 泰倫

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

---

T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）

後世に継ぐべきわが国の美しい国土は、長きにわたる農山漁村のたゆまぬ日々の営みにより保全されてきたものであり、国家の礎たるこの伝統のうえに現在の国の発展があることを忘れてはなりません。

一方、世界的には、発展途上国の経済発展や人口増加などにより、世界の食料需要は逼迫し、食料争奪の様相を呈しています。食料価格は、投機マネーの流入も手伝い、過去最高値を更新し続けています。日本が世界市場で自由に食料を安定的に供給できた時代は、すでに過去のものとなりました。

また、わが国は、戦後最大の自然災害となった東日本大震災に見舞われ、未来に向けて学ぶべき多くの教訓を得ました。食料安全保障もその一つであり、一時的な食料供給不足を経験したことで、過度に貿易に依存するのではなく、地域・国内で食料生産を行うことが、いかに重要であるかを多くの国民が再認識することとなりました。

さらに、J Aグループが実施した「T P P 交渉参加阻止1千万署名全国運動」では、5月末の仮集計において、当初目標を大きく上回る約1120万人分の署名を集めており、国民からの多くの賛同の声をいただいているところであります。

こうしたなか、例外なき関税撤廃を原則とするT P Pは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、我々はT P Pへの参加に断固として反対であります。T P Pは、被災農家の将来に向けた営農意欲を挫き、復興の足かせにしかならないばかりではなく、地域経済・社会、ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであり、T P P参加検討を直ちに中止されるよう強く要請申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成23年12月16日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

農林水産大臣 鹿野 道彦

財務大臣 安住 淳

外務大臣 玄葉 光一郎

経済産業大臣 枝野 幸男

---

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができず、各種手数料が上がった等、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵政事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、

将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。当市においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、先の通常国会と未だ成立しておらず、棚ざらしの状態が続いている。この間、郵政事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4千ある郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成23年12月16日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 平田 健二

総務大臣 川端 達夫

郵政改革担当大臣 自見 庄三郎

---

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書（案）

九州地方の風水害による被害は全国と比較しても非常に多く、また、土砂災害は全国で発生するうちの約6割が九州で発生しており、降雨による道路の事前通行規制で頻繁に孤立する地域も数多くあります。

このため、九州においては、河川の氾濫、高

潮被害、土砂災害等の自然災害に対する早急な対策が必要となっています。

また、高速交通基盤の整備が遅れている地域では人口や所得等の伸びに格差がみられるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取組が必要となっています。

さらに、地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務となっています。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理は国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。しかし、現在、政府・財界が推し進めている「地方分権（地域主権）」、「道州制導入」は、憲法・地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権（地域主権）の実現に向けたものではなく、国の役割、とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均等な発展にも影響を及ぼしかねません。

一方、関西・九州ともに平成23年5月26日に発表した移譲機関に「①経済産業局②地方整備局③地方環境事務所」を提示しています。さらに、九州知事会は出先機関を「丸ごと」移譲すると今年の7月1日に発表しています。「直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備（高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路）等に限定する」としており、このことが推し進められれば、地方と都市の地域間格差及び防災面への不安がさらに拡大すると共に、行政サービスの低下を招くこととなります。

さらに、「地方分権（地域主権）」も「道州制導入」も国民の間では全く議論になっておらず、こうしたことを強引に推し進めることは主権在民の原則を頭から否定するものです。

憲法第25条では、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとし、国の

社会的使命が規定されています。

国民の生命と財産を守るための社会資本の整備・管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められています。

よって、国におかれては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の3点についてつよく要望します。

記

- 1、「地方分権（地方主権）」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論をだすこと。
- 2、防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。
- 3、現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成23年12月16日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

内閣総理大臣 野田 佳彦  
国土交通大臣 前田 武志  
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案4件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、意見書案第5号を除き、各意見書案について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号を除く、各意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

△垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（宮迫泰倫）日程第22、選挙、垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

○川畑三郎議員 この際、動議を提出いたします。

垂水市選挙管理委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によられたいと思います。

○議長（宮迫泰倫）ただいま川畑三郎議員から、垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については指名推選によられたいとの動議が提出されました。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮迫泰倫）所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。  
お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法は指名推選によられたいと動議は可決されました。

指名をお願いします。

○川畑三郎議員 それでは、指名をいたします。

さきの全員協議会で話し合いがなされたとおり、垂水市選挙管理委員に垂水市上町88番地の柿木田良廣氏、垂水市牛根麓2773番地2の今村富義氏、垂水市中俣377番地3の後迫洋氏、垂水市柗原734番地2の岩元勇男氏、以上4名を指名いたします。

次に、垂水市選挙管理委員補充員につきましては、垂水市田神277番地の高野猛氏、垂水市牛根麓2067番地3の大山信矢氏、垂水市海潟595番地1の平野日出生氏、垂水市新城3706番地1の安藤千年氏、以上4名を指名いたします。

なお、補充員につきましては補充の順位がございりますが、補充の順位は、ただいま指名しましたとおりの順位にしたいと思います。

よろしく御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいま指名されました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に柿木田良廣氏、今村富義氏、後迫洋氏、岩元勇男氏の4名が、同補充員に高野猛氏、大山信矢氏、平野日出生氏、安藤千年氏の4名がそれぞれ当選されました。

なお、補充員の補充順位は、ただいま申し上げますとおりの順でございします。

以上で、日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫） これをもちまして、平成23年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員